令和8年度

保育施設利用のてびき

おねがい

保育施設の利用申込手続きや必要書類について書かれています。
よくお読みになったうえで申込を行ってください。

川口市HP

保育幼稚園課公式X

川口市子ども部保育幼稚園課
問い合わせ先　０４８-２５９-９０４３

令和8年度

郵送での申込をご活用ください！

申込に係る利便性の向上のため、**「郵送」での受付を行っています。ぜひご活用ください**。

郵送受付締切日

令和8年4月1次申込：令和7年10月23日（木）
令和8年4月2次申込：令和8年2月18日（水）
令和8年5月以降の申込：利用希望月の前月5日（閉庁日の場合は翌開庁日）
※**すべて締切日の16時30分必着となります**。
※郵便物の土曜日配達及び翌日配達の休止に伴い、投函から到着まで1週間程度かかることがありますので、余裕をもってご提出ください。
※4月2次及び5月以降の申込では、受付締切日と不備書類提出期限が同日です。特に締切1週間前以降に到着する書類は、不備のないよう、十分に確認の上郵送してください。

郵送提出方法

本てびき同封の封筒に、切手を貼付のうえ郵送してください。
郵送方法の指定はしませんが、簡易書留等、追跡可能な方法を強く推奨します。
※郵送受付後、「受理票」を含めた書類を返送します。
※本用紙裏面に、切手代金の目安を例示しますので参考にしてください。

〇4月1次申込については、郵送受付終了後、令和7年11月5日（水）～　令和7年11月10日（月）（土日祝日を除く）に会場を設けて受付を行います。
　提出方法により受付期間が異なりますので、お間違えのないようお願いします。

〇郵送受付を含めた申込に関する詳細は、本てびき「保育施設利用のご案内」にございますので、必ずご確認ください。

川口市役所　保育幼稚園課入所係

【参考】下記の表は、切手代金の目安となります。
※あくまで目安です。用紙の厚さによっても重さは異なりますので、再度重さ等を必ずご確認の上、送付してください。

書類の枚数 ※おおよその枚数となります。	切手代金 （普通郵便）	切手代金 （簡易書留）	
10枚以下（50g以下）	110円	＋350円	計　460円
22枚以下（100g以下）	180円		計　530円

※てびき同封の長形3号封筒を使用した場合
※郵便料金は、令和7年10月1日時点のものです。最新の料金については、日本郵便のホームページ等でご確認ください。

申込をする前にご確認ください

申込の準備が整いましたら、今一度下記事項をお読みいただき、申込を行ってください。

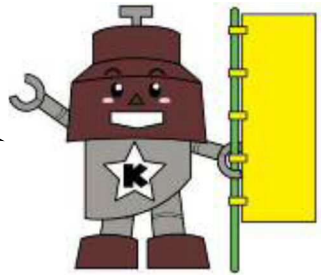

【申込全体について】

・本てびきの内容はご確認いただきましたか。
「保育施設利用のご案内」の最終項目「よくある問合せ」まで大切な情報が詰まっています。
お読みいただき、**不明な点は、保育幼稚園課にお問い合わせください**。

・保育施設は、これからお子さんが毎日通うことになる施設です。気になることは、**事前に保育施設に確認しておきましょう**。（1日の保育の流れについて、行事、実費徴収に関すること等）

【申込書類について】

◎**書類の不足、記入もれがないか今一度ご確認ください**。

・本てびき同封の申込書（**黄色**）、申請書（**青色**）、重要事項確認票（**ピンク色**）及び父母それぞれの保育の必要性の事由を確認するための書類は、**すべてのかたが必要**です。

・その他家庭やお子さんの状況に応じて書類を提出してください。

【希望施設について】

・**通いたい保育施設はすべて**、**通いたい順番で記入しましょう**。

・最大で**第 20 希望まで**申込が可能です。希望されていない保育施設で空きが発生した場合は、利用のご案内はできません。

・記入した希望施設はすべて、**お子さんの歳児クラスが受入可能年齢内かどうか**、必ず「保育施設一覧表」で確認しましょう。（0 歳児クラスは特に注意しましょう。）

【郵送申込について】

・書類は申込希望月の各締切日**16時30分必着**です。**消印有効ではありません**ので、お気を付けください。

・簡易書留等、追跡可能な方法を強く推奨します。電話等による到着確認は行いません。

・郵便事故や切手の料金不足で自宅あて返送された等により、締切に間に合わなかった場合であっても川口市では一切責任は負いません。

◎**郵便物の土曜日配達及び翌日配達の休止に伴い、投函から到着まで１週間程度かかることがあります**ので、上記に留意して、余裕をもって郵送を行ってください。

お子さんの発達や行動、身体について気になる保護者のかたご相談ください

川口市では、安全な保育の提供ができるよう、保育所等利用の流れや施設選びのアドバイスをさせていただいております。

身体的な疾患をお持ちのお子さん、発達や行動が心配なお子さんで保育所の利用を希望される場合は、申込みをする前に**必ず保育運営課指導係まで相談ください。**

先天性の疾患をもっているけど、集団生活が心配！

うちの子ちょっと落ち着きがないみたい。
皆と一緒に行動できる？

１歳半健診・３歳健診で指摘を受けたけど・・・。
大丈夫なのかな？

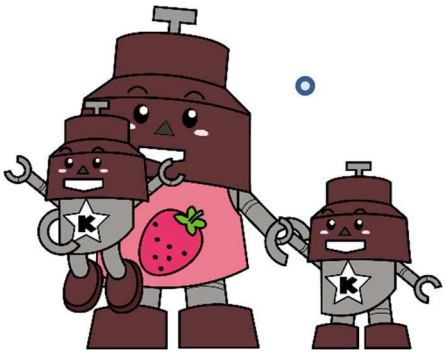

現在、児童発達支援施設に通っているけど、保育所に入所できる？

＊この相談の有無によって、保育所等利用申込みの利用調整に影響することはありません。

＊お子さんの状況や各保育施設の現在の受入れ状況によっては、配慮が必要なお子さんの受入れが難しい場合がありますので、申込み前に、希望する施設に問合せしていただき、見学するようにお願いします。

☆お問い合わせ☆　　保育運営課指導係　電話　０４８－２５８－４０９８

川口市私立幼稚園 預かり保育実施一覧

～ 働く保護者のみなさま 私立幼稚園もぜひご検討ください！ ～

川口市の私立幼稚園では、通常の保育時間の前後にお子様をお預かりする「預かり保育」を実施しております。
※詳細は各園にお問い合わせください。

《令和7年9月1日現在》

No.	幼稚園名	住所	電話番号	曜日	開園時間（預かり保育時間含む最長時間）	長期休暇中（※1）
1	川口南	川口6-1-41	048-252-6460	月 ～ 金	7:00 ～ 19:00	○
2	川口文化	幸町3-5-33	048-253-0331	月 ～ 金	8:00 ～ 19:00	○
3	ゆりかご	坂下町3-17-20	048-281-3607	月 ～ 金	7:50 ～ 18:20	○
4	松葉	領家2-14-11	048-222-3245	月 ～ 金	7:30 ～ 17:00	○
5	小鳩	東本郷1185	048-281-0329	月 ～ 金	8:00 ～ 18:00	○
6	清月	芝5222	048-266-4760	月 ～ 金	8:40 ～ 17:00	
7	松原	安行領根岸2143-1	048-281-1245	月 ～ 金	7:30 ～ 19:00	○
8	共生	飯塚2-9-4	048-252-4101	月 ～ 金	8:00 ～ 18:30	○
9	川口アソカ	青木4-20-13	048-253-9489	月 ～ 金	8:30 ～ 18:30	○
10	いずみ	芝西2-16-3	048-265-0106	月 ～ 金	8:00 ～ 18:00	○
11	ふじみ	本前川2-12-15	048-266-7823	月 ～ 金	7:30 ～ 19:00	○
12	たちばな	辻705	048-283-2225	月 ～ 金	7:45 ～ 17:30	○
13	翠ヶ丘	安行慈林880	048-284-4141	月 ～ 金	8:30 ～ 18:00	○
14	青木錦生	中青木4-6-25	048-255-1158	月 ～ 金	8:30 ～ 18:00	○
15	小桜	石神1340	048-294-3366	月 ～ 金	8:00 ～ 17:30	○
16	北川口	道合1221	048-281-2333	月 ～ 金	8:00 ～ 18:00	○
17	旭	前野宿50	048-281-5353	月 ～ 金	8:30 ～ 17:30	○
18	みつわ	八幡木1-16-11	048-281-3062	月 ～ 金	7:30 ～ 18:30	○
19	芝みずほ	小谷場199-1	048-265-0233	月 ～ 金	7:50 ～ 18:30	○
20	きぞろ	木曽呂838	048-295-1016	月 ～ 金	8:00 ～ 19:00	○
21	安行東光	安行原1625	048-296-1225	月 ～ 金	8:00 ～ 18:30	○
22	川口あけぼの	元郷5-25-10	048-222-5242	月 ～ 金	8:00 ～ 18:00	○
23	川口くるみ	末広3-9-19	048-222-3642	月 ～ 金	8:00 ～ 17:00	○
24	赤芝	赤芝新田540-1	048-295-1802	月 ～ 金	8:00 ～ 16:00	
25	ひのつめ	芝樋ノ爪2-8-25	048-265-5354	月 ～ 金	7:30 ～ 18:30	○
26	しば	芝下1-2-26	048-265-7156	月 ～ 金	7:30 ～ 18:30	○
27	川口	木曽呂1425	048-295-1195	月 ～ 金	7:30 ～ 19:00	○
28	やはぎ	南鳩ヶ谷3-9-1	048-284-0162	月 ～ 金	7:30 ～ 19:00	○
29	さと	里1155-5	048-284-6010	月 ～ 金	8:00 ～ 18:00	○
30	東川口	戸塚東3-8-25	048-296-0280	月 ～ 金	7:30 ～ 19:00	○
31	新郷松原	東本郷709-3	048-284-5675	月 ～ 金	7:30 ～ 19:00	○
32	芝園	芝園町3-16-1	048-269-2221	月 ～ 金	7:30 ～ 19:00	○

※ 長期休暇（夏休み、冬休み、春休み等）の実施については園へお問い合わせください。

川口市役所子ども部保育幼稚園課内 幼児教育無償化事務センター 電話：048-259-9043（直通）

対象児童

次の全ての要件を満たす児童

- 川口市内に住所を有する
  生後８週～小学校６年生までの児童
- 病気中または病気回復期のため、集団保育などが困難な状態にあり、保護者が仕事や病気その他やむをえない理由により家庭での保育が困難な児童

対象となる疾患

- 風邪や消化不良等、子どもが日常にかかる疾患
- インフルエンザ・水痘などの感染性疾患
- 喘息などの慢性疾患
- 骨折、やけどなどの外傷性疾患

＊ 麻疹、百日咳等の感染力が強い感染性疾患については、お預かりできない場合があります。

＊ 1歳以上で麻疹、風疹ワクチンの接種をしていない場合は、お断りすることがあります。

利用料金

- １人日額２，０００円
  （令和５年7月１日現在）
  ※ただし、生活保護法による被生活保護世帯は無料

＊ 別途、医療費（診察料）等の負担があります。
（保険診療の場合は子ども医療費の助成対象です。）

＊ 利用料金は、実施施設へ利用日ごとのお支払いです。

利用上の注意

＊ お迎えは、**必ず各施設の利用時間まで**にお願いします。

＊ 児童の体調によってお迎えをお願いする場合があります。緊急連絡先は、常に連絡がとれるようにしてください。

＊ 感染症等細心の注意を払い対策を行っておりますが、２次感染の可能性があることをご理解ください。

＊ 定員に満たない場合でも、病状によっては利用をお断りする場合があります。

＊ 児童の容態が悪化したときは、医療行為を行う場合があります。（医療費等は保護者負担です。）

その他関連事業

- **緊急サポートセンター事業**
  病児・病後児や宿泊を伴う預かり、緊急なお子さんの預かりに対応します。病児保育室のご利用と併せてご検討ください。

- **訪問型病児・病後児保育利用助成制度**
  お子さんが病気または病気の回復期にベビーシッターなどの派遣を利用した保護者へ利用料の一部を助成します。緊急サポートセンター事業（病児預かり）も対象です。

保育内容や予約等の詳細は各施設へ

【制度に関するお問い合わせ先】

川口市役所　子育て支援課　庶務係
電話　：０４８（２５８）１１１２

ご利用登録も施設予約も WEB で可能

川口市 病児・病後児 保育利用の手引き

仕事等を理由にお子さまの急な体調変化やケガ、病気回復期などに家庭での育児が難しい場合、お子さんを一時的に預かり症状に応じた保育を行う事業です。

まずはアカウント登録をお願いします。

利用の流れ

※R7年10月～
予約システムを更新予定です。最新情報は子育て支援課HPをご確認ください。

子育て支援課HP

① アカウント登録(WEB)

予約システムでアカウント登録してください

※アカウント登録は１家庭１アカウントです。
※アカウント登録後は空室状況の確認が可能となります。
※市役所や各施設での事前登録書の提出は不要となります。

● **川口市病児保育予約システム(外部サイト)**
https://kawaguchi.byojiyoyaku.com

＊ info@kawaguchi.byojiyoyaku.comからのメール受信ができるようドメイン設定してください。

② 予約 (WEB/電話)

予約システムにログインし、ご予約ください

WEBの予約開始日時、お電話での予約可能時間は施設ごとに異なりますので、予約システムTOP画面や各施設HPをご確認ください。

＜WEB予約後の流れ＞　必ずご確認ください

①予約受付メールを送信します。
　※この時点で予約は確定していません。
　※お電話で症状等を確認させていただく場合があります。
②予約が確定した場合
　ご利用が確定したかたには予約確定メールを送信します。
③キャンセル待ちのかたでご利用いただける場合
　キャンセル発生メールを送信しますので、受信後、各施設指定時間内に確定処理をお願いします。
　※時間内に確定処理がない場合、ご利用枠は次の方に移行します。

③ 受診後 入室

持ち物を持参し、病児保育室へ

各施設の医師の診察を受けてからのご利用となります。
※診察や手続き等お預かりまでにお時間をいただきます。

キャンセルの場合

● 症状の回復等でご利用をキャンセルする際は、各施設のWEB予約受付時間内にキャンセル手続きをお願いします。
＊ **無断キャンセルを2回**した場合WEB予約ができなくなります。

病児保育室の紹介

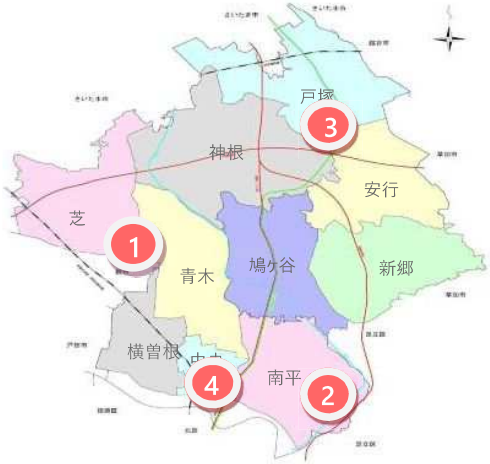

持ち物

施設ごとに異なりますので**各施設HPをご確認**ください

① 病児・病後児保育利用申込書
（その他各施設必要書類あり）
② 母子手帳・お薬手帳
③ 健康保険証
④ 子ども（乳幼児）医療費等受給資格証
⑤ 医師処方による服用中の薬（施設投薬分と説明書）
⑥ 弁当、おやつ（２回分）、飲み物（水筒・マグ）
⑦ 着替え複数枚（肌着含む）
⑧ 利用料金
⑨ その他各施設ごとに必要なもの

MAP	施設名	住所	電話番号	利用日時	予約受付日時	定員	施設HP
1	病児保育室 バンビ	芝中田1-30-8 下条医院内	080 (8884) 1699	月～金　8:30～17:30 祝日・年末年始除く	【WEB(優先)】 前日15:00～当日7:00 【TEL】 前日15:00～19:00 当日 7:30～	5名	バンビHP
2	病児保育室 ユーカリ	東領家3-7-12 ひふみクリニック内	080 (7578) 9219	月火木金 8:45～17:30 土　8:45～15:00 祝日・年末年始除く	【WEB】※Ｒ7から変更 前日10:00～当日7:50 【TEL】 当日8:00～10:00	5名	ユーカリHP
3	病児保育室 Sunny	戸塚南1-1-23 ガーデンシオン1B Sunnyキッズクリニック裏	048 (400) 2941	月火水金土 9:00～17:45 祝日・年末年始除く	【WEB】 前日15:00～当日8:15 【TEL】 当日 8:30～	6名	Sunny HP
4	病児保育室 Sunny 川口駅前	栄町３-13-1 樹モールプラザ3階 医療モール内	090 (9143) 7344	月火水金土 9:00～17:45 祝日・年末年始除く	【WEB】 前日15:00～当日8:15 【TEL】 当日 8:30～	6名	川口駅前HP

※予約受付日時は変更となる場合がありますので、各施設HPまたは予約システムTOP画面で最新情報をご確認ください。

様式第17号

市記入欄	世帯ID	確認欄

令 和 8 年 度 保 育 所 等 利 用 申 込 書

令和　　年　　月　　日

（あて先）川口市長
保育所等の利用について次のとおり申込みします。

※太線内をご記入ください。また、裏面も忘れずにご記入ください。

保護者	〒　　－	住 所						
	父	ふりがな 氏　名	申込者	母	ふりがな 氏　名	申込者		
		生年月日	年　月　日	職業等	生年月日	年　月　日	職業等	
		電話番号	（　　）		電話番号	（　　）		
緊急連絡先（上記以外）	氏名（ふりがな）	（　　）						
	電話番号	（　　）	続柄	祖父 ・ 祖母 ・ その他（　　）				

申込児童氏名	ふりがな	性 別	生 年 月 日	歳児クラス
		男 ・ 女	令和　　年　　月　　日	

申込児童の世帯員（保護者・申込児童以外を記入してください）	ふ り が な 氏　　名	児童との続柄	生 年 月 日	職業等
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	

利用を希望する施設	希望順位	施設コード	施 設 名	希望順位	施設コード	施 設 名
	第1希望			第6希望		
	第2希望			第7希望		
	第3希望			第8希望		
	第4希望			第9希望		
	第5希望			第10希望		

※施設は20箇所まで希望できます。第11希望以降は裏面記入欄にご記入ください。

保育所等の利用を希望する期間	令和　　年　　月　1　日から小学校入学まで（又は　　年　　月　　日まで）

保育所等の利用を必要とする理由	※該当する理由の右記の欄に〇をつけてください	父	母	特記事項（保育幼稚園課記入欄）
	1就労（育児休業取得中を含む）			
	2妊娠・出産　※出産前後の期間のみ			
	3疾病・障害			
	4介護・看護			
	5災害復旧			
	6求職活動（起業準備を含む）			
	7就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）			
	8虐待やDVのおそれ			
	9その他（　　）			

生活保護の受給の有無	無 ・ 有	担当者名		受付日	受付者

（表面）

◎下記設問で、該当する欄の□をチェック（✔）及び〇を付けてください。また、必要事項をご記入ください。

1　現在の児童の保育状況について伺います。（全てのかたがご記入ください）

□産前産後休業・育児休業を取得して保育　　□（　父　・　母　）が（　自宅　・　職場　）にて保育

□父母以外の（　同居者　・　別居者　）が保育（関係：＿＿＿＿＿）　　□申込後に出生予定

□他の施設　（　認可外保育施設　・　幼稚園　・　認定こども園　・　一時保育　）利用中

（施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□他市区町村の保育所又は地域型保育を利用中

（市区町村名：＿＿＿＿＿＿＿＿、施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

2　申込み児童に未就学児の兄弟姉妹がいる世帯に伺います。

□兄弟姉妹が、入所している（保育所名：＿＿＿＿＿＿＿、令和8年度＿＿＿歳児クラス）

□兄弟姉妹も今回一緒に申込みをしている

3　兄弟姉妹と同時に申込みをするかたに伺います。

・保育施設利用のてびき「保育施設利用に関するご案内」の「兄弟姉妹同時に利用申込を行う場合」をご確認のうえ、下記のいずれかにチェックをしてください。
・②又は③に該当する場合は、ア・イのいずれかにもチェックをしてください。

①□同時期・同施設のみ（兄弟姉妹が同一時期に同一保育所等を利用できるまでは待機する）

②□同時期・別施設可（兄弟姉妹と同一時期であれば別々の保育所等でも利用できればよい）

③□別時期・別施設可（兄弟姉妹と同一時期に保育所等を利用できなければ先に一人でも利用を希望する）

ア□兄弟同一施設優先（希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への利用を優先する）

イ□希望順位優先（兄弟姉妹、同一の保育所等よりも希望順位の高い保育所等への利用を優先する）

4　現在、同居者に障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）が交付されているかたはいますか。

（　いいえ　・　はい　）　　※「はい」の場合は障害者手帳の写しをご提出ください

5　現在、妊娠中ですか。

（　いいえ　・　はい　）　　※「はい」の場合の出産予定日　⇒　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

6　保護者に外国籍のかたはいますか。

（　いいえ　・　父　・　母　）※　該当する保護者は在留カードの写し（両面）をご提出ください

7　申込するお子さんの先天性疾患や発達等について、相談している病院・施設はありますか

（　いいえ　・　はい　）　　※「はい」の場合、①～③の質問にもご回答ください。

①症状（病名等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　②病院・施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③身体障害者手帳・療育手帳が交付されている、あるいは申請中ですか。（　いいえ　・　はい　）

※7の質問に「はい」と回答したかたは、てびき内別紙「お子さんの発達や行動、身体について気になる保護者のかたご相談ください」をご確認いただき、保育運営課指導係に必ずご連絡ください。また、希望する保育施設への事前見学及び相談を必ず行ってください。

◎ この申込みによる保育の実施等のために、本市が保有する個人情報の利用に同意します。また、内定後及び入所後に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所に本市が保有する個人情報を提供することに同意します。

署名欄
（保護者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※直筆での署名が無い場合、本申込書は無効といたします。

【第11希望～第20希望はこちらへ記入してください。】

希望順位	施設コード	施　設　名	希望順位	施設コード	施　設　名
第11希望			第16希望		
第12希望			第17希望		
第13希望			第18希望		
第14希望			第19希望		
第15希望			第20希望		

※ 第21希望以上の希望は受付できません。

（裏面）

様式第１号の９

市記入欄	園・父・母・他（　　）/来庁・FAX	受付		認可外・従業員枠・企業主導型

教育・保育給付認定申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）川口市長

郵便番号　　－
住　　所　川口市
ふりがな
保護者氏名
電話番号　　（　　）
個人番号

川口市が施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること及びその情報に基づき決定した利用者負担額について特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対して提示することに同意します。

保護者氏名

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	（ふりがな）氏　名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
		年　月　日	男・女	有・無
個人番号				
保育の希望の有無（※）	有　：　保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等との併願の場合を含む）			
	無　：　幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）			

・「有」に○をつけた場合は次の①②に、「無」に○をつけた場合は①に必要事項をご記入下さい。
・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所をいいます。（以下同じ）
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

①世帯の状況

上記記載の保護者、申請児童を除いて、同居の世帯員全員を記入してください。
別居している保護者は含めて記入してください。

区分	（ふりがな）氏　名	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	個人番号 ※保護者のみ記入してください。	備考
子どもの世帯員			年　月　日	男・女			
			年　月　日	男・女			
			年　月　日	男・女			
			年　月　日	男・女			
			年　月　日	男・女			
			年　月　日	男・女			
生活保護の受給の有無	無・有（　　年　　月　　日保護開始）						
前年1月1日現在の住所（※）	川口市内　・　川口市外（　父・母・祖父・祖母　）						
今年1月1日現在の住所（※）	川口市内　・　川口市外（　父・母・祖父・祖母　）						

※「前年1月1日現在の住所」及び「今年1月1日現在の住所」とは、申請日現在において上記同居の世帯員全員（父・母・祖父・祖母）が川口市内在住の場合のみ、「川口市内」に○をつけて下さい。

②保育を必要とする理由等

※保護者の就労又は疾病等の理由により保育所等において保育を希望する場合にご記入ください。

	続柄	必要とする理由	備考
保育を必要とする理由		□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧 □求職活動　□就学　□虐待又はＤＶのおそれ □保育所等利用中で育児休業を取得する場合 □その他（　　）	
		□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧 □求職活動　□就学　□虐待又はＤＶのおそれ □保育所等利用中で育児休業を取得する場合 □その他（　　）	
家庭の状況	□ひとり親家庭　　□左記以外		

	利用する曜日	主な利用時間
利用を希望する曜日及び時間	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	時　分から　時　分まで
希望認定区分	□保育標準時間（１日最大１１時間まで）　□保育短時間（１日最大８時間まで）	

（注）

・保育標準時間・短時間の時間帯については各施設が設定しています。各施設が設定した時間外に保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。

・保育を必要とする理由が『妊娠・出産』、『災害復旧』、『虐待又はＤＶのおそれ』については、希望認定区分に関わらず保育標準時間のみの認定となります。

・『保育所等利用中で育休を取得する場合』については、希望認定区分に関わらず保育短時間のみの認定となります。

・新規入所の申込を行う場合、『保育所等利用中で育休を取得する場合』の理由は選ぶことができません。

・認定事務が集中し審査等に日時を要する場合は、申請日に関わらず、最長で利用開始日まで審査結果の通知を延期する場合があります。

＊施設記載欄（施設（事業者）を経由して市に提出する場合）

受付年月日	年　月　日

施設（事業者）名	
担当者氏名 連絡先	（担当者） （連絡先）
入所(園)日	年　月　日から
備　考	

＊市記載欄

認定の可否	可　・　否　（理由：　　）
認定者番号	
認定区分等	□１号　□２号(□標準時間　□短時間)　□３号(□標準時間　□短時間)
認定事由	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧 □求職活動　□就学　□虐待又はＤＶのおそれ □保育所等利用中で育児休業を取得する場合 □その他（　　）
認定期間	令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで
特記事項	□認定有り
情報連携	可　・　否 （　身元　・　番号　）

受 付	入 力	認定確認	保育料確認

（裏面）

保育所等利用申込書　記入例

様式第17号

市記入欄	世帯ID	確認欄

申込書を提出する日の日付をご記入ください。

令 和 8 年 度 保 育 所 等 利 用 申 込 書

令和　7　年　10　月　3　日

父母と連絡が繋がらないときに連絡をする場合があります。

申込みします。

教育・保育給付認定申請書の右上部の保護者と揃えて✔してください。

※太線内をご記入ください。また、裏面も忘れずにご記入

保護者	〒352 - 8601	住 所	川口市青木2-1-1		
父	ふりがな　かわぐち　たろう 氏　名　川口　太郎	申込者 ✔	母	ふりがな　かわぐち　はなこ 氏　名　川口　花子	申込者
	生年月日　S63 年 6 月 10 日	職業等　会社員		生年月日　S60 年 10 月 6 日	職業等　会社員
	電話番号　080 (1234) 5678			電話番号　080 (9876) 5432	
緊急連絡先（上記以外）	氏名（ふりがな）　鳩ケ谷　克子			（　はとが	
	電話番号　048 (123) 4567	続柄　祖父・祖母・			

記入しないでください。

申込児童氏名	ふりがな　かわぐち　いちろう 川口　一郎	性別　男・女	生年月日　令和　7 年 5 月 13 日	歳児クラス

申込児童の世帯員（保護者・申込児童以外記入してください）	ふりがな 氏名	児童との続柄	生年月日	職業等
	かわぐち　ゆりこ 川口　ユリ子	姉	平成　28 年 1 月 8 日	川口小学校
	かわぐち　さくら 川口　さくら	姉	令和　3 年 5 月 8 日	
	はとがや　かつこ 鳩ケ谷　克子	祖母	昭和　34 年 4 月 4 日	無職

世帯が別であっても、親族や友人と同居している場合は、同居人として全員を記入してください。

兄弟が保育所や学校に通っている場合は、施設名を記入してください。

利用を希望する施設	順位	コード	施設
	第1希望	3	A保育
	第2希望	11	B保育
	第3希望	12	C保育
	第4希望	5521	D保育
	第5希望	5525	E保育

※施設は20箇所まで希望できます。第

・必ず施設コードを記入してください。
・保育所・地域型保育事業所・認定こども園のみ記入してください。施設名、コード等は、別紙「保育施設一覧表（令和８年度）」をご覧ください。
・施設の受入年齢にご注意ください。お子さんの歳児クラスの受入れがない施設を記入された場合は、削除いたします。
・希望順位は送迎できる範囲で、できるだけ多く、入所を希望する順でご記入ください。
・11か所以上ご希望する場合は、裏面の記入欄に記入してください。

保育所等の利用を希望する期間	令和　8 年 4 月 1 日から小学校入学まで（又は　年　月　日まで）

保育所等の利用を必要とする理由	※該当する理由の右記の欄に○をつけてください	父	母	特記事項（保育幼稚園課記入欄）
	1就労（育児休業取得中を含む）	○	○	
	2妊娠・出産　※出産前後の期間のみ			
	3疾病・障害			
	4介護・看護			
	5災害復旧			
	6求職活動（起業準備を含む）			
	7就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）			
	8虐待やDVのおそれ			
	9その他（　）			

希望期間は必ず１日からです。月の途中から登園しても保育料の減額等はありません。

生活保護の受給の有無	無・有	担当者名		受付日	受付者

（表面）

◎下記設問で、該当する欄の□をチェック（✔）及び○を付けてください。また、必要事項をご記入ください。

1　現在の児童の保育状況について伺います。（全てのかたがご記入ください）

☑産前産後休業・育児休業を取得して保育　□（ 父 ・ 母 ）が（ 自宅 ・ 職場 ）にて保育

□父母以外の（ 同居者 ・ 別居者 ）が保育（関係：＿＿＿＿＿＿ ）　□申込後に出生予定

□他の施設 （ 認可外保育施設 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 一時保育 ）利用中

（施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

□他市区町村の保育所又は地域型保育を利用中

（市区町村名：＿＿＿＿＿＿、施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

該当箇所全てに✔してください。

2　申込み児童に未就学児の兄弟姉妹がいる世帯に伺います。

□兄弟姉妹が、入所している（保育所名：＿＿＿＿＿＿、令和8年度＿＿＿歳児クラス）

☑兄弟姉妹も今回一緒に申込みをしている

兄弟姉妹同時に申込みをする場合には✔をし、３の項目も✔をしてください。

3　兄弟姉妹と同時に申込みをする方に伺います。

・保育施設利用のてびき「保育施設利用に関するご案内」の「兄
認のうえ、下記のいずれかにチェックをしてください。
・②又は③に該当する場合は、ア・イのいずれかにもチェックをしてください。

①□同時期・同施設のみ（兄弟姉妹が同一時期に同一保育所等を利用できるまでは待機する）

②☑同時期・別施設可（兄弟姉妹と同一時期であれば別々の保育所等でも利用できればよい）

③□別時期・別施設可（兄弟姉妹と同一時期に保育所等を利用できなければ先に一人でも利用を希望する）

ア☑兄弟同一施設優先（希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への利用を優先する）

イ□希望順位優先（兄弟姉妹、同一の保育所等よりも希望順位の高い保育所等への利用を優先する）

4　現在、同居者に障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）が交付されているかたはいますか。

（ いいえ ・ はい ）　※「はい」の場合は障害者手帳の写しをご提出ください

5　現在、妊娠中ですか。

（ いいえ ・ はい ）　※「はい」の場合の出産予定日 ⇒ 令和＿

先天性疾患や発達の相談をしている病院や施設がある場合、記載してください。（ない場合は「いいえ」に○をつけ、①～③の記載は不要です。）

6　保護者に外国籍のかたはいますか。

（ いいえ ・ 父 ・ 母 ）※ 該当する保護者は在留カードの写し（両面

7　申込するお子さんの先天性疾患や発達等について、相談している病院・施

（ いいえ ・ はい ）　※「はい」の場合、①～③の質問にもご回答ください。

①症状（病名等）＿＿＿○○病＿＿＿　②病院・施設名＿＿＿○○発達相談センター＿＿＿

③身体障害者手帳・療育手帳が交付されている、あるいは申請中ですか。（ いいえ ・ はい ）

※7の質問に「はい」と回答したかたは、てびき内別紙「お子さんの発達や行動、身体について気になる保護者のかたご相談ください」をご確認いただき、保育運営課指導係に必ずご連絡ください。また、希望する保育施設への事前見学及び相談を必ず行ってください。

◎ この申込みによる保育の実施等のために、本市が保有する個人情報の利用に
入所後に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所に本市が保有する個

記載事項を確認し、表面の申込者に✔をした保護者の署名をしてください。
※必ず直筆にて署名してください。

署名欄（保護者氏名）　川口　太郎

※直筆での署名が無い場合、本申込書は

【第11希望～第20希望はこちらへ記入してください。】

希望順位	施設コード	施設名	希望順位	施設コード	施設名
第11希望			第16希望		
第12希望			第17希望		
第13希望			第18希望		
第14希望			第19希望		
第15希望			第20希望		

※ 第21希望以上の希望は受付できません。

（裏面）

教育・保育給付認定申請書　記入例

申請書を提出する日の日付をご記入ください。

教育・保育給付認定申請書

令和　7　年10月　3　日

（あて先）川口市長

父母どちらでも構いません。保育所等に関する通知は、記入いただいたかた宛てに送付されます。
※保育所等に通われている兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹ですでに認定を受けているかたの名前をご記入ください。

郵便番号	332 －8601
住所	川口市　青木2-1-1
ふりがな	かわぐち　たろう
保護者氏名	川口　太郎
電話番号	080　（　1234　）　5678
個人番号	1234 5678 9999

マイナンバーをご記入ください。

川口市が施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること及びその情報に基づき決定した利用者負担額について特定教育・保育施設[illegible]示することに同意します。

内容をご確認の上、右上に記入した保護者の署名をしてください。

保護者氏名　川口　太郎

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	（ふりがな）氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	かわぐち　いちろう 川口　一郎	R3年 5 月13 日	(男)・女	有・(無)
個人番号	0000　9876　5432			
保育の希望の有無（※）	(有)：保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等との併願の場合を含む）			
	無：幼稚園等の利用を希望する場合（保育[illegible]			

・「有」に○をつけた場合は次の①②に、「無」に○をつけた場合は①に必要[illegible]認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所[illegible]事業所をいいます。（以下同じ）
[illegible]認定こども園（教育部分）をいいます。

保育所等希望の場合は有にマルをしてください。

右上部に記載した保護者と申込児童を除く、同居者全員の状況を記入してください。別居している保護者についても、記入が必要です。

①世帯の状況

上記記載の保護者、申請児童を除いて、同居の世帯員全員を記入してください。
別居している保護者は含めて記入してください。

区分	（ふりがな）氏名	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	個人番号※保護者のみ記入してください。	備考
子どもの世帯員	かわぐち　はなこ 川口　花子	母	S60年10月 6日	男・(女)	会社員	111122223333	
	かわぐち　ゆりこ 川口　ユリ子	姉	H27年1月8日	男・(女)	川口小学校		
	かわぐち　さくら 川口　さくら	姉	H30年5月8日	男・(女)			
	はとがや　かつこ 鳩ヶ谷　克子	祖母	S34年4月4日	男・(女)	無職		
			年　月　日	男・女			
			年　月　日	男・女			
生活保護の受給の有無			(無)・有（　年　月　日保護開始）				
前年1月1日現在の住所（※）			川口市内・(川口市外)（(父)・母・祖父・祖母）				
今年1月1日現在の住所（※）			(川口市内)・川口市外（父・母・祖父・祖母）				

保護者のマイナンバーをご記入ください。

※「前年1月1日現在の住所」及び「今年1月1日現在の住所」とは、申請日現在におけ[illegible]（父・母・祖父・祖母）が川口市内在住の場合のみ、「川口市内」に○をつけて下さ[illegible]

カッコ内は、市外に住んでいたかたのみマルをしてください。

②保育を必要とする理由等

※保護者の就労又は疾病等の理由により保育所等において保育を希望する場合にご記入ください。

保育を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧 □求職活動　□就学　□虐待又はＤＶのおそれ □保育所等利用中で育児休業を取得する場合 □その他（	
	母	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧 □求職活動　□就学　□虐待又はＤＶのおそれ □保育所等利用中で育児休業を取得する場合 □その他（	
家庭の状況		□ひとり親家庭　☑左記以外	

保育の利用を必要とする理由１箇所にチェックをしてください。
※現在申込児童の育児休業中のかたは「就労」にチェックをしてください。
※現在基準未満の就労又は、採用予定のかたは「求職活動」にチェックをしてください。

利用を希望する曜日及び時間	利用する曜日	主な利用時間
	(月)・(火)・(水)・(木)・(金)・土	8 時 00分から18 時 00分まで
希望認定区分	☑保育標準時間（１日最大１１時間まで）	□保育短時間（１日最大８時間まで）

（注）
・保育標準時間・短時間の時間帯については各施設が設定しています。各施設が設定した時間外に保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。
・保育を必要とする理由が『妊娠・出産』、『災害復旧』、『虐待又はＤＶのおそれ』については、希望認定区分に関わらず保育標準時間のみの認定となります。
[illegible]望認定区分に関わらず保育短時間のみの認定と
[illegible]する場合』の理由は選ぶことができません。
[illegible]関わらず、最長で利用開始日まで審査結果の通知

希望認定時間にチェックをしてください。１日８時間以内の保育を希望する場合は「保育短時間」、それ以外は「保育標準時間」にチェックをしてください。
※保育短時間・標準時間での保育可能時間は保育所等により異なります。

＊施設記載欄（施設（事業者）を経由して市に提出する場合）

受付年月日	年　月　日

施設（事業者）名	
担当者氏名 連絡先	（担当者） （連絡先）
入所(園)日	年　月　日から
備考	

＊市記載欄

認定の可否	可・否（理由：　）
認定者番号	
認定区分等	□１号　□２号(□標準時間　□短時間)　□３号(□標準時間　□短時間)
認定事由	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧 □求職活動　□就学　□虐待又はＤＶのおそれ □保育所等利用中で育児休業を取得する場合 □その他（　）
認定期間	令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで
特記事項	□認定有り
情報連携	可・否 （身元・番号）

受付	入力	認定確認	保育料確認

（裏面）

※川口市内在住者用（川口市外在住のかたは「市外在住者用」のチェックシートをご利用ください。）

令和8年度保育所等利用申込に係るチェックシート
（重要事項確認票）

以下の確認項目の内容（表面・裏面）は保育所等利用申込にあたり特に重要なことです。該当する事項をよく読み、ご確認のうえ、裏面にある「保護者署名欄」に署名して下さい。
記入後は、利用申込書類と併せてご提出ください。利用申込をするお子さん1人につき1枚の提出が必要となります。

	確　認　項　目
1	利用申込に係る書類を郵送で提出する場合、各月の利用申込締切日までに提出してください（**当日必着**）。期限後に到着した場合は、次回以降の利用調整の対象となります。
2	利用申込に係る不足書類を提出する場合は、各月不備書類提出締切日までに提出してください（**当日必着**）。 不足書類の提出がない場合は、入所選考の対象外となります。なお、期限後に不足書類が提出された場合は、次回以降の利用調整の対象となります。 ※利用申込に必要となる書類については「保育施設利用のご案内」にてご確認ください。
3	利用申込後に家庭の状況に変更（勤務先や勤務時間の変更、退職、離婚、子の出生を含む同居者の増減等）があった場合は、選考指数の見直しが必要となる場合がありますので、速やかに保育幼稚園課にご連絡ください。入所時点において、利用申込書に記載された、保育所等の利用を必要とする理由と異なる場合（就労で申込みを行ったが、退職し入所時点で求職活動となった場合など）は、原則退所となります。また、入所選考の公平性の観点から、利用申込時に提出した就労証明書に記載されている就労状況を入所後も一定期間継続することをお願いしています。
4	入所選考により内定した時点では、保育施設の利用は決定していません。利用予定の保育施設で実施する内定者面接において、当該保育施設での保育が可能と判断された場合に利用が決定となります。面接締切日までに面接を受けなかった場合は、内定を取り消します。また、面接はお子さんの参加が必須となります。 ※リモート面接は不可です。 ※面接の詳細については「保育施設利用のご案内」にてご確認ください。
5	令和8年4月～令和9年3月の保育施設の利用が保留となった場合の利用申込の取扱いについては、令和8年度（令和9年3月）の利用調整まで有効となります。令和8年度中に利用申込の取下げを希望する場合は、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。
6	利用申込後に市外へ転出（引越し）した場合は、利用申込を取り下げます。また、面接実施後や利用決定後に市外へ転出（引越し）した場合も、原則利用を取り消します。
7	保育施設入所後に職場復帰（就労開始）しその後、次子の産前休業に入り、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業中も利用を継続できます。ただし、育児休業中の保育時間は保育短時間で固定となります。 出産予定日により申込の方法が変わることがありますので、出産を予定しているかたにつきましては、保育幼稚園課までご相談いただき、申込みください。
8	保育施設入所当初月から長期欠席する場合は、原則、入所を辞退（入所中の場合は退所）していただきます。実態として利用（登園）することが可能となる翌月1日からの利用申込をお願いします。やむを得ない事情がある場合は、事前に保育幼稚園課あてご相談ください。
9	利用者負担（保育料）は、市区町村民税未申告の場合やその他必要書類の未提出等の理由により、市区町村民税額が確認できない場合、最高額（第14階層）での決定となります。 保護者が市区町村民税非課税の場合で、父母以外の保護者（祖父母）が「家計の主宰者」と判断される場合は、そのかたの市区町村民税額を含めて利用者負担（保育料）を算定します。
10	**【出産予定のお子さんの利用申込を行ったかたのみ該当】（4月申込のかたのみ該当）** 利用申込時点では「仮申込」となり、出生後に「本申込」を行った時点で利用申込完了となりますので、出生後は速やかに、出生届を提出した旨を保育幼稚園課に電話でお知らせください。**令和8年2月18日（水）**までに保育幼稚園課へ出生届を提出した旨の連絡を行わない場合、**利用申込は無効（取下げ）**となります。 ※選考結果が出ていても、保育幼稚園課に出生届を提出した旨の連絡を受けるまでは「内定通知書」又は「保育所等利用保留通知書」を送付することができません。

裏面に続きます。

	確　認　項　目
11	**【令和7年度の保育施設利用申込をしているかたのみ該当】（4月申込のかたのみ該当）** **令和7年度の入所が先に決定した場合** 　令和7年度の入所が決定した時点で令和8年度の利用申込は**自動的に取下げ**となります。 **令和8年度の入所が先に決定した場合** 　引き続き令和7年度の希望施設で選考を行いますが、令和8年度で利用が決定している施設より、令和8年度の希望順位において下位の希望の施設は、自動的に削除いたします（希望順位に関わらず利用調整を希望する場合は事前にご連絡ください）。
12	**【保育施設の利用開始時点で育児休業又は産前産後休業を取得しており、復帰を目的として利用申込をされたかたのみ該当】** 　**利用開始月の翌月15日まで**に職場復帰したうえで、「就労証明書」を提出してください。**期限以内に就労を開始しなかった場合は、退所していただきます。** ※申込児童以外の上記休業を取得している場合も該当します。
13	**【妊娠・出産を理由に利用申込をされたかたのみ該当】** 　利用希望期間に入所できなかった場合は、利用申込を取り下げます。また、入所できた場合も、**保育施設の利用期間終了後は退所していただきます。**その後も保育施設の利用を希望する場合は、一度退所届を提出した後に、改めて利用申込をする必要があります。なお、利用申込をしていただいても、利用調整結果により、希望する園に入所できない場合があります。
14	**【求職中を理由に利用申込をされたかた及び就労内定のかたのみ該当】** 　利用開始日から起算して90日が経過する日が属する月の末日までに基準以上（月64時間以上）の就労を開始したうえで「就労証明書」を提出してください。**就労を開始しなかった場合は、退所していただきます。**
15	**【保育所等に入所できない場合に育児休業の延長を許容できるかたへのお知らせ】** 　保育所等の申込において育児休業の延長を許容できるため、他の申込者を優先することを同意される場合には、育児休業延長の許容に関する申出書を提出いただくことにより、選考指数を200点減算させていただきます。ただし、これは必ずしも利用保留（不承諾）となるものではなく、減点後の指数で利用選考を行った結果、希望した保育施設に空きがある場合は利用内定となります。 　利用保留となった場合でも、翌月以降（4月1次申込の場合は4月2次以降）も利用調整は行われます。申込が不要になったかたは次回の申込締切日までに申込を取り下げてください。 利用内定した施設を辞退し、申込を取り下げした場合は、保育所等利用保留通知書は発行されません。また、育児休業延長を許容できなくなった場合には、申込締切日までに保育幼稚園課へ申込内容変更届を提出する必要があります。
16	**【育児休業給付金の期間延長を検討しているかたへのお知らせ】** 　入所選考により内定した保育施設を辞退した場合や、申込みをした保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみとなっている場合、育児休業給付金の期間延長を受けられない可能性があります。 　また、育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、お申込みください。 育児休業給付金の支給期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

　このチェックシート（重要事項確認票）に記載されている内容について確認、承諾したうえで保育所等の利用申込を行います。

※署名をもって該当する事項についてすべて確認したとみなします。

令和　　年　　月　　日

署名欄　　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【就労証明書作成時の注意】

就労証明書は、お勤めの会社のかたに作成を依頼してください。自営業の場合を除き、絶対に自分で書いてはいけません。会社に無断で作成した場合や、内容に虚偽が見つかった場合には、保育園の申込を取下げます。（既に保育園を利用している場合は、退園していただきます。）また、刑法上の罪に問われる場合もありますので、ご注意ください。

【Certificate of Employment】

Please ask your employer to fill in your Certificate of Employment. Except the case that you are a self-employed person, you cannot fill in by yourself. In case you have filled it in by yourself instead of by your employer, or if the Certificate itself contains a false report, we will immediately annul your registration. (or, make your child leave school if day care service is already started) Please note that any false report on this Certificate may be punishable in accordance with the provisions of the Criminal Code.

【填写就劳证明时的注意事项】

就劳证明是由所在公司填写的证明。除了自营业的情况以外，绝对不能由自己填写。如未经公司许可自行填写或被发现内容有虚假不实的，您的保育园入园申请将被取消。（即使已经入园，也会被要求退园。）并且，有可能被追究刑事责任，请注意。

【Chú ý về việc làm giấy chứng nhận làm việc】

Xin vui lòng yêu cầu công ty hiện tại đang làm việc gửi cho giấy chứng nhận làm việc. Trừ trường hợp tự kinh doanh, tuyệt đối không tự mình viết giấy. Nếu bị phát hiện tự làm giấy chứng nhận không được phép của công ty, và có giả dối về nội dung, sẽ bị hủy giấy đăng ký vào nhà trẻ. (trường hợp đang theo học tại nhà trẻ sẽ bị cho thôi học). Ngoài ra, vì có trường hợp bị buộc tội về mặt luật pháp, xin vui lòng hãy lưu ý cho.

就労証明書

川口市長　　宛

証明日	西暦　　年　　月　　日
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	—　　—
担当者名	
記載者連絡先	—　　—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日　　年　　月　　日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称
		住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☐　火 ☐　水 ☐　木 ☐　金 ☐　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		一月当たりの就労日数　月間　　日　一週当たりの就労日数　週間　　日
		平日　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		土曜　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		日祝　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		就労日数　☐ 月間　☐ 週間　　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
		年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
		年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　）
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　　年　　月　　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名　　生年月日　　年　　月　　日　　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名　　生年月日　　年　　月　　日　　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名　　生年月日　　年　　月　　日　　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

【就労証明書】記載要領　※抜粋

2次元コードから書き方の見本ページにアクセスできます。
また、Excel版就労証明書のダウンロード、記載要領全文の確認が可能です。

※年の欄は西暦で記載してください。		
№4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名（証明書発行事業所名）及び所在地（証明書発行事業所住所）と異なる場合は、本人が実際に働いている事業所の名称及び勤務先の住所を記載してください。 ○実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、**主たる就労先の住所**を記載するようにしてください。
№6	就労時間	○雇用契約に基づく就労時間であり、**実際に就労した時間（実績）ではありません。**育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ○雇用契約上の就労時間であるため、**残業時間は除いてください。** ○**休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る。）は含めてください。** また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。 ○変則就労の場合は、主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載してください。
№7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み時間数に休憩・残業時間を含む	○直近３か月の１か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。 なお、育児休業等により直近３ヶ月において１月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の（産休・育休等取得月を除いた）就労実績を記載してください。 新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ○**有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。** ○**残業時間は就労時間数に含めてください。** ○**休憩時間（就業規則等で定められている休憩時間に限る。）は就労時間数に含めてください。** ○育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載してください。
№8～10	産前・産後休業の取得 育児休業の取得 産休・育休以外の休業の取得 ※取得予定を含む	○取得中の休業について「□取得予定」か「□取得中」にチェック（レ点記入）してください。 ○**法令上の産前・産後休業や育児休業、又はそれ以外の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。** ○終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ○複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください（例：取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する）。
№11	復職（予定）年月日	○証明書発行事業所において取得中（又は取得予定）の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック（レ点記入）し、復職予定年月日を記載してください。また、１年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック（レ点記入）し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間（No.６に記載の時間）より短い就労時間（就業規則上の特則等いわゆる時短勤務）とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック（レ点記入）してください。 ○当該短時間勤務制度の利用（予定）期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯（勤務体制変更後の就労時間帯）について記載してください。 ○No.６には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。
No.18	備考欄	○No.９の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。 ○その他特記事項があれば、この欄に記載してください。

就労証明書

川口市長　　宛

証明日	西暦　　年　　月　　日
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	—　　—
担当者名	
記載者連絡先	—　　—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日　　年　　月　　日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称
		住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☐　火 ☐　水 ☐　木 ☐　金 ☐　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		一月当たりの就労日数　月間　　日　一週当たりの就労日数　週間　　日
		平日　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		土曜　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		日祝　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		就労日数　☐ 月間　☐ 週間　　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
		年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
		年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　）
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　　年　　月　　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名　　生年月日　　年　　月　　日　　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名　　生年月日　　年　　月　　日　　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名　　生年月日　　年　　月　　日　　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

【就労証明書】記載要領　※抜粋

2次元コードから書き方の見本ページにアクセスできます。
また、Excel版就労証明書のダウンロード、記載要領全文の確認が可能です。

※年の欄は西暦で記載してください。		
№4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名（証明書発行事業所名）及び所在地（証明書発行事業所住所）と異なる場合は、本人が実際に働いている事業所の名称及び勤務先の住所を記載してください。 ○実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、**主たる就労先の住所**を記載するようにしてください。
№6	就労時間	○雇用契約に基づく就労時間であり、**実際に就労した時間（実績）ではありません。**育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ○雇用契約上の就労時間であるため、**残業時間は除いてください。** ○**休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る。）は含めてください。** また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。 ○変則就労の場合は、主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載してください。
№7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み時間数に休憩・残業時間を含む	○直近３か月の１か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。 なお、育児休業等により直近３ヶ月において１月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の（産休・育休等取得月を除いた）就労実績を記載してください。 新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ○**有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。** ○**残業時間は就労時間数に含めてください。** ○**休憩時間（就業規則等で定められている休憩時間に限る。）は就労時間数に含めてください。** ○育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載してください。
№8～10	産前・産後休業の取得 育児休業の取得 産休・育休以外の休業の取得 ※取得予定を含む	○取得中の休業について「□取得予定」か「□取得中」にチェック（レ点記入）してください。 ○**法令上の産前・産後休業や育児休業、又はそれ以外の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。** ○終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ○複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください（例：取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する）。
№11	復職（予定）年月日	○証明書発行事業所において取得中（又は取得予定）の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック（レ点記入）し、復職予定年月日を記載してください。また、１年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック（レ点記入）し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間（No.６に記載の時間）より短い就労時間（就業規則上の特則等いわゆる時短勤務）とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック（レ点記入）してください。 ○当該短時間勤務制度の利用（予定）期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯（勤務体制変更後の就労時間帯）について記載してください。 ○No.６には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。
No.18	備考欄	○No.９の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。 ○その他特記事項があれば、この欄に記載してください。

保育所等記入欄	世帯ID		児童名		生年月日	年　月　日	施設名	
市記入欄	園・父・母・他（　　）／ 来庁・FAX						受付	

就労実態申告票

R5.8改訂版

原則として**配偶者が経営する会社（あるいは配偶者の個人事業）で就労を行っている場合に**、就労証明書に加えてご提出ください。**会社（事業）の代表者ではなく、就労者自身でご記入ください。**

代表者の続柄	☐ 配偶者　☐ その他（保護者との続柄　　）
業種及び仕事の内容（具体的に）	
職場と住居の状況	☐ 職場と住居が同一 ☐ 職場と住居が同じ建物内または隣接　（ ☐ 玄関が同じ　☐ 玄関が分かれている ） ☐ 職場と住居が離れている（職場所在地：　　）
給与形態	☐ 固定給を受け取る （月額　　円） ☐ 実動日数・時間に応じて日給・時間給として受け取る（　日・時間あたり　　円） ☐ 売上（出来高）による ☐ その他 （給与形態を記載：　　）

【1週間の就労状況】

時間及び仕事内容を**できるだけ詳細に**記入してください。
就労証明書に記載された内容と異なる場合、**就労時間が短い方を採用**し指数付けを行います。

	例	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6:00								
8:00								
	9:00勤務開始							
10:00	↑ 書類整理							
	↓ 経理							
12:00	12:00～13:00 昼休憩							
	13:00～18:00 勤務再開							
14:00	↑ 取引先連絡							
	経理							
16:00								
	↓ 書類整理							
18:00	勤務終了							
20:00								

上記のとおり勤務していることを申告し、記載事項に虚偽があった場合、入園（継続）申請および入所承諾、認定が無効となることを了承します。

令和　　年　　月　　日

申告者（就労者）　住所

氏名・生年月日　　（　　年　　月　　日生）

※会社（事業）の代表者ではなく、就労者自身でご記入ください。

保育所等記入欄	世帯ID		児童名		生年月日	年　月　日	施設名	
市記入欄	園・父・母・他（　　）／来庁・FAX						受付	

R7.10月改定版

保育所等利用に関する誓約書

川口市長　あて

保育所等利用開始日（在園児童の保護者の場合は、離職日が属する月の翌月１日）から起算して９０日が経過する日が属する月の末日までに就労（１か月あたりの労働時間が６４時間以上に限る）し、下記書類（※１）を提出することを誓約します。

（※１）・自営業（法人代表者又は個人事業主）の場合･･･「就労証明書」及び「直近３ヶ月分の収入が分かる書類」
・勤務する会社の代表者が配偶者の場合･･･「就労証明書」及び「就労実態申告票」
・上記以外の場合･･･「就労証明書」

現在の状況について、該当する□欄にチェック（✓）をしてください。

☐ １.就労している（採用予定含む）が、１か月あたりの労働時間が６４時間未満である。

☐ ２.自営業（法人代表者又は個人事業主）として就労しているが、直近の収入を就労時間で除した結果、最低賃金以下である。

☐ ３.自営業（法人代表者又は個人事業主）として就労しているが、就労を開始して間もないため、収入が分かる書類を提出することが出来ない。

☐ ４.内職の仕事をしているが、直近の収入を就労時間で除した結果、最低賃金以下である。

☐ ５.求職活動予定である。　…下部①の質問について、回答してください。

☐ ６.現在、求職活動中である。…下部①～③の質問について、回答してください。

※回答の内容が利用調整に影響することはありません。

①　直近の勤務状況について、ご記入ください。

事業所名	
勤務期間	年　月　日 から　年　月　日 まで

②　求職活動中のお子さん（利用申込をしたお子さん）の保育状況について、ご記入ください。

（記入例）近隣に住んでいる祖母に保育をお願いしている。

③　お子さんが保育所に入所できなかった（利用保留となった）場合について、求職活動を継続するかたは、□欄にチェック（✓）をしてください。

☐ 求職活動を継続する

就労開始期限までに就労を開始できない場合や、上記書類を提出できない場合、また、就労時間に見合った収入が確認できないと判断される場合には、退所届を入所施設へ提出し、退所します。

令和　　年　　月　　日

誓約者

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保育所等記入欄	世帯ID		児童名		生年月日	年　月　日	施設名	
市記入欄	園・父・母・他（　　）／来庁・FAX						受付	

保育所等利用に関する誓約書

記入例

問い合わせ先
川口市役所保育幼稚園課入所係
電話：048－259－9043(直通)

川口市長　あて

保育所等利用開始日（在園児童の保護者の場合は、離職日が属する月の翌月１日）から起算して９０日が経過する日が属する月の末日までに就労（１か月あたりの労働時間が６４時間以上に限る）し、下記書類（※１）を提出することを誓約します。

（※１）・自営業（法人代表者又は個人事業主）の場合･･･「就労証明書」及び「直近３ヶ月分の収入が分かる書類」
・勤務する会社の代表者が親族（配
・上記以外の場合･･･「就労証明書」

当てはまる項目にチェックをしてください。
1～4にチェックをした場合は、下記書類も併せてご提出ください。

・自営業（法人代表者又は個人事業主）の場合･･･「就労証明書」及び「直近3ヶ月分の収支が分かる書類」
・勤務する会社の代表者が配偶者の場合･･･「就労証明書」及び「就労実態申告票」
・上記以外の場合･･･「就労証明書」

現在の状況について、該当する□欄に

☐ 1.就労している（採用予定含む）が、

☐ 2.自営業（法人代表者又は個人事業

である。

☐ 3.自営業（法人代表者又は個人事業

提出することが出来ない。

☐ 4.内職の仕事をしているが、直近の

☐ 5.求職活動予定である。　…下部①の質問について、回答してください。

☑ 6.現在、求職活動中である。…下部①～③の質問について、回答してください。

※回答の内容が利用調整に影響することはありません。

前職がある場合にご記入ください。

① 直近の勤務状況について、ご記入ください。

事業所名	**㈱かわぐち**
勤務期間	**令和3** 年 **4** 月 **1** 日 から　**令和6** 年 **3** 月 **31** 日 まで

② 求職活動中のお子さん（利用申込をしたお子さん）の保育状況について、ご記入ください。

（記入例）近隣に住んでいる祖母に保育をお願いしている。
母と同行している。面接時は、祖父母に保育をお願いしている。

③ お子さんが保育所に入所できなかった（利用保留となった）場合について、求職活動を継続するかたは、□欄にチェック（✓）をしてください。

☐ 求職活動を継続する

就労開始期限までに就労を開始できない場合や、上記書類を提出できない場合、また、就労時間に見合った収入が確認できないと判断される場合には、退所届を入所施設へ提出し、退所します。

令和　7　年　10　月　3　日

誓約者本人がご記入ください。

誓約者

住所：川口市　青木2-1-1

氏名：川口　花子

保育所等記入欄	世帯ID		児童名		生年月日	年　月　日	施設名	
市記入欄	園・父・母・他（　　）／来庁・FAX						受付	

介護・看護状況申告書

川口市長　あて

私が行っている同居親族の介護・看護の状況について、次のとおり申告します。

令和　　年　　月　　日

申告者　住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　被介護（看護）者の氏名、続柄及び手帳等の所持状況

氏　名	続柄	手帳等の所持状況
		□ 身体障害者手帳　□ 療育手帳　□ 精神障害者保健福祉手帳　□ 介護保険証 □ その他（　　）

※続柄は、申告者との続柄を記入してください。

※手帳を所持している場合は、手帳の名前と等級等が判別できる部分の写しを添付してください。

2　介護（看護）の状況

被介護（看護）者の状況	食事　□ 一人でできる　□ 一部介助　□ 全介助 入浴　□ 一人でできる　□ 一部介助　□ 全介助 排泄　□ 一人でできる　□ 一部介助　□ 全介助
介護（看護）の日数	介護（看護）にあたる日数　１か月あたり　　日 通院（通所）に付き添う日数　１か月あたり　　日
具体的な介護（看護）の内容	

3　通院（通所）の状況

	通院（通所）施設名	通院（通所）所在地	通院（通所）日数	１回あたりの所要時間
A			１か月あたり　日	時間　分（うち、送迎時間　分）
B			１か月あたり　日	時間　分（うち、送迎時間　分）
C			１か月あたり　日	時間　分（うち、送迎時間　分）

4　１日の介護（看護）スケジュール

6　7　8　9　10　11　12　13　14　15　16　17　18　19　20　21　22

（記入例）

起床・着替え　食事介助　通院　食事介助　入浴介助　食事介助　着替え・就寝

排泄介助：一日平均6回　体位変換：2時間おきに1回

5　１か月あたりの介護（看護）スケジュール

年　月

□ 1	□ 2	□ 3	□ 4	□ 5	□ 6	□ 7
□ 8	□ 9	□ 10	□ 11	□ 12	□ 13	□ 14
□ 15	□ 16	□ 17	□ 18	□ 19	□ 20	□ 21
□ 22	□ 23	□ 24	□ 25	□ 26	□ 27	□ 28
□ 29	□ 30	□ 31				

※利用申込日の前月の状況を記入してください。

※介護（看護）を行った日の□欄にチェックを入れてください。

※上記３の通所（通院先）の記号（A～C）を記入してください。

記入例

☑ 1	☑ 2 A

保育所等記入欄	世帯ID		児童名		生年月日	年　月　日	施設名	
市記入欄	園・父・母・他（　　）　/　来庁・FAX						受付	

在　籍（在　園）　証　明　書

川口市長　あて

下記の児童は、本施設に在籍（在園）していることを証明します。

令和　　年　　月　　日

施設名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※担当者氏名が記入されている場合、押印の省略可。

下記枠内についても、保育施設が記入してください。

施設種別	※該当する施設種別の□欄にチェック（✓）をしてください。 □保育所・地域型保育事業所・事業所内保育事業所 □認定こども園（1号）　□認定こども園（2.3号） □認可幼稚園　□企業主導型保育所　□認可外保育施設 □児童発達支援・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・居宅訪問型発達支援 医療型発達支援		
住所			
保護者氏名			
児童氏名		生年月日	年　月　日
利用日	□月　□火　□水　□木　□金　□土　□日 ※該当する曜日の□欄にチェック（✓）をしてください。		
利用（在園）時間	時　分　～　時　分 ※曜日によって時間が異なる場合は、最も多い利用時間帯を記入してください。		
利用料金	□月額（　円）　□日額（　円）　□時間（　円） □無償化により無償 ※該当する料金形態の□欄にチェック（✓）をし、（　）内に金額を記入してください。		
利用開始（入園）日	年　月　日		

※証明書の内容について、川口市から照会することがありますので、あらかじめご了承ください。
※本証明書は、在籍施設にて作成してください。在籍施設に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。虚偽及び事実と異なる証明はすべて無効です。

問い合わせ先：川口市保育幼稚園課入所係　ＴＥＬ：０４８－２５９－９０４３

市記入欄	園・父・母・他（　　）／ 来庁・FAX	世帯ID		受領		確認	

申 込 内 容 変 更 届

令和　　年　　月　　日

※利用・転園申込をしているお子さん１人につき１枚必要となります。
※変更希望月が属する年度内の申込にのみ変更が適用されます。翌年度申込の内容も変更する場合は、別途提出が必要となります。

（あて先）川口市長

先に提出した保育所等利用申込書または利用保育所等変更申請書について、次のとおり変更したいので届け出ます。

１　基本情報

住所					
ふりがな 保護者氏名		続柄		電話番号	
ふりがな 申込児童氏名		生年月日	年　　月　　日	歳児	

２　申込状況

申込状況	□ 新規申込中である □ 転園申込中である	現利用施設名	※転園申込中の方のみ記入してください

３　変更事項

変更する内容	① □ 利用希望施設のみ変更する　→４及び５を記入してください ② □ 兄弟姉妹の入所条件のみ変更する　→４及び６（裏面）を記入してください ③ □ ①と②どちらも変更する　→４から６（裏面）を記入してください ④ □ 「育児休業延長の許容に関する申出書」を取り下げる **※申込時と変更がある場合は、変更後の書類（就労証明書等）を提出ください。**

４　変更希望月

変 更 希 望 月	令和　　年　　月から

※変更希望月が属する年度内の申込にのみ適用されます。
※各選考月の申込締切日をご確認のうえ記入してください。

５　利用希望施設の変更

※変更する施設を含め、変更後の希望施設について、第１希望からすべて記入してください。

希望順位	施設コード	施設名	希望順位	施設コード	施設名
第１希望			第11希望		
第２希望			第12希望		
第３希望			第13希望		
第４希望			第14希望		
第５希望			第15希望		
第６希望			第16希望		
第７希望			第17希望		
第８希望			第18希望		
第９希望			第19希望		
第10希望			第20希望		

６　兄弟姉妹入所条件の変更

※現在、兄弟姉妹のうち２人以上が新規利用申込をしている場合（転園申込中のお子さんがいない場合）
↳（１）に記入してください。

※現在、兄弟姉妹のうち２人以上が転園申込をしている場合（新規利用申込中のお子さんがいない場合）
↳（１）に記入してください。

※兄弟姉妹の中に新規利用申込をしているお子さんと転園申込をしているお子さんがいる場合
↳新規利用申込中のお子さんは（１）、転園申込中のお子さんは（２）に記入してください。

（1）
① □ **同**時期・**同**施設（兄弟姉妹が同一時期に同一保育所等を利用できるまでは待機する、又は現在利用中の保育所等を利用する）
② □ **同**時期・**別**施設（兄弟姉妹と同一時期であれば別々の保育所等でも利用を希望する）
③ □ **別**時期・**別**施設（兄弟姉妹と同一時期に保育所等を利用できなければ、先に１人でも利用を希望する）

→②又は③に該当する場合は、いずれかの□欄にチェック（✓）をしてください。
ア □ 兄弟同一施設優先（希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への利用を優先する）
イ □ 希望順位優先（兄弟姉妹、同じ保育所等よりも希望順位の高い保育所等への利用を優先する）

（2）
④ □ 新規利用申込のお子さんと同一保育所等を利用できる場合のみ、転園を希望する
⑤ □ 新規利用申込のお子さんの利用先保育所等に関わらず、転園を希望する

→⑤に該当する場合は、いずれかの□欄にチェック（✓）をしてください。
ア □ 兄弟同一施設優先（希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への利用を優先する）
イ □ 希望順位優先（兄弟姉妹、同じ保育所等よりも希望順位の高い保育所等への利用を優先する）

～兄弟姉妹の入所条件の変更に伴い、利用希望施設も変更する場合の注意事項～

選択した番号	利用希望も変更する場合の注意事項
①	すべての希望順をそろえて記入してください。
②－ア、③－ア	同時に利用をしたい保育所等までは、希望順をそろえて記入してください。
②－イ、③－イ	それぞれが利用をしたい希望順で記入してください。
④、⑤－ア	同時に利用をしたい保育所等までは、現在利用中の保育所等も含めて希望順をそろえて記入してください。 新規利用申込のお子さんは（１）の③－アを記入してください。
⑤－イ	それぞれが利用をしたい希望順で記入してください。 新規利用申込のお子さんは、（１）の③－イを記入してください。

■提出先
川口市子ども部保育幼稚園課
■提出方法
持参又は郵送
郵送の場合の宛先：〒332-8601　川口市青木２－１－１　川口市役所子ども部保育幼稚園課入所係宛
※保育施設に書類を提出する場合は、提出期限までに保育幼稚園課へ間に合うように提出してください。
■提出期限（保育幼稚園課必着）
（１）変更希望月が令和８年４月の場合
１次受付：令和７年１１月１９日（水）　２次受付：令和８年２月１８日（水）
（２）変更希望月が令和８年５月から令和９年３月までの場合
変更希望月の前月５日（５日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

令和８年度用

育児休業延長の許容に関する申出書

（あて先）　川口市長

令和８年度の保育施設利用申込を行うに当たり、保育所等の入所を希望するが、利用調整（選考）の結果、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できることを申し出ます。

※　申し出に当たっては、下記についてご確認ください。育児休業の延長を許容できない場合は、この書類の提出は不要です。

※　この申出書は、令和８年度用で、令和９年３月入所の利用調整（選考）まで有効です。

記

①　利用調整（選考）において、選考指数を２００点減算します。

②　この申出書の提出は、入所保留を積極的に希望する旨の意思表示にはあたりません。利用調整（選考）の結果、希望保育施設に空きがある場合には、利用内定となります。

③　育児休業の延長を許容できなくなった場合には、申込締切日までに保育幼稚園課へ申込内容変更届を提出する必要があります。

④　内定後、入所する場合には入所月の翌月１５日までに育児休業からの復帰が必要です。

⑤　育児休業の延長も許容できるかた同士で並んだ場合は、合計指数が同指数である場合の優先順位で選考を行います。

⑥　育児休業給付金の延長に関する各種手続きについては、ハローワークまたは就労先にご確認ください。

上記について了承し、保護者全員が同意したことを申し出ます。

令和　　年　　月　　日

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童生年月日　　年　　月　　日

保育施設利用のご案内

この案内は、保育所、地域型保育事業所及び認定こども園（保育所部分）の利用に関し必要となる手続き等について記載したものです。利用申込の際は内容をよくご確認のうえお申込みください。

～目次～

1 利用申込の流れ 1

2 利用申込の対象となる施設・事業等について 2

■利用申込対象施設 2
■地域型保育事業所における連携施設の設定 3
■利用申込年齢 3

3 教育・保育給付認定について 4

■教育・保育給付認定区分 4
■保育の必要性の事由 4
■保育必要量 5
■保育必要量と保育施設における保育時間 5
■教育・保育給付認定の有効期間 6
■個人番号（マイナンバー）の提供について 7

4 利用調整について 8

■保育施設利用の決定方法 8
■利用希望施設の記入にあたってのお願い 8
■保育所等に入所できない場合に育児休業延長を許容できるかたについて 9

5 申込受付期間・受付場所について 10

■令和8年4月利用申込の受付期間等 10
■利用申込から利用開始までの流れ（1次受付分） 15
■利用申込から利用開始までの流れ（2次受付分） 16
■令和8年5月以降の利用申込の受付期間等 17
■利用申込から利用開始までの流れ（令和8年5月以降） 19

6 利用申込に必要な書類について 20

■利用申込に必要となる書類等 20

7 利用申込に関する注意事項について 30

■利用申込時に書類の不備や不足があった場合 30
■保育幼稚園課へ届出が必要な場合 30
■就労証明書について 31
■育児休業又は産前産後休業からの復帰について 31
■申込みから入所までの変更について 31
■兄弟姉妹同時に利用申込を行う場合 32

8　川口市外からの申込・川口市外の保育施設の申込方法について 34

■川口市外にお住まいのかたが川口市内の保育施設の利用申込をする場合 34
■川口市にお住まいのかたが川口市外の保育施設の利用申込をする場合 36

9　保育料について 37

■保育料の決定方法 37
■保育料の決定に関する注意事項 37
■保育施設における実費徴収及び上乗せ徴収費用 37
■保育料徴収基準表 38
■保育料の納付方法 38
■保育料の決定に必要となる手続き等 39
■保育料の軽減や補助制度 40

10 その他の保育事業について 41

■一時預かり事業 41

11 よくある問合せ 42

1　利用申込の流れ

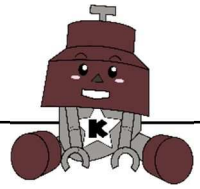

保育施設利用のてびきをよく確認しましょう

↓

希望する保育施設を選びましょう → 2ページへ、または別紙【保育施設一覧表】へ

保育施設は最大20か所まで希望することができます。
施設毎に受入年齢や開園時間が異なりますので、別紙【保育施設一覧表】をよくご確認の上、ご家庭の状況に合う施設を選びましょう。また、保育施設を見学することをおすすめします。施設へ直接足を運んで、雰囲気や特徴を感じてみてください。
なお、申込するお子さんの先天性疾患や発達等について、病院や施設へ相談しているかたにつきましては、希望する保育施設の見学及び相談を必ず行ってください。
※見学をご希望の場合は、各保育施設へ直接ご連絡ください。

↓

申込受付期間を確認しましょう → 10～19ページへ

入所を希望する月によって受付期間が異なります。

↓

必要書類を準備しましょう → 20～29ページへ

必要書類の中には、ご自身で記入するものだけでなく、お勤めの就労先へ作成を依頼するものや、市役所での発行が必要なものがあります。それぞれのご家庭により必要な書類が異なりますので、よくご確認のうえ、余裕を持って準備しましょう。
※不足書類がある場合や、記載内容に不備がある場合は、入所選考の対象外になることがありますので、ご注意ください。

↓

受付期間内に必要書類を提出しましょう → 10～19ページへ

申込は各月締切日の16時30分必着となります。不足書類がある場合や、記載内容に不備がある場合も同様です。締切日に余裕を持って早めに提出しましょう。
特に4月1次申込は、受付期間によって受付方法が異なりますので、十分ご注意の上、ご提出ください。

２　利用申込の対象となる施設・事業等について

■利用申込対象施設

利用申込の対象となる川口市内の施設・事業は、保育所、地域型保育事業所及び認定こども園（保育所部分）（以下「保育施設」といいます。）となり、保育施設の概要は次のとおりとなります。

保育所	0～5歳児クラスのお子さんを対象とした保育施設です。川口市には次の3種類の保育所があります。 **〇公設公営保育所** 川口市が設置及び運営している施設 **〇公設民営保育所** 川口市が設置し、学校法人等が運営している施設 **〇民設民営保育所** 社会福祉法人、株式会社等が設置及び運営している施設
地域型保育事業所	0～2歳児クラスのお子さんを対象とした保育施設です。川口市には次の2種類の地域型保育事業所があります。 **〇小規模保育事業所** 定員が6～19人の比較的小さな施設であり、規模の特性に応じたきめ細かな保育を行う施設 ※小規模保育事業所にはA型とB型があり、主な違いとして、A型はお子さんの人数に応じて必要となる職員全員が保育士資格を有するもので構成され、B型は必要となる職員の2分の1以上が保育士資格を有するもので構成されています。 **〇事業所内保育事業所** 事業所が、主に従業員のお子さん（従業員枠）のほか、地域の保育を必要とするお子さん（地域枠）を含めて保育を行う施設 ※利用申込の対象となるのは、「地域枠」のお子さんのみになります。
認定こども園	保育所の機能と、幼稚園の機能を併せ持ち、一体的に保育を行う施設です。「保育所部分」又は「幼稚園部分」での利用が可能です。 **〇保育所部分（2、3号認定）** 利用する場合は、保育所や地域型保育事業所と同様の申込を行います。 **〇幼稚園部分（1号認定）** 利用する場合は、認定こども園に直接申込を行います。

※保育施設の詳細につきましては、別紙【保育施設一覧表】または下記二次元コードにてご確認ください。

川口市HP「認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所一覧」

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/050/5/32350.html

■地域型保育事業所における連携施設の設定

地域型保育事業所は、0～2歳児クラスのお子さんを対象としていることから、利用施設の受入年齢の上限に到達したお子さんは、当該利用年度の末日をもって卒園となります。

連携施設とは、卒園するお子さんを引き続き受け入れて、教育・保育を行う施設のことで、連携施設を設定している地域型保育事業所を利用していたお子さんについては、保護者の希望に基づき、連携施設を優先的に利用することができます。

連携施設を設定している地域型保育事業所の詳細につきましては、別紙【保育施設一覧表】にてご確認ください。なお、一覧表は令和7年7月1日現在の情報となります。事業者の都合により変更となる場合があります。

■利用申込年齢

令和8年度における利用申込年齢（受入年齢）は次のとおりとなります。

年度内に年齢が変わっても、クラスは変わりません。

受入クラス	利用申込を行うお子さんの生年月日
0歳児	**令和7年（2025年）4月2日以降**
1歳児	**令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日**
2歳児	**令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日**
3歳児	**令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日**
4歳児	**令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日**
5歳児	**令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日**

※保育施設によって、利用申込年齢（受入年齢）が異なりますので、別紙【保育施設一覧表】にてご確認ください。

※令和8年4月の利用申込については、出生前のお子さんの申込を行うことも可能です。

詳細は48 ページ「Q20現在、妊娠中です。令和8年4月入所を希望していますが、まだ生まれていない子の利用申込はできますか？」をご確認ください。

３　教育・保育給付認定について

保育施設の利用に当たっては、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」（以下、「認定」）を受ける必要があります。認定申請は保育施設の利用申込と同時に行うことができます。

■教育・保育給付認定区分

お子さんの年齢や保育の必要性等に応じて、次の3つに区分されています。

認定区分	対象となるお子さんの状況	利用できる主な施設・事業
教育標準時間認定（1号認定）	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望するお子さん	新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）
満3歳以上・保育認定（**2号認定**）	満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育施設での保育を希望するお子さん	保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業所
満3歳未満・保育認定（**3号認定**）	満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育施設での保育を希望するお子さん	保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業所

※認定は保育施設の利用の可否を決定するものではありません。
※交付された教育・保育給付認定証（以下、「認定証」）は、保育施設の利用において必要となりますので大切に保管してください。紛失等された場合は、再発行の手続きが必要となります。

■保育の必要性の事由

保育施設を利用するためには、認定区分のうち、2号認定又は3号認定（以下、「保育認定」）を受ける必要があります。認定を受けるには、次の保育の必要性の事由（以下、「認定事由」）のいずれかに該当する必要があります。（お子さんに集団活動を経験させたい等の理由では申請はできません。）

認定事由	留意事項
就労	※1か月当たり64時間の就労をしていることが最低基準となります。また、就労時間に見合った収入や実績が必要になります。 ※自営業、夜勤、パート、アルバイト、内職等のかたも就労に該当します。 ※産前産後、育児休業中等のかたも就労に該当します。この場合、保育施設の利用開始後に復帰をし、就労を開始することが条件となります。
妊娠・出産	※利用申込をするお子さんの母が、第2子以降の出産前後の期間のみ保育を希望する場合に該当します。
保護者の疾病・障害	※疾病・障害により家庭で保育をすることが困難である場合に限ります。
同居親族の介護・看護	※1か月当たり64時間の介護・看護が最低基準となります。 ※長期入院している同居親族の介護・看護も該当します。
災害復旧	※災害復旧にあたっているかたが該当します。
求職活動	※起業準備、基準未満の就労（基準未満の内職を含む）、就労内定も求職活動に該当します。
就学	※1か月当たり64時間の就学が最低基準となります。 ※通信教育は、就学とは認められません。
虐待やDVのおそれ	
その他	※市長が認めた場合となりますので、事前にご相談ください。

■保育必要量

保育認定を受けた場合は、保護者の状況に応じて、保育を必要とする時間（保育必要量）の認定をあわせて受けることになります。

保育必要量は、次の2区分となり、区分に応じて、保育施設を利用できる時間が異なります。

保育必要量の区分	保育を利用できる時間
保育標準時間認定	保護者の状況に応じて、1日最長11時間までの利用が可能
保育短時間認定	保護者の状況に応じて、1日最長8時間までの利用が可能

※保育必要量については、認定の申請の際に「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかを申請していただきます。（ただし、認定事由が「妊娠・出産」、「災害復旧」及び「虐待や DV のおそれ」の場合は、原則保育標準時間のみの認定となります。）

■保育必要量と保育施設における保育時間

川口市では、保育施設ごとに保育標準時間認定のかたが利用できる時間帯と保育短時間認定のかたが利用できる時間帯が定められており、保育施設が定めた時間帯のなかで利用することが原則となります。

各保育施設の保育標準時間と保育短時間の時間帯については、別紙【保育施設一覧表】をご確認ください。

栄町保育所を例とした場合の保育利用時間のイメージ

開所時間 7:00～19:00、保育標準時間 7:00～18:00、保育短時間 8:30～16:30

※利用可能時間帯を超えて利用する場合は、延長保育となり、別途延長保育料をご負担いただきます。

※延長保育料は、保育施設により異なります。利用を希望する保育施設へ直接お問い合わせください。

認定された利用可能時間帯のすべての時間帯を利用できるわけではなく
利用可能時間帯のなかで、保護者の状況に応じて、各保育施設が保護者との
協議により実際の利用可能時間を決定することになります。

上のお子さんが現在入所中で、下のお子さんの育児休業を取得している場合

下のお子さんの保育所等の**利用開始月の翌月15日までに復帰（就労）**していただくことにあわせて、**上のお子さんの教育・保育給付認定を変更する（下のお子さんの認定内容に合わせる）手続きが必要になります。** ※詳細は53ページの Q38をご確認ください。

■教育・保育給付認定の有効期間

認定の有効期間は、認定事由によって異なり、次のとおりとなります。
有効期間が終了した場合には、保育施設の利用も終了となります。
※有効期間の記載が複数ある場合は、いずれか短い期間となります。

認定事由	認定区分	認定の有効期間（最長）
就労 災害復旧 虐待やDVのおそれ	2号認定	小学校就学前まで
	3号認定	満3歳の誕生日の前々日まで
妊娠・出産	2号認定	ア 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から小学校就学前まで イ 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から出産予定日（出産している場合は出産日）から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
	3号認定	ア 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から満3歳の誕生日の前々日まで イ 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から出産予定日（出産している場合は出産日）から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
※多胎（双子等）妊娠の場合は、出産予定日から起算して14週間前の日が属する月の初日が認定開始となります。		
保護者の疾病・障害	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 保護者の疾病の治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 保護者の障害者（療育）手帳の有効期間（判定日）が終了する月の末日まで
	3号認定	ア 満3歳の誕生日の前々日まで イ 保護者の疾病の治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 保護者の障害者（療育）手帳の有効期間（判定日）が終了する月の末日まで
同居親族の介護・看護	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 被介護・看護者の疾病の治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 被介護・看護者の障害者（療育）手帳の有効期間（判定日）が終了する月の末日まで エ 被介護・看護者の介護保険被保険者証の有効期間が終了する月の末日まで
	3号認定	ア 満3歳の誕生日の前々日まで イ 被介護・看護者の疾病の治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 被介護・看護者の障害者（療育）手帳の有効期間（判定日）が終了する月の末日まで エ 被介護・看護者の介護保険被保険者証の有効期間が終了する月の末日まで
求職活動	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 効力発生日から起算して90日が経過する日が属する月の末日まで
	3号認定	ア 満3歳の誕生日の前々日まで イ 効力発生日から起算して90日が経過する日が属する月の末日まで
就学	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 卒業（修了）予定日が属する月の末日まで
	3号認定	ア 満3歳の誕生日の前々日まで イ 卒業（修了）予定日が属する月の末日まで
その他	2号認定	市長が必要と認める期間
	3号認定	

■個人番号（マイナンバー）の提供について

認定申請に関する書類には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。また、申請の際、番号確認（正しい個人番号であることの確認）と身元確認（個人番号の正しい持ち主であることの確認）を行いますので、必要となる書類をご持参ください。郵送で申込を行う際も、必要となる書類の写しを提出してください。

なお、確認書類を持参しなかった場合でも、教育・保育給付認定申請書（以下、申請書）を受領させていただきますが、必要に応じて、保育幼稚園課が個人番号を確認することがありますので、あらかじめご了承ください。

【申請書を提出する場合に必要となる書類】

※「番号確認書類」及び「身元確認書類」については、表「**確認書類一覧**」をご確認ください。

コピーを提出される際は、A4 用紙に印刷いただきますようお願いします。

（1）郵送で申請を行う場合

父、母いずれかの番号確認書類及び身元確認書類の写しを送付してください。

※父、母が別世帯の場合、保護者（父、母それぞれ）の確認書類の写しが必要になります。

（2）窓口で申請を行う場合

窓口に来られたかたの番号確認書類及び身元確認書類を提示してください。

※父、母が別世帯の場合、保護者（父、母それぞれ）の確認書類の写しが必要になります。

（3）保護者以外のかたが窓口で申請を行う場合

保護者から窓口に来られたかたへの申請の委任が必要になります。

委任状、窓口に来られたかたの身元確認書類、保護者（父、母いずれか）の番号確認書類及び身元確認書類を提出してください。

※父、母が別世帯の場合、保護者（父、母それぞれ）の確認書類の写しが必要になります。

※委任状は保育幼稚園課ホームページからダウンロードして使用してください。

確認書類一覧

番号確認書類	身元確認書類
以下の❶～❹の書類のうち、いずれか 1 点が必要です。 ❶個人番号カード ❷通知カード ※通知カードの記載内容と、申請時点の住民票の内容に相違がない場合に限る。 ❸住民票の写し ※個人番号が記載されたものに限る。 ❹住民票記載事項証明書 ※氏名、出生年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたものに限る。	以下の①～③の書類のうち、いずれかが必要です。 ①個人番号カード ②顔写真がある身分証明書 【運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等】 ③以下の書類のうちいずれか 2 点 【資格確認書（または有効な健康保険証）、住民票の写し、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等】

４　利用調整について

■保育施設利用の決定方法

保育施設の利用は、「利用調整」によって決定されます。利用調整とは、入所選考から面接を経て、実際の利用決定に至るまでの一連の事務のことをいいます。入所選考方法は以下のようになります。

提出書類の内容を指数化

利用申込時に提出していただいた書類の内容を「選考基準指数表」に基づき指数化します。
※「選考基準指数表」は、保育幼稚園課ホームページで公開しています。

↓

指数の高い順に内定者を決定

希望者を、各保育施設の歳児クラスごとに合計指数の高い順に並べ、上位の人から内定となります。
＜注意事項＞
① 利用申込の順番（利用申込日（郵送の場合は到着日）が早い又は遅い）は入所選考に影響ありません。
② 入所選考の過程で、複数の保育施設の面接候補者となることがあります。この場合、該当保育施設の中で最も希望順位が高い保育施設にのみ内定となりますので、利用希望施設の記入にあたっては、利用したい順に記入してください。
③ 入所選考において、1か所のみを希望したお子さんを優位とすることはありません。また、希望していない施設は、空きがあっても案内されません。利用希望施設は最大で 20 か所です。利用可能な範囲内で、できるだけ多く記入してください。

■利用希望施設の記入にあたってのお願い

例年、本市が行う入所選考の結果、内定となったかたのうち保育施設の利用を辞退するかたが多くいらっしゃいます。利用辞退者が発生した場合、追加の入所選考を行う等の対応をしていますが、利用辞退の申出時期等によっては、追加の入所選考ができず、利用希望者がいるにも関わらず、保育施設に空きが生じることがあります。利用希望保育施設の記入にあたっては、利用希望施設までの距離や開園時間、保育提供内容等を十分ご検討のうえ、ご記入ください。

主な辞退理由
・実際に毎日の通園を考えると自宅からの距離が遠いと思ったため
・開園時間を確認していなかったため（送迎が間に合わない等）
・土曜日の保育時間が短かったため
・0歳児クラスの延長保育を行わない（あるいは実施可能開始日が遅い）ため
・保育料以外の費用（実費徴収や上乗せ徴収費用等）が想定以上であったため
・実際に面接に行ったところ、思ったとおりの保育施設ではなかったため

※4月1次の面接又は利用を辞退した場合、保育所等利用保留通知書の発行までに相当の日数（1か月程度）がかかりますのでご了承ください。また、申込の取り下げを行った場合は、保育所等利用保留通知書の発行はされません。

■保育所等に入所できない場合に育児休業延長を許容できるかたについて

保育所等の申込において育児休業の延長を許容できるとして、他の申込者を優先することに同意をされる場合には、「育児休業延長の許容に関する申出書」を提出いただくことにより、選考指数を200点減算し入所選考します。ただし、これは必ずしも利用保留（不承諾）となるものではなく、減点後の指数で入所選考を行った結果、希望した保育施設に空きがある場合は利用内定となります。

選考指数を200点減算した選考を希望しないかたにつきましては、「育児休業延長の許容に関する申出書」の提出はしないでください。

なお、利用保留となった場合でも、翌月以降（4月1次申込の場合は4月2次以降）も入所選考は行われます。申込が不要になったかたは次回の申込締切日までに申込を取り下げてください。（申込の取り下げを行った日以降については、「保育所等における保育の実施が行われない旨の証明」の発行はできなくなります。）

また、育児休業給付金の支給期間延長の要件として、「申込した保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみとなっていないこと」が追加されたほか、「理由なく内定辞退を行っていないこと」などが必要となっていますので、利用を希望する施設を記入する際にはご注意ください。

育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただいたうえ、お申込みください。

育児休業給付金の支給期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

５　申込受付期間・受付場所について

■令和8年4月利用申込の受付期間等　※記載以外の方法では受付できません。

○1次受付

【郵送での申込】

1. 受付期間・送付先

受付期間	送付先
令和7年 10 月 1 日(水) ～ **令和7年10月23日(木)　16時30分必着**	**川口市役所　保育幼稚園課入所係** **(同封されている封筒をご利用ください)**

上記締切以降、令和8年2月18日(水)までに保育幼稚園課に到着した書類につきましては、4月利用申込(2次受付)分として受領します。郵便物の土曜日配達及び翌日配達の休止に伴い、投函から到着まで 1 週間程度かかることがありますので、受付期間に間に合うよう、余裕を持って早めに発送してください。

2. 募集予定人数について

市ホームページで募集予定人数を確認できます。募集予定人数は、事業者の都合や今後の退所等により増減することがありますので、希望保育施設記入の際にはご留意ください。募集予定人数が「0」となっていても、申込は可能です。

【1次受付空き状況公開予定日】令和7年10月 1 日(水)正午

※システムの関係で公開時間は若干前後する場合があります。

川口市HP「認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所一覧」

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/050/5/32350.html

3. 申込方法

このてびきに同封されている封筒を使用してください。切手はご自身で用意し、郵送してください。

※ご自身で封筒を用意する場合の宛先は、以下のとおりとしてください。

郵送宛先:〒332－8601　川口市青木2－1－1

川口市役所保育幼稚園課入所係宛

※郵送方法の指定はしませんが、簡易書留等、追跡可能な方法を強く推奨します。

※育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、ご提出ください。育児休業給付金の支給期間延長の手続きに必要な書類ついては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

4. 申込書類到着後の流れ

申込書類到着後、ご自宅の住所（住民票所在地）に不備書類の有無等について記載した「受理票」を郵送します。申込書類発送日から3週間経過したあとも、受理票がご自宅に届かない場合は、保育幼稚園課にお電話でお問い合わせください。特に、締切日2週間前以降は、申込が集中しますので、受領作業や、「受理票」の発送までに相当の時間がかかります。受付状況等について、電話でお問い合わせいただいても、回答できない場合があります。何卒ご了承ください。

5. 注意事項

令和7年度の利用申込書を同封することも可能です。その場合は申込締切日にご留意ください。
（※締切日の16時30分必着です）

例1：令和7年11月利用申込と令和8年4月利用申込（1次受付）を希望する場合
→令和7年10月6日（月）必着（令和7年11月利用申込の締切日）
上記締切以降に郵便が到着した場合、令和7年11月利用申込締切日を過ぎているので令和7年12月申込と令和8年4月（1次受付）申込として受領します。

例2：令和8年１月利用申込と令和8年4月利用申込（1次受付）を希望する場合
→令和7年10月23日（木）必着（令和8年４月（1 次受付）利用申込の締切日）
上記締切以降に郵便が到着した場合、令和8年４月（1 次受付）利用申込締切日を過ぎているので令和8年1月申込と令和8年4月（2次受付）申込として受領します。

※2年度分の申込書類を１つの封筒で送る際は、申込書類を年度ごとにまとめて封入してください。また、切手代金をご確認のうえ送付してください。

【一斉受付会場での申込】

1. 受付日・受付場所・受付時間

受付日	受付場所	受付時間	住所
令和7年11月5日(水)	鳩ケ谷庁舎　3階 306 会議室	10 時～15 時	三ツ和 1-14-3
令和7年11月6日(木)	戸塚公民館　3階ホール	10 時～15 時	戸塚東 3-7-1
令和7年11月7日(金)	第二本庁舎　6階大会議室	10 時～15 時	青木 2-1-1
令和7年11月10 日(月)	第二本庁舎　6階大会議室	10 時～15 時	青木 2-1-1

※ **受付終了時間が、全会場 15 時までとなります。**
ご注意いただきますようお願いいたします。

2. 混雑防止のためのお願い

・会場での受付は大変混雑します。**郵送申込をご活用ください。**

・会場の混雑状況によっては、番号札配布後に建物の外でお待ちいただく場合があります。
また、キッズスペース(申込受付を待つ間、お子さんが遊べるようになっているスペース)の用意はございませんので、ご了承ください。

3. 注意事項

・利用申込書類を受理する際に、個別相談に応じることはできません。
（入所はできそうか、どの園が入りやすいか、近くにどのような園があるか等）
・申込書類は、あらかじめ記入のうえご来場ください。
・令和8年４月１次利用申込については、保育幼稚園課窓口では受付を行いません。
ただし、川口市外の保育園の利用申込を行う場合のみ、保育幼稚園課窓口で受付を行います。
・利用申込方法(郵送申込／一斉受付会場での申込)は、利用調整に影響しません。

○2次受付

2次受付分は、原則として1次受付分の利用調整後、定員に満たない保育施設があった場合に利用調整を行います。

1次受付で利用申込をしたかたで、結果が保留となったかたについては、自動的に2次受付の利用調整にかかります（再度申込む必要はありません）。

【郵送での申込】

1. 受付期間・送付先

受付期間	送付先
令和7年10月24日（金） ～ **令和8年2月18日（水）16時30分　必着**	**川口市役所　保育幼稚園課入所係** **（同封されている封筒をご利用ください）**

上記締切以降、令和8年4月6日（月）までに保育幼稚園課に到着した書類につきましては、5月利用申込分として受領します。郵便物の土曜日配達及び翌日配達の休止に伴い、投函から到着まで１週間程度かかることがありますので、受付期間に間に合うよう、余裕を持って早めに発送してください。また、申込書類が締切日間近に到着した場合であっても、不備書類の指摘は「受理票」を郵送する形で行い、提出期限は上記受付期間となります。締切日の1週間前以降に到着する書類を送付する場合は、不備がないか、十分にご確認ください。

2. 募集予定人数について

市ホームページで募集予定人数を確認できます。募集予定人数は、事業者の都合や今後の退所等により増減することがありますので、希望保育施設記入の際にはご留意ください。募集予定人数が「0」となっていても、申込は可能です。

【2次受付空き状況公開予定日】 令和8年2月10日（火）正午

※システムの関係で公開時間は若干前後する場合があります。

川口市HP「認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所一覧」

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/050/5/32350.html

3. 申込方法

このてびきに同封されている封筒を使用してください。切手はご自身で用意し、郵送してください。

※ご自身で封筒を用意する場合の宛先は、以下のとおりとしてください。

郵送宛先：〒332－8601　川口市青木2－1－1　川口市役所保育幼稚園課入所係宛

※郵送方法の指定はしませんが、簡易書留等、追跡可能な方法を強く推奨します。

※育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、ご提出ください。育児休業給付金の支給期間延長の手続きに必要な書類ついては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

4. 申込書類到着後の流れ

申込書類到着後、令和7年11月17日以降に、ご自宅のご住所（住民票所在地）に「受理票」を郵送します。11月17日以降で、申込書類発送日から2週間経過後もご自宅に届かない場合は、保育幼稚園課にお電話でお問い合わせください。（11月17日以前、もしくは発送日から2週間経過前の受理確認の問い合わせには回答できない場合があります。）

5. 注意事項

令和7年度の利用申込書を同封することも可能です。その場合は申込締切日にご留意ください（※締切日の16時30分必着です）。

例：令和8年1月利用申込と令和8年4月利用申込（2 次受付）を希望する場合

→令和8年 12 月5日（金）必着（令和8年1月利用申込の締切日）

上記締切以降に郵便が到着した場合、令和8年1月利用申込締切日を過ぎているので令和8年2月申込と令和8年4月（2 次受付）申込として受領します。

※2年度分の申込書類を 1 つの封筒で送る際は、申込書類を年度ごとにまとめて封入してください。

また、切手代金をご確認のうえ送付してください。

【持参での申込】

受付期間・受付時間・受付場所

受付期間	受付時間	受付場所
令和7年11月11日（火）～令和8年2月18日（水） ※ただし、閉庁日を除く。	**9:00** **～** **16:30**	**川口市役所** **第二本庁舎3階** **保育幼稚園課**

■利用申込から利用開始までの流れ（1次受付分）

利用申込受付

令和8年4月1次の利用申込の受付を行います。
※認定申請も同時に行うことができます。

利用調整

入所選考

選考基準指数表に基づく選考を行い、内定者を決定します。
※入所選考期間中は、入所選考の状況等に関する問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

選考結果通知

選考の結果については、郵送にて通知します。
令和8年1月16日（金）発送を予定しています。
※なお、4月1次申込については、電話で結果回答はできません。

利用保留となった場合
利用申込は、保護者からの申出がない限り、令和8年度内（令和9年3月利用調整まで）は有効となります。4月2次受付及び5月以降も利用調整の対象となりますが、入所選考により内定者となった場合のみ電話にてご連絡します。
なお、令和9年度の入所を希望する場合は、再度申込が必要になります。

内定者面接

内定施設において面接を受けていただきます。※リモート面接は不可です。
※面接の日程調整は、ご案内した内定施設へ保護者から電話をし、行ってください。別紙【面接時・入園後に使用する書類】をご用意ください。
※面接は**令和8年1月30日（金）までに内定したお子さんと一緒に**受けてください。面接を受けられない場合は、内定取消しとなります。

承諾通知又は決定通知

面接の結果により、保育所の利用が決定した場合は「保育所利用承諾通知書」、地域型保育事業所又は認定こども園の利用が決定した場合は「利用の要請決定通知書」を、2月中旬ごろ郵送にて通知します。
※地域型保育事業所又は認定こども園の利用が決定した場合は、保護者と利用決定施設との間で利用に関する契約を結んでいただきます。
※健康診断の受診に関する書類や利用先の保育施設に提出が必要となる書類等を同封いたします。

健康診断

利用開始前に必ず受診してください。
※川口市指定の医療機関において、「保育所利用承諾通知書」又は「利用の要請決定通知書」に同封の健康診断受診券を提示していただくことにより、無料で受診することができます。

保育料の決定

保育料の決定通知書を郵送にて通知します。
発送時期は、**令和8年3月上旬**を予定しています。

利用開始

令和8年4月1日からの利用となります。
※原則、利用開始直後は「慣らし保育」を行います。

■利用申込から利用開始までの流れ（2次受付分）

※1次受付分の利用調整後、定員に満たない保育施設があった場合のみ利用調整が行われます。

利用申込受付

令和8年4月2次の利用申込の受付を行います。
※認定申請も同時に行うことができます。

利用調整

入所選考

選考基準指数表に基づく選考を行い、内定者を決定します。
※入所選考期間中は、入所選考の状況等に関する問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

**選　考
結果通知**

選考の結果、内定した場合は、保護者に対して内定施設から電話にてご連絡します。令和8年3月上旬頃を予定しています。

利用保留となった場合
4月2次選考より申請をしたかたについては、3月 19 日（木）に「保育所等利用保留通知書」を郵送します。翌月以降の選考結果については、内定した場合のみ内定施設から電話でご連絡します。
なお、利用申込は、保護者様からの申出がない限り、令和8年度内（令和9年3月利用調整まで）は有効となります。令和9年度の入所を希望する場合は、再度申込が必要になります。

**内定者
面　接**

内定施設において面接を受けていただきます。※リモート面接は不可です。
※面接の日程調整は、内定施設からの連絡の際に行ってください。
　別紙【面接時・入園後に使用する書類】をご用意ください。
※面接は**令和8年3月12 日（木）までに内定したお子さんと一緒に**受けてください。面接を受けられない場合は、内定取消しとなります。

**承諾通知
又は
決定通知**

面接の結果により、保育所の利用が決定した場合は「保育所利用承諾通知書」、地域型保育事業所又は認定こども園の利用が決定した場合は「利用の要請決定通知書」を郵送にて通知します。
※地域型保育事業所又は認定こども園の利用が決定した場合は、保護者と利用決定施設との間で利用に関する契約を結んでいただきます。
※健康診断の受診に関する書類や利用先の保育施設に提出が必要となる書類等を同封いたします。

健康診断

利用開始前に必ず受診してください。
※川口市指定の医療機関において、「保育所利用承諾通知書」又は「利用の要請決定通知書」に同封の健康診断受診券を提示していただくことにより、無料で受診することができます。

保育料の決定

保育料の決定通知書を郵送にて通知します。
発送時期は、**令和8年3月下旬**を予定しています。

利用開始

令和8年4月1日からの利用となります。
※原則、利用開始直後は「慣らし保育」を行います。

■令和8年5月以降の利用申込の受付期間等

【郵送・持参での申込】

令和8年2月19日（木）以降を目安として、以下の利用申込締切日（16時30分）必着でご郵送又はご持参ください。

利用開始希望月	利用申込締切日	内定者面接締切日（予定）
令和8年5月	令和8年4月6日（月）	令和８年4月16日（木）
6月	5月7日（木）	5月19日（火）
7月	6月5日（金）	6月17日（水）
8月	7月6日（月）	7月16日（木）
9月	8月5日（水）	8月18日（火）
10月	9月7日（月）	9月17日（木）
11月	10月5日（月）	10月15日（木）
12月	11月5日（木）	11月17日（火）
令和9年1月	12月7日（月）	12月17日（木）
2月	令和9年1月5日（火）	令和9年1月18日（月）
3月	2月5日（金）	2月16日（火）

※**利用開始希望月の申込は、各月の利用申込締切日までに申込を行ってください。**
内定した場合は、各月の内定者面接締切日までに内定した保育施設で面接していただきます。

※入所選考により内定した時点では、保育施設の利用は決定していません。利用予定の保育施設で実施する内定者面接において、当該保育施設での保育が可能と判断された場合に利用が決定となります。**上記の面接締切日までに面接を受けなかった場合は、内定を取り消します。また、面接はお子さんの参加が必須となります。**

【郵送の場合の注意事項】

※各月利用申込締切日の16時30分必着となります。締切日を過ぎてから到着した書類につきましては、翌月以降の申込書類として受領します。郵便物の土曜日配達及び翌日配達の休止に伴い、投函から到着まで１週間程度かかることがありますので、申込締切日に間に合うよう、余裕を持って早めに発送してください。

※申込書類到着後、ご自宅の住所（住民票所在地）に「受理票」を郵送します。申込書類発送日から10日経過後もご自宅に届かない場合は、保育幼稚園課にお電話でお問い合わせください（それ以前の受理確認のお問い合わせには回答できない場合があります）。

※申込書類が利用申込締切日間近に到着した場合であっても、不備書類の指摘は「受理票」を郵送する形で行い、提出期限は上記受付期間となります。利用申込締切日の1週間前以降に到着する書類を送付する場合は、不備がないか、十分にご確認ください。

※このてびきに同封されている封筒を使用してください。切手は、ご自身でご用意ください。

※郵送方法の指定はしませんが、簡易書留等、追跡可能な方法を強く推奨します。

※育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、お申込みください。育児休業給付金の支給期間延長の手続きに必要な書類ついては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

《郵送先》
〒332-8601
川口市青木2-1-1
川口市役所　保育幼稚園課入所係
（同封されている封筒をご利用ください）

《持参の場合》
川口市役所
第二本庁舎3階　保育幼稚園課
（川口市青木2-1-1）

【募集予定人数について】

市ホームページで募集予定人数を確認できます。募集予定人数は、事業者の都合や今後の退所等により増減することがありますので、希望保育施設記入の際にはご留意ください。募集予定人数が「0」となっていても、申込は可能です。

【5月以降空き状況公開予定日】

毎月利用開始月の前々月 25 日（閉庁日の場合は翌開庁日）正午

※システムの関係で公開時間は若干前後する場合があります。

川口市HP「認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所一覧」

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/050/5/32350.html

【2月・3月利用申込の注意事項】

※「翌年度も0歳児」となるお子さん（令和8年度申込では、令和8年4月2日以降に生まれたお子さん）は、令和9年4月の入所予定状況によって、2月・3月に空きがあっても入所のご案内ができないことがありますので、ご了承ください。

■利用申込から利用開始までの流れ（令和8年5月以降）

利用申込受付

令和8年5月以降の利用申込の受付を行います。
※各利用開始希望月の締切日までに利用申込を行ってください。
※認定申請も同時に行うことができます。

利用調整

入所選考

保育施設に空きがある場合、選考基準指数表に基づく選考を行い、内定者を決定します。入所選考期間中は、入所選考の状況等に関する問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

選　考
結果通知

選考の結果内定した場合は、保護者に対して内定施設から電話にてご連絡します。
※内定した利用開始月の前月9日頃から概ね15日頃までの連絡となります。
（例）5月からの利用に内定した場合：4月9日頃から概ね4月15日頃までの連絡

利用保留となった場合
利用開始希望月の前月23日前後に「保育所等利用保留通知書」を郵送します。翌月以降の選考結果については、候補者となった場合のみ保育施設から電話でご連絡します。
なお、利用申込は、保護者からの申出がない限り、令和8年度内（令和9年3月利用調整まで）は有効となります。令和9年度の入所を希望する場合は、再度申込が必要になります。

内定者
面　接

内定施設において、**内定したお子さんと一緒に**面接を受けていただきます。
※面接の日程調整は、内定施設からの連絡の際に行ってください。別紙【面接時・入園後に使用する書類】をご用意ください。
※期日（利用開始月の前月概ね15日頃）までに面接を受けられない場合は、内定取消しとなります。
※リモート面接は不可です。

承諾通知
又は
決定通知

面接の結果により、保育所の利用が決定した場合は「保育所利用承諾通知書」、地域型保育事業所又は認定こども園の利用が決定した場合は「利用の要請決定通知書」を郵送にて通知します。
※地域型保育事業所又は認定こども園の利用が決定した場合は、保護者と利用決定施設との間で利用に関する契約を結んでいただきます。
※健康診断の受診に関する書類や利用先の保育施設に提出が必要となる書類等を同封いたします。

健康診断

利用開始前に必ず受診してください。
※川口市指定の医療機関において、「保育所利用承諾通知書」又は「利用の要請決定通知書」に同封の健康診断受診券を提示していただくことにより、無料で受診することができます。

保育料の決定

保育料の決定通知書を郵送にて通知します。

利用開始

各月初日（初日が日曜、祝日の場合除く）からの利用開始となります。
※原則、利用開始直後は「慣らし保育」を行います。

６　利用申込に必要な書類について

■利用申込に必要となる書類等

利用申込に必要となる書類等は、次の**1及び2**となります。

1　すべてのかたに提出していただく書類（下表参照）

2　家庭やお子さんの状況に応じて提出していただく書類（25～28 ページ参照）

1　すべてのかたに提出していただく書類

提出書類	留意事項
保育所等利用申込書	※利用申込をするお子さん1人につき1枚必要となります。
教育・保育給付認定申請書	※利用申込をするお子さん1人につき1枚必要となります。 ※既に認定を受けているかたにつきましても、内容に変更等がないかを確認するため、再度提出をお願いします。 ※申請書には、個人番号（マイナンバー）の記入及びその確認書類の提示が必要となります。詳細は7ページの「個人番号（マイナンバー）の提供について」をご確認ください。
保育所等利用申込に係るチェックシート（重要事項確認票）	※利用申込をするお子さん1人につき1枚必要となります。 ※各項目を確認し、保護者が署名のうえ提出してください。 ※「川口市内在住者用」のものを使用してください。 ※利用申込年度と同じ年度のものを提出してください。
身元確認書類	※認定申請の際に必要です。 ※詳細は7ページの「個人番号（マイナンバー）の提供について」をご確認ください。
番号確認書類	
保育の必要性の事由を確認するための書類（21～24ページ参照）	※父母ともに提出が必要となります。 ※同時に2人以上のお子さんの利用申込をする場合は、最も年齢の高いお子さんに原本を提出していただき、それ以外のお子さんには当該書類をコピーして提出してください。

保護者（父母それぞれ）の状況に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

※コピーを提出される際は、A4 用紙に印刷いただきますようお願いします。

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労（1か月当たりの就労時間が64時間以上） **※法人代表者又は個人事業主を除く**	**・就労証明書**	**必ず就労先事業者に作成を依頼してください。** **就労先事業所に無断で作成又は改変を行った場合は、内定取り消し（入所後は退所）となります。** **＜就労証明書を準備する際の注意＞** **※川口市が指定する様式を使用してください。** **※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って３か月以内に発行された書類が有効です。** **※複数の勤務先で就労されているかたは、それぞれの勤務先の就労証明書が必要です。**
就労（1か月当たりの就労時間が64時間以上） **※法人代表者又は個人事業主である場合**	**・就労証明書** **・（法人の場合）法人事業概況説明書（又は会社概況書「1.総括表」）の両面の写し** **・（個人の場合）青色申告決算書（又は収支内訳書）の1枚目、2枚目控えの写し**	**※前頁＜就労証明書を準備する際の注意＞**をご確認ください。 ※令和7年1月以降に開業したなど、やむを得ない理由により左記書類の提出ができない場合は、直近３か月分の収入が分かる書類（請負契約書や受注票等）を提出してください。書類が提出できない場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※就労時間は、収入（売上）金額を埼玉県の最低賃金1,078 円（令和6年10月1日時点）で割り返して算出します（割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く）。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※事業収入以外にも給与収入があるかたにつきましては、左記書類のほか、追加で確定申告書 B（第1表、第2表）などを求める場合があります。

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労（1か月当たりの就労時間が64時間以上） **※勤務する会社の代表者が配偶者である場合**	**・就労証明書** **・就労実態申告票**	**※前頁＜就労証明書を準備する際の注意＞**をご確認ください。 ※配偶者が代表者となる法人（個人事業主）の就労時間は、収入（売上）金額を埼玉県の最低賃金 1,078 円（令和6年10月1日時点のもの）で割り返して算出します（割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く）。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※1か月当たりの就労時間が64時間未満の場合は保育所等利用に関する誓約書の提出もあわせて必要です。 ※就労実態申告票は、利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って 3 か月以内に発行された書類が有効です。
就労（1か月当たりの就労時間が64時間未満）	**・就労証明書** **・保育所等利用に関する誓約書**	※川口市が指定する様式を使用してください。 ※保育所等利用に関する誓約書は、利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って 3 か月以内に発行された書類が有効です。
内職	**・就労証明書** **・収入のわかる書類**	※収入のわかる書類とは、青色申告決算書（又は収支内訳書）の1枚目、2枚目控えの写し、もしくは、直近 3 か月分の収入が分かる書類（請負契約書や受注票等）となります。これらの書類が提出できない場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※就労時間は、収入（売上）金額を埼玉県の最低賃金 1,078 円（令和6年10月1日時点）で割り返して算出します（割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く）。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書の提出をいただき求職活動認定となります。 ※業務委託として委託元事業所が就労証明書を作成いただける場合は、内職となりません。

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労内定 起業準備	**・就労証明書**	**就労内定の場合は、必ず就労先事業者に作成を依頼してください。** **就労先事業所に無断で作成又は改変を行った場合は、内定取り消し（入所後は退所）となります。** ※川口市が指定する様式を使用してください。 ※就労予定時間を記載してください。 ※就労証明書に記載された1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、「保育所等利用に関する誓約書」の提出が必要となります。
妊娠・出産	**・母子健康手帳の写し**	※母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されている部分をコピーして提出してください。
障がい	**・障害者（療育）手帳の写し**	※氏名や等級・有効期限（判定日）が記載されている部分をコピーして提出してください。（有効期限（判定日）内のもの） ※有効期限（判定日）が保育所等の利用希望開始月より前に終了する場合は、手帳の更新後に、新たな手帳等の写しの提出が必要となります。
病気・怪我 （入院中）	**・ア～イのいずれかの書類** **ア　診断書** **イ　入院計画書の写し**	※申込時点で、1か月以上の入院の場合（1か月以上の入院が見込まれている場合も含む）で、利用希望開始月以降も引き続き治療等が必要と見込まれているかたが該当します。 ※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。 ※診断書は、保護者のかたが家庭で保育ができない旨と入院期間、治療等に要する期間の記載が必要です。 ※入院期間や治療等に要する期間が保育所等の利用希望開始月より前に終了する場合は、保育所等の利用開始までに、利用開始日以降の新たな診断期間と家庭で保育ができない旨の記載のある診断書（または利用開始日以降の入院計画書の写し）の提出が必要となります。
病気・怪我 （入院中以外）	**・診断書**	※入院中以外（1か月以内の入院の場合を含む）で、利用希望開始月以降も引き続き治療等が必要と見込まれているかたが該当します。 ※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。 ※保護者のかたが家庭で保育ができない旨と治療等に要する期間の記載が必要です。 ※治療等に要する期間が保育所等の利用希望開始月より前に終了する場合は、保育所等の利用開始までに、利用開始日以降の新たな診断期間と家庭で保育ができない旨の記載のある診断書の提出が必要となります。

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
災害復旧	**・罹災証明書**	※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。
同居親族の介護・看護（1か月当たりの介護・看護時間が64時間以上）	**・介護・看護状況申告書** **・ア～ウのいずれかの書類** **ア　診断書（入院計画書の写し）** **イ　介護保険被保険者証の写し** **ウ　障害者（療育）手帳の写し**	※介護・看護状況申告書は川口市所定様式を使用してください。 ※診断書（被介護者が入院しており、入院中も介護・看護が必要な場合は、入院計画書でも可）は、利用申込日（郵送の場合は到着日）の6か月前までに発行されたものが有効です。 ※介護保険被保険者証は、認定が記載されている部分をコピーして提出してください。 ※障害者（療育）手帳は、氏名や等級・有効期限（判定日）が記載されている部分をコピーして提出してください。（有効期限（判定日）内のもの）
求職活動（予定含む）	**・保育所等利用に関する誓約書**	※川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って３か月以内に記入された書類が有効です。
就学（1か月当たりの就学時間が64時間以上）	**・在学証明書** **・時間割表** **・卒業予定日を示す書類の写し**	※通信教育は就学と認めていません。 ※在学証明書が提出できない場合は、学生証のコピーを提出してください。 ※オンラインの授業を受けている場合は、時間割表にどの授業がオンライン授業か記載をしてください。 ※時間割表は、1週間当たりの授業時間等がわかる書類を提出してください。
就学予定（1か月当たりの就学時間が64時間以上）	**・入所希望月に入学することが確認できる合格通知書の写し** **・時間割表** **・卒業予定日を示す書類の写し**	※通信教育は就学と認めていません。 ※オンラインの授業を受ける場合は、時間割表にどの授業がオンライン授業か記載をしてください。 ※時間割表は、1週間当たりの授業時間等がわかる書類を提出してください。
虐待やDVのおそれ	**・申立書** **・公的機関が発行する証明書（保護命令書、保護証明書等）**	※申立書は、川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。

2 家庭やお子さんの状況に応じて提出していただく書類

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
保護者が外国籍である	**・在留カードの写し（両面）**	※父母共に外国籍の場合、両親分が必要です。 ※在留資格が「特定活動」の場合は、特定活動の指定書の写しも同時に提出していただく場合があります。 ※就労･求職活動を理由に利用申込を行う場合は、利用申込日時点で就労許可が下りていることが確認できる在留カードの提出が必要です。 ※在留カードの有効期限が保育所等の利用希望開始月より前に終了する場合は、保育所等の利用開始までに、更新後の在留カード（利用開始日以降の有効なもの）の提出が必要となります。提出がない場合、退所（辞退）となることがあります。
母子・父子家庭である	**・戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）**	※お子さんを監護しているかたの戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）をご提出ください。母子家庭なら母、父子家庭なら父の戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）が必要です。 ※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。 ※6か月前までに発行されたものであっても現状と異なる場合は、最新の状況が記載されたものを提出してください。 ※手続き中等の理由により戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）を提出できない場合は「離婚届受理証明書」を提出してください。 ※現に同居している場合（住民票が同一の場合を含む）は、母子・父子家庭とは認められません。 ※外国籍のかたで戸籍を提出できない場合は、「申立書（外国籍のひとり親専用）」を保育幼稚園課ホームページよりダウンロードして提出してください。

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
保護者が離婚を前提に別居している	**・離婚調停中又は裁判中であることを証する書類の写し（事件係属証明書、調停期日通知書等）**	※書類が提出できない場合や、現に同居している場合（住民票が同一の場合を含む）は、父母どちらかのみが保護者であるとは認められませんので、別居中の配偶者の保育の必要性の事由を確認するための書類の提出が必要となります。 ※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。 ※6か月前までに発行されたものであっても現状と異なる場合は、最新の状況が記載されたものを提出してください。
虐待やDVにより避難している	**・申立書** **・公的機関が発行する証明書（保護命令書、保護証明書等）**	※申立書は、川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。
保護者が拘禁中である	**・拘禁中であることを証する書類**	
保護者が指定難病医療等の給付を受けている	**・ア～エのいずれかの写し** **ア　指定難病に係る医療受給者証** **イ　特定疾患医療受給者証** **ウ　県単独指定難病医療受給者証** **エ　先天性血液凝固因子欠乏症等医療受給者証**	
利用申込世帯が生活保護を受給している	**・生活保護受給者証の写し**	
同居している親族が障害者（療育）手帳の交付を受けている	**・障害者（療育）手帳の写し**	※氏名や等級・有効期限（判定日）が記載されている部分をコピーして提出してください。（有効期限（判定日）内のもの）
出産予定のお子さんの利用申込をする（令和８年４月申込のみ対象）	**・母子健康手帳の写し**	※母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されている部分をコピーして提出してください。

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
利用申込をするお子さんが幼稚園に在園している	**・在籍（在園）証明書**	※川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って３か月以内に発行された書類が有効です。
利用申込をするお子さんが認可外保育施設等を利用している	**・在籍（在園）証明書**	※川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込日（郵送の場合は到着日）の3か月前までに発行されたものが有効です。 ※在籍（在園）証明書が提出できない場合は、在籍施設名及び在籍（在園）していることがわかる書類（保育料の領収書や出席カード等）の写しを提出してください。
利用申込をするお子さんが一時預かりを利用しており、直近1か月間で10日以上利用している	**・直近1か月間で10日以上利用していることが確認できる書類の写し**	※利用申込日又は提出日（郵送の場合は到着日）から起算した1か月間の利用日数がわかる書類（利用料の領収書等）の写しを提出してください。 ※利用申込日又は提出日（郵送の場合は到着日）から起算した1か月間で10日以上利用していることが確認できる場合には、利用調整上、加点の対象となります。（保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合を除く）
保護者が保育士等（保健師・看護師・准看護師又は幼稚園教諭）で、市内の認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園又は幼稚園にて就労（または就労内定）しており、同意書の内容に同意している	**・保育士等の資格を証する書類の写し** **・同意書**	※同意書は、川口市所定様式（最新の様式のもの）を使用してください。 ※現在就労（または就労が内定）している認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園又は幼稚園へお問い合わせください。 ※市外在住者でこちらに該当する場合は、お申し込み前に保育幼稚園課入所係にお問い合わせください。
里親委託している場合	**・児童委託証明書**	※児童相談所が証明する「児童委託証明書」を提出してください。

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
育児休業延長を許容できるかた	**・育児休業延長の許容に関する申出書**	※申出書を提出した場合、利用調整（選考）において減点されますので、育児休業の延長を許容できるかたのみ提出してください。 ※この申出書は利用保留を保障するものではありません。減点後の指数で利用選考を行った結果、希望した保育施設に空きがある場合は利用内定となります。 ※申出書を取り下げる場合は、申込内容変更届の提出が必要となります。 ※利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って3か月以内に記入された書類が有効です。
保育施設の利用開始希望月が令和8年8月以前のかたで、令和7年1月1日時点で川口市に住民登録がないかた（注1）	**・ア～ウのいずれか** **ア　令和7年度市民税課税（又は非課税）証明書** **イ　令和7年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し** **ウ　令和7年度市民税・県民税納税通知書の写し**	※対象年度及び対象者名、課税について全項目が記載されたものが必要です。 ※対象期間の所得が未申告の場合は、前住所の市区町村で申告したうえで、当該申告内容が反映された左記ア～ウのいずれかの書類を提出してください。 ※令和7年1月1日時点で海外に居住しており、日本国内に住民登録がないかたは、保育料算定に関する申告票及び収入・所得控除がわかる書類の提出が必要です。 詳細は 39 ページをご確認ください。 ※税額が確認できない場合、入所選考時に不利になる可能性があります。
令和8年1月1日時点で川口市に住民登録がないかた（注1）	**・ア～ウのいずれか** **ア　令和8年度市民税課税（又は非課税）証明書** **イ　令和8年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し** **ウ　令和8年度市民税・県民税納税通知書の写し**	※対象年度及び対象者名、課税について全項目が記載されたものが必要です。 ※対象期間の所得が未申告の場合は、前住所の市区町村で申告したうえで、当該申告内容が反映された左記ア～ウのいずれかの書類を提出してください。 ※令和8年1月1日時点で海外に居住しており、日本国内に住民登録がないかたは、保育料算定に関する申告票及び収入・所得控除がわかる書類の提出が必要です。 詳細は39 ページをご確認ください。 ※税額が確認できない場合、入所選考時に不利になる可能性があります。

～（注1）市区町村民税額の確認について～

上表（注1）に該当しないかた（各時点で川口市に住民票があるかた）で、市区町村民税が未申告の場合も、入所選考時に税額が確認できず不利になる可能性がありますので、ご注意ください（生活保護受給者等、市民税を課されない者も含む）。

3　書類の有効期限について

※有効期間内に発行されたものであっても現状と異なる場合は、最新の状況が記載されたものをご準備ください。

就労証明書	利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って3か月以内に発行されたもの
就労実態申告票	利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って3か月以内に記入されたもの
保育所等利用に関する誓約書	利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って3か月以内に記入されたもの
在籍（在園）証明書	利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って3か月以内に発行されたもの
診断書	利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って6か月以内に発行されたもの 期限の記載がある場合は、期限内のもの
戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）	利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って6か月以内に発行されたもの
離婚調停中又は裁判中であることを証する書類の写し	利用申込日（郵送の場合は到着日）から遡って6か月以内に発行されたもの

７　利用申込に関する注意事項について

■利用申込時に書類の不備や不足があった場合

利用申込時に書類の不備や不足があった場合は、次の期限までに必要書類を提出してください。期限までに提出がない場合は、利用調整に反映することができませんので、あらかじめご了承ください。

利用申込区分	不足書類の提出期限	提出方法
令和８年４月からの利用希望の申込（1次受付分）に不備や不足があった場合	**令和7年11月19日（水）**	**郵送又は持参**
令和８年４月からの利用希望の申込（2次受付分）に不備や不足があった場合	**令和8年2月18日（水）**	
令和８年５月以降の利用希望の申込に不備や不足があった場合	**各月の利用申込締切日**	

※締切日の16時30分必着となります。

※持参する場合は、保育幼稚園課（川口市役所第二本庁舎3階）までお越しください。
　コピーを提出される際は、あらかじめ A4 用紙に印刷し提出いただきますようお願いします。

※郵送する場合の宛先は、以下のとおりとしてください。
　郵送宛先：〒332－8601　川口市青木2－1－1　川口市役所保育幼稚園課入所係宛

※各月の利用申込締切日については、17ページにてご確認ください。

※上記期限内に提出された（郵送の場合は到着している）書類をもって選考を行いますので、期限に余裕をもって不備なくご提出ください。記載内容等に不備や不明確な点がある場合は、選考不可、あるいは選考に不利となることがあります。

※利用申込後に電話番号や世帯の変更（世帯員の増員等）があった場合は、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。

※育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、お申込みください。育児休業給付金の支給期間延長の手続きに必要な書類ついては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

■保育幼稚園課へ届出が必要な場合

申込有効期間内に申込時と状況が変わった場合は、速やかに変更後の必要書類をご提出ください。

各種届出は随時受け付けますが、各入所希望月の申込有効期間に提出されたものが、該当月の利用調整に反映されます。各種届出がなく、連絡が取れない場合は、入所が認められなかったり、内定取消になったりする場合があります。

■就労証明書について

就労証明書につきましては、保護者記入欄以外のすべての部分を就労先事業者等に作成していただき、ご提出ください（自営業主の場合を除く）。就労先事業者等に無断で作成又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があるほか、内定取り消し（入所後は退所）となります。なお、提出された就労証明書に疑義がある場合は、就労先事業者等に照会させていただきますので、予めご了承ください。また、提出された就労証明書に不備・不足がある場合は、返却させていただきます。修正後の就労証明書が不足書類の提出期限内に提出いただけない場合は、選考できません。

■育児休業又は産前産後休業からの復帰について

保育施設の利用開始日時点で育児休業又は産前産後休業を取得している場合、**保育施設利用開始月の翌月15日まで**に職場復帰したうえで、「就労証明書」を提出してください。**期限以内に就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。**

※申込児童（入所児童）以外の上記休業を取得している場合も該当します。

※保育施設入所後に職場復帰（就労開始）しその後、次子の産前休業に入り、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業中も利用を継続できます。ただし、育児休業中の保育時間は保育短時間で固定となります。

出産予定日により申込の方法が変わることがありますので、出産を予定しているかたにつきましては、保育幼稚園課までご相談いただき、申込みください。

■利用申込から入所までの変更について

川口市では、入所選考の公平性の観点から、利用申込時の状況を入所後も一定期間継続することをお願いしています。**利用申込後に家庭の状況に変更（勤務先や勤務時間の変更、退職、離婚、同居者の増減）があった場合には、選考指数の見直しが必要となる可能性がありますので、必ず保育幼稚園課に必要書類を提出してください。**変更後に提出がない場合は、内定を取り消すことがあります。なお、保育施設入所時点において、利用申込書に記載された、保育所等の利用を必要とする理由と異なる場合（就労で申込みを行ったが、退職し入所時点で求職活動となった場合など）は、原則退所となります。

そのため、利用申込時点において、現在の職場を退職することを予定している場合や、就労内容を変更する予定がある場合は入所予定時点（4月申込の場合は、4月1日時点）の状況で申込みを行っていただくようお願いします。

状況により提出書類が異なりますので、該当するかたは、保育幼稚園課までご相談いただき、申込みください。

■兄弟姉妹同時に利用申込を行う場合

兄弟姉妹で同時に利用申込を行う場合、利用申込書の裏面3の記入が必要となります。選択した番号は、入所選考に大きく影響しますので、慎重に検討のうえ記入してください。

また、利用申込後に兄弟姉妹の入所条件を変更したい場合は、「申込内容変更届」を利用申込締切日までにご提出ください。

利用の申込書の裏面3

① 同時期・同施設のみ（兄弟姉妹が同一時期に同一保育所等を利用できるまでは待機する）

② 同時期・別施設可（兄弟姉妹と同一時期であれば別々の保育所等でも利用できればよい）

③ 別時期・別施設可（兄弟姉妹と同一時期に保育所等を利用できなければ先に一人でも利用を希望する）

ア 兄弟同一施設優先（希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への利用を優先する）

イ 希望順位優先（兄弟姉妹、同一の保育所等よりも希望順位の高い保育所等への利用を優先する）

選択番号	利用希望施設を記入する際の注意事項
①	すべての順番をそろえて記入してください。
②-ア ③-ア	同時に利用をしたい保育施設までは、順番をそろえて記入してください。
②-イ ③-イ	それぞれが利用をしたい順番で記入してください。

※ア、イについては、あくまで複数の保育施設で内定者となった場合の優先項目となります。

～選択した番号に係る入所選考の例～

兄弟姉妹の同時申込に係る利用調整は、兄弟姉妹個々に入所選考を行った後、兄弟姉妹の利用条件に基づいて再度入所選考を行います。以下は、選択した番号が入所選考結果に及ぼす影響についての例示になりますので、参考としてください。

兄妹で同時に申込を行った場合の例示

※表中の「〇」は兄妹個々に入所選考を行った時点で内定者となったことを表しています。

1 ①を選択した場合

（例1）

	兄		妹	
第1希望	A保育所	〇	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	×
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄妹の利用条件を反映

↓ ↓

選考結果	利用保留	利用保留

（例2）

	兄		妹	
第1希望	A保育所	〇	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	〇
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄妹の利用条件を反映

↓ ↓

選考結果	利用保留	利用保留

2　②-アを選択した場合

（例1）

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	×
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄妹の利用条件を反映

↓　↓

選考結果	利用保留	利用保留

（例2）

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	○
第3希望	C保育所	○	C保育所	○

兄妹の利用条件を反映

↓　↓

選考結果	C保育所	C保育所

3　②-イを選択した場合

（例1）

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	×
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄妹の利用条件を反映

↓　↓

選考結果	利用保留	利用保留

（例2）

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	○
第3希望	C保育所	○	C保育所	○

兄妹の利用条件を反映

↓　↓

選考結果	A保育所	B保育所

4　③-アを選択した場合

（例1）

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	×
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄妹の利用条件を反映

↓　↓

選考結果	A保育所	利用保留

（例2）

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	○
第3希望	C保育所	○	C保育所	○

兄妹の利用条件を反映

↓　↓

選考結果	C保育所	C保育所

5　③-イを選択した場合

（例1）

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	×
第3希望	C保育所	×	C保育所	×

兄妹の利用条件を反映

↓　↓

選考結果	A保育所	利用保留

（例2）

	兄		妹	
第1希望	A保育所	○	A保育所	×
第2希望	B保育所	×	B保育所	○
第3希望	C保育所	○	C保育所	○

兄妹の利用条件を反映

↓　↓

選考結果	A保育所	B保育所

※③-ア又は③-イを選択した場合で、先に1人しか保育施設を利用できなかった場合も、育児休業中や求職活動中のかたは就労を開始することが条件となります。

８　川口市外からの申込・川口市外の保育施設の申込方法について

■川口市外にお住まいのかたが川口市内の保育施設の利用申込をする場合

川口市外にお住まいのかたが、川口市内の保育施設の利用を希望する場合、**A【利用希望月の前月末までに川口市に転入し、川口市民として利用する予定のかた】又は B【川口市に転入予定がなく、お住まいの市外住所から通園し利用希望のかた】**が申込できます。利用申込方法等は、次のとおりです。不明な点がある場合は、保育幼稚園課へ事前にお問い合わせください。

【1】　【B】共通の留意事項

(1)内定者となったお子さんについては、定められた期限までに内定施設において面接を受けていただく必要があります。**現在の居住地が遠方である等の理由であっても、期限までに面接を受けられない場合は、内定取消しとなります。**

面接の詳細については、利用申込から利用開始までの流れをご確認ください。

(2)市外認可保育所等に在籍しているかたで川口市の保育施設の利用が決まった場合は、必ず利用開始月の前月末までに市外認可保育所等の退所手続きをしてください。

A【利用希望月の前月末までに川口市に転入し、川口市民として利用する予定のかた】

書類の提出先・提出期限	川口市民のかたと同じ手続き方法です。 各月の利用申込締切日(10～14ページ・17～18ページ参照)までに郵送又は窓口にてご提出ください。
利用申込に必要となる書類	※川口市様式を使用してください。住所欄は現住所で記入してください。 ア　利用申込書 イ　教育・保育給付認定申請書 ウ　**(※市外在住者用)**保育所等利用申込に係るチェックシート(保育幼稚園課ホームページからダウンロード) エ　保育の必要性の事由が確認できる書類(21～24ページ参照) オ　市区町村民税額が確認できる書類(39 ページ参照) カ　市外認可保育所等に在籍しているかたは、在籍(在園)証明書 キ　家庭やお子さんの状況に応じて提出していただく書類(25～28 ページ参照) ク　「番号確認書類」と「身元確認書類」詳細は7ページ「個人番号(マイナンバー)の提供について」をご確認ください。 ケ　利用希望月の前月末までに川口市に転入することが確認できる書類(契約済の不動産売買契約書、賃貸借契約書等)の写し ※下記項目の記載部分をコピーしてください。 不動産売買契約書の場合:買主と売主、建物の所在地、物件引渡し予定日。 賃貸借契約書の場合:賃貸人と賃借人、物件の所在地、契約期間。 ※現に川口市内に居住しているかたと同居予定の場合は、ウ**(※市外在住者用)**「保育所等利用申込に係るチェックシート」にて同居予定について記入してください。 ※提出が無い場合や内容に不備がある場合は、入所選考上、15点の減点となります。 ※転入に伴い就労状況等が変更になるかたは追加で書類を求める場合があります。お申込み前にご相談ください。

保育施設の利用の可否に関わらず、**必ず利用希望月の前月末日までに、転入の手続き（住民票の異動を含む）をしたうえで、あらためて利用申込＜転入後本申込＞を行ってください。**
＜転入後本申込について＞ **利用希望月の前月末日までに保育幼稚園課へ連絡するか、保育幼稚園課窓口に来庁してください。（前月末日が閉庁日の場合は、翌開庁日の正午まで本申込を受付いたします。ただし、住民票の異動等の手続きは利用希望月の前月末日までに行う必要がありますので、ご注意ください。）** ※利用申込時と保護者の状況等が異なる（勤務地変更等）場合、追加で書類を提出していただくことがあります。変更がある場合は、事前に保育幼稚園課へお問い合わせください。 ※利用希望月の前月末日までに本申込を行わなかった（前月末日が閉庁日の場合を除く）場合は、内定及び利用申込が取消しとなります。また、保留になったかたで転入後も、転入前の市区町村で利用していた保育施設を継続して利用したい場合、その可否については転入前の市区町村へ事前にお問い合わせください。

B【川口市に転入予定がなく、お住まいの市外住所から通園し利用希望のかた】

書類の提出先・提出期限	※お住まいの市区町村にご提出ください。提出方法はお住まいの市区町村にご確認ください。 ※各月の利用申込締切日（10～14ページ・17～18ページ参照）までに川口市保育幼稚園課必着となりますが、お住まいの市区町村が事務処理に要する期間や郵送期間もありますので、書類の提出期限については、事前にお住まいの市区町村にご確認ください。
利用申込に必要となる書類	※川口市様式を使用してください。 ア　利用申込書 イ　**（※市外在住者用）**保育所等利用申込に係るチェックシート（保育幼稚園課ホームページからダウンロード） ウ　保育の必要性の事由が確認できる書類（20～24 ページ参照） エ　家庭やお子さんの状況に応じて提出していただく書類（25～28 ページ参照） オ　市区町村民税額が確認できる書類（39 ページ参照）
※川口市外在住者として取り扱うため、入所選考上、15点の減点となります。（保育士等の子どもの優先入所制度を利用する場合又は母の保育の必要性の事由が妊娠・出産の場合を除く。） ※利用が決定した場合、利用期間は利用開始月が属する年度の3月末までとなります。（母の保育の必要性の事由が妊娠・出産の場合を除く。）翌年度以降も継続希望の場合は、再度利用申込が必要となります。また、入所選考の結果、継続して利用できない場合があります。なお、保育士等の子どもの優先入所の適用を受けている児童については例外として、24 か月の継続勤務が終了した後も川口市内に所在する教育・保育施設にて勤務が継続する限りは卒園まで在園が可能です。 ※お住まいの市区町村にご提出いただいた書類に不備等があった場合には、原則、お住まいの市区町村を通してご連絡いたします。申込の結果の通知や、内定後の面接、健康診断等のご案内もお住まいの市区町村を通して行います。	

■川口市にお住まいのかたが川口市外の保育施設の利用申込をする場合

川口市にお住まいのかたが、川口市外の保育施設の利用申込をする場合については次の通りです。
利用申込方法、提出書類、締切日等について、事前に申込先市区町村の保育担当課に必ず確認を行ったうえで手続きを行ってください。

川口市から転出後に市外保育施設を利用する予定のあるかた	
利用申込受付先	**申込先市区町村の保育担当課** ※詳細については申込先市区町村へお問い合わせください。 ※申込先市区町村によっては「受付先は川口市である」とご案内される場合がありますが、川口市では転出予定のあるかたは原則として転出先への直接申込をお願いしておりますので、申込先市区町村にもその旨をお伝えください。
留意事項	**【川口市内認可保育施設を利用中のかた】** ※申込先市区町村で認可保育施設への入所が決定した場合は、必ず入所月の前月末までに川口市内認可保育施設の退園手続きを行ってください。
川口市にお住まいで川口市から市外の保育施設を利用する予定のあるかた	
利用申込方法	**川口市保育幼稚園課へ郵送又は持参** ※利用申込書は川口市内の保育施設へのお申込みとは分けて提出してください。
書類の提出期限	**申込先市区町村が定める締切日より1週間前まで（必着）** ※事務処理や郵送に時間を要しますので、必ず上記までにご提出ください。
利用申込に必要となる書類	**ア　市外保育所等利用申込に関する確認書** （保育幼稚園課ホームページからダウンロード。） **イ　教育・保育給付認定申請書** ※川口市の所定様式でご提出ください。 **ウ　保育所等利用申込書** **エ　保育の必要性の事由を確認するための書類（20～24 ページ参照）** ※ウ・エについては原則、川口市の所定様式を使用してください。ただし、申込自治体より当該自治体の様式を求められた場合は、そちらを利用していただいても構いません。また、記載内容によっては川口市の所定様式を追加で求める場合があります。 **オ　身元確認書類・個人番号（マイナンバー）の確認書類** **カ　その他、申込先自治体が求める書類** ※課税確認書類、児童の記録、確認書など、必要書類はご自身でご確認をお願いいたします。
留意事項	①　市区町村によっては、市外のかたの保育施設の利用を制限している場合がありますので、事前にご確認ください。 ②　入所後の利用条件は市区町村によって異なる場合がありますので、事前にご確認ください。 ③　川口市民のかたの保育料は、利用施設の所在地に関わらず川口市利用者負担額徴収基準表に基づき決定されます。あらかじめご了承ください。

９　保育料について

ご負担いただく保育料は、保育施設の運営に必要となる経費の貴重な財源となっています。納付期限内に納付がない場合は、督促状や催告書の発送、財産調査及び差押え等の処分を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

■保育料の決定方法

保育施設の利用にかかる保育料は、保護者（父母）の市区町村民税額をもとに、4 月と 9 月の年に 2 回、川口市が定める保育料徴収基準表（次ページに掲載）により決定します。

なお、令和8年4月～令和8年8月分の保育料は令和7年度の市区町村民税額、令和8年9月～令和9年3月分の保育料は令和8年度の市区町村民税額をもとに決定します。

保育料の算定イメージ

令和8年									令和9年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
令和7年度の市区町村民税額により算定					令和8年度の市区町村民税額により算定						

■保育料の決定に関する注意事項

- ●保育料を決定する際の市区町村民税額は、住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）や寄附金控除（ふるさと納税等）などの適用を受ける前の額により決定します。
- ●税未申告や必要書類の未提出等の理由により市区町村民税額が確認できない場合の保育料は最高額（第 14 階層）での決定となります。
- ●保護者が市区町村民税非課税の場合で、父母以外の保護者（祖父母）が「家計の主宰者」と判断される場合は、そのかたの市区町村民税額を含めて保育料を算定します。
- ●ひとり親家庭のかたであっても、パートナーと同居している場合には、そのかたを保護者とみなし、収入を合算した上で保育料の決定を行います。婚姻の意思の有無は問いません。世帯員の変更があった場合は速やかに書類を提出してください。

■保育施設における実費徴収及び上乗せ徴収費用

保育施設では、下記の保育料の他に、各保育施設で定めた実費徴収費用（文房具代、遠足費用、主食費、副食費等）や、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価（上乗せ徴収費用）がかかります。また、一部の保育施設では入園料も徴収する場合があります。

保育施設によって、徴収費用は大きく異なる場合がありますので、事前に各保育施設に直接お問い合わせください。

3～5 歳児クラスは給食費（主食費・副食費）の徴収を行います。副食費については、世帯の課税状況や世帯の構成等に基づき免除となる場合があります。課税状況や世帯の構成等の変更に伴い徴収免除の条件に該当することとなった場合は、保育幼稚園課への手続きが必要となります。**変更が生じた際は、速やかに必要書類を提出してください。**なお、給食費のうち主食費については免除の対象外となります。

■保育料徴収基準表

保育認定（2又は3号）を受けたかたの保育料は、以下の基準表のとおりです。
※1号認定を受けたかたについては、保育料は無償です。（実費徴収及び上乗せ徴収費用を除く）

（単位：円）

<table>
<tr><th rowspan="2">階層区分</th><th colspan="2" rowspan="2">定義</th><th colspan="2">0～2歳児クラス</th><th>3～5歳児クラス</th></tr>
<tr><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th><th rowspan="15">幼児教育・保育無償化の実施により、保育料は無償です。</th></tr>
<tr><td>第1階層</td><td colspan="2">生活保護受給世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第2階層</td><td colspan="2">市区町村民税非課税世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第3階層</td><td colspan="2">市区町村民税均等割のみ課税世帯</td><td>6,000</td><td>5,800</td></tr>
<tr><td>第4階層</td><td rowspan="11">市区町村民税所得割課税額</td><td>48,600 円未満</td><td>9,000</td><td>8,800</td></tr>
<tr><td>第5階層</td><td>48,600 円以上 58,700 円未満</td><td>12,500</td><td>12,200</td></tr>
<tr><td>第6階層</td><td>58,700 円以上 97,000 円未満</td><td>19,500</td><td>19,100</td></tr>
<tr><td>第7階層</td><td>97,000 円以上 131,300 円未満</td><td>33,000</td><td>32,400</td></tr>
<tr><td>第8階層</td><td>131,300 円以上 169,000 円未満</td><td>44,000</td><td>43,200</td></tr>
<tr><td>第9階層</td><td>169,000 円以上 213,000 円未満</td><td>54,000</td><td>53,000</td></tr>
<tr><td>第10階層</td><td>213,000 円以上 257,000 円未満</td><td>57,000</td><td>56,000</td></tr>
<tr><td>第11階層</td><td>257,000 円以上 301,000 円未満</td><td>60,000</td><td>58,900</td></tr>
<tr><td>第12階層</td><td>301,000 円以上 349,000 円未満</td><td>63,000</td><td>61,900</td></tr>
<tr><td>第13階層</td><td>349,000 円以上 397,000 円未満</td><td>66,000</td><td>64,800</td></tr>
<tr><td>第14階層</td><td>397,000 円以上</td><td>69,000</td><td>67,800</td></tr>
</table>

■保育料の納付方法

利用保育施設	納付方法等
保育所	川口市に納付していただきます。納付方法については、**原則、口座振替をお願いしております**。 保育料の決定通知書（4月1次に利用が決定した場合に限り、利用承諾書）に「口座振替申込書」を同封いたしますので、各金融機関での手続きをお願いいたします。 なお、手続き完了後から口座振替が開始されるまで1～2か月程度を要することがあり、その期間については、納付書による納付をお願いすることになりますので、あらかじめご了承ください。口座振替を利用しないかたにつきましては、納付書による納付となります。
地域型保育事業所	地域型保育事業者が定める方法により納付してください。
認定こども園	認定こども園が定める方法により納付してください。

■保育料の決定に必要となる手続き等

保育料の決定に必要となる手続きは次のとおりとなります。該当する場合は、手続きを行ってください。なお、以下の書類は入所選考でも使用しますので、必要となる手続き等を利用申込時に行ってください。

※川口市に住民登録があり、給与所得のみのかたで、かつ勤務先から給与支払報告書が川口市に提出されているかたは「申告済」の扱いとなります。

○令和8年4月～令和8年8月分の保育料額の決定に必要な手続き等

住民登録の有無	申告の有無	必要となる手続き等
令和7年1月1日時点で川口市に住民登録があるかた	申告済	手続きの必要はありません。
	未申告	川口市市民税課で申告を行ってください。
令和7年1月1日時点で川口市に住民登録がないかた	申告済	次のア～ウのいずれかの書類を提出してください。 ア　令和7年度市民税課税（又は非課税）証明書 イ　令和7年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し ウ　令和7年度市民税・県民税納税通知書の写し ※対象年度及び対象者名、課税について全項目が記載されたものが必要です。
	未申告	前住所の市区町村で申告したうえで、当該申告内容が反映された上記ア～ウのいずれかの書類を提出してください。

○令和8年9月～令和9年3月分の保育料額の決定に必要な手続き等

住民登録の有無	申告の有無	必要となる手続き等
令和8年1月1日時点で川口市に住民登録があるかた	申告済	手続きの必要はありません。
	未申告	川口市市民税課で申告を行ってください。
令和8年1月1日時点で川口市に住民登録がないかた	申告済	次のア～ウのいずれかの書類を提出してください。 ア　令和8年度市民税課税（又は非課税）証明書 イ　令和8年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し ウ　令和8年度市民税・県民税納税通知書の写し ※対象年度及び対象者名、課税について全項目が記載されたものが必要です。
	未申告	前住所の市区町村で申告したうえで、当該申告内容が反映された上記ア～ウのいずれかの書類を提出してください。

海外に居住しており、日本国内に住民登録がないかたは、下記を提出してください。

※保育料算定に関する申告票（川口市所定様式を保育幼稚園課ホームページよりダウンロードして使用してください。）

※収入・所得控除がわかる書類（対象期間及び収入・所得控除額がわかるもの）

※収入がなかったかたや、収入・所得控除がわかる書類の提出ができないかたは、申立書の提出が必要です。（申立書もダウンロードすることが可能です。）

■保育料の軽減や補助制度

保育料に対する多子軽減

川口市では、多子世帯に対する保育料の軽減を実施しています。軽減を受けるための手続き等については、保育料の決定の際にお知らせします。

実費徴収補足給付事業

川口市では、生活保護受給世帯に対し、実費徴収費用の一部又は全部を補助する事業を実施しています。補助を受けるための手続き等については、保育施設の利用開始後、改めてお知らせいたします。

１０ その他の保育事業について

■一時預かり事業

保護者の就労、病気、冠婚葬祭、その他、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、小学校就学前のお子さんをお預かりする事業です。利用対象年齢、利用料金等が各施設により異なります。

詳細は下記ホームページをご覧いただき、利用希望の施設へ直接お問い合わせください。

≪令和7年 9 月1日現在≫

施設名		所在地	電話番号
公設公営保育所	横曽根保育所	南町 1-2-37	048-497-0464
	南青木保育所	青木 1-4-4	048-251-7261
	上青木西保育所	上青木西 2-14-14	048-253-1708
	戸塚西保育所	北原台 3-18-10	048-295-0930
	里保育所	里 493-1	048-278-1061
	南鳩ヶ谷保育所	南鳩ヶ谷 6-6-18	048-278-1778
公設民営保育所	川口駅前保育園	川口 1-1-1 ｷｭﾎﾟ・ﾗ 8F	048-222-6011
	上青木保育所	上青木 5-5-55	048-265-6416
	芝南保育所	芝中田 2-3-1	048-266-6244
民設民営保育所	どんぐり保育園	三ツ和 1-21-21	048-285-5512
	うぃず川口本町保育園	本町 4-11-6	048-299-6601
	うぃず川口元郷駅前保育園	元郷 1-4-21	048-229-4691
	みどりご園	弥平 2-2-14	048-226-3719
	川口おおぞら保育園	石神 697	048-297-1002
	西川口クマさん保育所	並木 2-9-9	048-240-3175
	はなにこ保育園	本町 3-3-15	048-420-9615
	鳩ヶ谷キッズランド	坂下町 1-14-17	048-286-0116
	第2東川口鳩笛保育園	戸塚 2-3-30	048-452-4034

川口市HP「一時預かり事業のご案内」

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/050/4/1743.html

１１ よくある問合せ

■教育・保育給付認定に関すること 44

Q1 教育・保育給付認定とはなんですか？ 44
Q2 教育・保育給付認定の内容に変更があった場合はどうすればいいですか？ 44
Q3 3号認定から2号認定に変更となる場合も変更申請が必要ですか？ 44
Q4 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定は何が違うのですか？ 44

■利用申込に関すること 44

Q5 利用申込前に保育施設の見学は必要ですか？ 44
Q6 市のホームページで募集人数を確認しました。募集人数が0人の保育施設の利用申込はできないのですか？ 45
Q7 利用申込書の利用希望施設欄が第10希望まで記入できるようになっていますが、すべて記入しなければだめですか？ 45
Q8 利用希望施設を追加、変更、削除したい場合はどうしたら良いですか？ 45
Q9 市内認可保育所に勤務（もしくは採用予定）していますが、利用申込をする際に、自分が勤務（もしくは採用予定）している保育所を希望しても良いのですか？ 45
Q10 就労の最低基準が1か月当たり64時間との記載がありました。1か月当たりの就労時間が64時間未満の場合でも利用申込はできますか？ 45
Q11 現在2か所で就労中です。どちらの証明も必要ですか？ 45
Q12 現在、内職をしていますが、利用申込はできますか？ 46
Q13 現在、就労はしていませんが、会社から内定をもらっています。 就労内定の状態で利用申込はできますか？ 46
Q14 現在、起業に向けて準備中ですが、利用申込はできますか？ 46
Q15 現在、求職活動中です。求職活動中であっても、利用申込はできますか？ 47
Q16 転職を考えています。利用申込はできますか？ 47
Q17 現在、育児休業中です。 育児休業期間中であっても、利用申込はできますか？ 47
Q18 現在、第2子を妊娠中です。 第2子の産前産後休業期間が第1子の利用希望開始日と重なりますが、第1子の利用申込はできますか？ 48
Q19 今後妊娠する可能性があります。産前産後休業終了後、育児休業を取得する場合、現在申込している子は入所できますか？ 48
Q20 現在、妊娠中です。 令和8年4月入所を希望していますが、まだ生まれていない子の利用申込はできますか？ 48
Q21 現在、第2子を妊娠中で、出産前後の期間のみ、上の子ども（第1子）を保育施設に預けたいのですが、利用申込はできますか？ 49
Q22 育児休業の延長（育児休業給付金の期間延長）を希望しています。必ず「保留」となる申込は可能ですか？ 49
Q23 利用申込の結果、保育施設に内定した場合、辞退することはできますか？ 50

■利用調整に関すること 50

Q24 利用申込の際、提出書類に不足がありました。不足書類を締切日までに提出できない場合、入所選考に影響がありますか？ 50
Q25 パートと正社員とでは、入所選考に影響がありますか？ 50
Q26 入所選考の結果、入所ができなかった場合、何か手続きはありますか？ 50
Q27 保育施設に内定し、内定者面接を行う予定ですが、現住所地が遠く、直接園に行くのが難しいため、リモートで面接を行うことはできますか？ 51

■保育料に関すること 51

Q28 保育施設（公設公営保育所、公設民営保育所、民設民営保育所、地域型保育事業所、認定こども園）によって保育料に違いはありますか？ 51
Q29 保育施設を欠席した場合、保育料は日割り計算ですか？ 51
Q30 ひとり親世帯は保育料が無料ですか？ 51
Q31 令和元年10月から保育料の無償化が始まりましたが、保育施設を利用する場合は保育料が無料ですか？ 52

■保育施設の利用開始後に関すること 52

Q32 慣らし保育は必ず行われるのですか？ 52
Q33 他の保育施設に転園したい場合はどうすればいいですか？ 52
Q34 他の保育施設に転園の候補者となった場合、転園の辞退はできますか？ 52
Q35 第2子の出産後に育児休業を取得します。現在、第1子が保育施設に在籍していますが、第1子は継続して保育施設を利用できますか？ 53
Q36 退職した場合、保育施設は退所になりますか？ 53
Q37 長期間、保育施設を欠席した場合はどうなりますか？ 53
Q38 第1子が保育施設入所中（育児休業短時間認定）で、第2子が４月に新たに保育施設に入所します。第1子の手続きは何か必要ですか？ 53

■教育・保育給付認定に関すること

Ｑ１　教育・保育給付認定とはなんですか？

Ａ１　保育施設の利用にあたって必要な認定です。

保護者の申請により川口市が認定を行い、認定されたかたに対し認定証を交付します。認定証には、認定番号や認定区分等が記載されており、保育施設の利用期間中に使用する場合がありますので、大切に保管してください。

※認定証は保育施設の利用の可否を決定するものではありませんので、ご注意ください。

Ｑ２　教育・保育給付認定の内容に変更があった場合はどうすればいいですか？

Ａ２　教育・保育給付認定変更申請書の提出が必要です。

認定証の有効期間内に、認定証の記載内容に変更があった場合は、教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。変更された認定は、原則、申請書受領日の翌月1日から適用となります。

Ｑ３　3号認定から2号認定に変更となる場合も変更申請が必要ですか？

Ａ３　変更申請の必要はありません。

3号認定のお子さんが満3歳に達したときは、川口市が2号認定に職権で変更し、変更後の認定証を送付します。

Ｑ４　教育・保育給付認定と施設等利用給付認定は何が違うのですか？

Ａ４　利用する施設等により受ける認定が異なります。

施設等利用給付認定とは、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等を利用した場合に、その利用に応じて一定の金額までを無償とするために受ける必要がある認定です。
教育・保育給付認定とは異なる認定ですので、以前に施設等利用給付認定を受けていたとしても、保育施設の利用申込を行う場合は改めて教育・保育給付認定を申請する必要があります。

■利用申込に関すること

Ｑ５　利用申込前に保育施設の見学は必要ですか？

Ａ５　利用申込の前に保育施設の見学をおすすめします。

保育施設ごとに保育方針や特徴があり、ご自身で直接確認されることも利用希望保育施設を決定する重要な要素となると思いますので、見学することをおすすめします。見学を希望する場合は、事前に見学を希望する保育施設に連絡をお願いします。

※認定こども園については、幼稚園の機能を併せ持つ施設であり、教育内容や費用にご納得いただいてから申込を行っていただきたいため、事前に各園での説明を受けられることを強く推奨します。

Ｑ６	市のホームページで募集人数を確認しました。 募集人数が0人の保育施設の利用申込はできないのですか？

Ａ６　利用申込を行うことができます。
募集人数の公表後に利用中のお子さんが退園する等の理由により、募集人数が変更となる可能性もありますので、募集人数が0人であっても、利用を希望する保育施設であれば、利用希望施設として記入してください。

Ｑ７	利用申込書の利用希望施設欄が第10希望まで記入できるようになっていますが、すべて記入しなければだめですか？

Ａ７　すべてを記入しなければならないわけではありません。

利用を希望する保育施設のみ記入してください。また、利用を希望する保育施設が11か所以上ある場合は、利用申込書の裏面記入欄に記入してください。最大で20か所まで記入することができます。

※利用申込書に記入していただいた保育施設は、すべて利用の意思があるものとして入所選考を行います。また、利用申込書に記入されていない保育施設は、空きがあっても案内を行いませんので、十分検討のうえ記入してください。

Ｑ８	利用希望施設を追加、変更、削除したい場合はどうしたら良いですか？

Ａ８　申込内容変更届を保育幼稚園課へ提出してください。

提出された直近の提出期限が該当する利用調整より、変更内容が反映されます。
提出方法及び提出期限については10～14ページ・17～18ページをご覧ください。

Ｑ９	市内認可保育所に勤務（もしくは採用予定）していますが、利用申込をする際に、自分が勤務（もしくは採用予定）している保育所を希望しても良いのですか？

Ａ９　申込上は特に問題ありません。勤務先で支障がないかはご自身でご確認ください。

Ｑ１０	就労の最低基準が1か月当たり64時間との記載がありました。 1か月当たりの就労時間が64時間未満の場合でも利用申込はできますか？

Ａ１０　利用申込を行うことができます。ただし、求職活動認定となります。

保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに最低基準（1か月64時間）を満たす就労時間に変更していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労時間を変更した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していただくことになります。

Ｑ１１	現在2か所で就労中です。どちらの証明も必要ですか？

Ａ１１　２か所の勤務先の就労証明書を提出してください。

複数の勤務先で就労している場合は、合計した就労時間を1か月の時間として指数化します。

Ｑ１２　現在、内職をしていますが、利用申込はできますか？

Ａ１２　利用申込を行うことができます。

ただし、就労時間は、収入を埼玉県の最低賃金 1,078 円（令和6年10月1日時点のもの）で割り返して算出します（割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く）。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合（1か月の収入が 68,992 円を下回る場合）は、就労の認定ができないため、保育所等利用に関する誓約書の提出をいただき求職活動認定となります。

求職活動認定の場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに就労形態を変更していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労形態を変更した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していただくことになります。

Ｑ１３　現在、就労はしていませんが、会社から内定をもらっています。
就労内定の状態で利用申込はできますか？

Ａ１３　利用申込を行うことができます。ただし、求職活動認定となります。

内定している場合は、就労証明書を採用予定として作成し、提出してください。
保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに就労を開始する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労を開始した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していただくことになります。

Ｑ１４　現在、起業に向けて準備中ですが、利用申込はできますか？

Ａ１４　利用申込を行うことができます。ただし、求職活動認定となります。

就労証明書を起業準備中として作成し、提出してください。
保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに起業し、就労を開始していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※起業し、就労を開始した際は「教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」及び「就労開始後3か月間の収入が分かる書類（請負契約書や受注票等）」を提出していただくことになります。

Ｑ１５　現在、求職活動中です。求職活動中であっても、利用申込はできますか？

Ａ１５　利用申込を行うことができます。

保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに就労を開始する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労を開始した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していただくことになります。

Ｑ１６　転職を考えています。利用申込はできますか？

Ａ１６　利用申込を行うことができます

ただし、申込時と入所時（4月申込の場合は、4月1日時点）の保育所等の利用を必要とする理由が異なる場合（申込時点では判明していなかった疾病や介護等により就労ができなくなった場合を除く）は、内定の取り消し（あるいは退所）となります（申込時は就労であったが、入所時は求職活動になる場合など）。転職を考えている場合は、時期や前職から間なく転職できるのか等ご検討の上、申込してください。なお、申込時点において、現在の職場を退職することを予定している場合や、就労内容を変更する予定がある場合は入所予定時点（4月申込の場合は、4月1日時点）の状況で申込みを行っていただくようお願いします。状況により提出書類が異なりますので、該当するかたは、保育幼稚園課までご相談いただき、申込みください。

Ｑ１７　現在、育児休業中です。
育児休業期間中であっても、利用申込はできますか？

Ａ１７　利用申込を行うことができます。

ただし、保育を必要とする要件が「就労」の場合、利用申込時に「就労証明書」の提出が必要です。また、利用開始月の翌月15日までに、育児休業を終了かつ就労を開始したうえで、あらためて、「就労証明書」を提出してください。翌月15日までに就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。

※利用申込を行ったお子さん以外の育児休業を取得している場合も、利用申込を行ったお子さんの利用開始月の翌月15日までに、育児休業を終了かつ就労を開始することが必要となります。
※令和8年4月入所の場合の育児休業の最大取得期間は令和8年5月14日までとなり、令和8年5月15日は勤務している状態であることが必須となります。

Ｑ１８	現在、第2子を妊娠中です。 第2子の産前産後休業期間が第1子の利用希望開始日と重なりますが、第1子の利用申込はできますか？

Ａ１８　利用申込を行うことができますが、母の保育の必要性の事由について、就労または妊娠・出産のどちらかを選択して申込していただきます。

妊娠・出産で申込をした場合は、利用期間が、出産予定日から起算して6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日が属する月の初日から、出産予定日又は出産日のうち、遅いほうの日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。出産後、他の保育の必要性の事由に該当している場合であっても、上記利用期間の終了する月に必ず退所して頂きます。利用期間終了（退所）後、再度保育施設の利用を希望する場合は、退所届を利用施設へ提出後に、あらためて利用申込を行ってください。ただし、選考の結果により、希望施設に入所できない場合があります。

就労で申込をした場合は、第1子の利用開始月の翌月15日までに、第2子の育児休業を終了し就労を開始してください。第1子の利用開始希望日時点で第2子の産前産後休業中であり、第2子の産前産後休業の終了が第1子の利用開始月の翌月15日を超える場合は、第2子の産前産後休業期間終了後に就労を開始してください。いずれの場合も、期日までに就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。職場復帰せずに、第2子の育児休業を取得することはできません。第2子の産前産後休業終了後に職場復帰できるか、職場やご家族と十分ご相談のうえ、申込してください。

※就労開始後は、「就労証明書」を提出してください。

Ｑ１９	今後妊娠する可能性があります。産前産後休業終了後、育児休業を取得する場合、現在申込している子は入所できますか？

Ａ１９　保育施設入所後に職場復帰（就労開始）しその後、次子の産前休業に入り、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業中も利用を継続できます。ただし、育児休業中の保育時間は保育短時間で固定となります。

出産予定日により申込の方法が変わることがありますので、出産を予定しているかたにつきましては、保育幼稚園課までご相談いただき、申込ください。
なお、保育施設の利用開始日時点で育児休業又は産前産後休業を取得している場合、保育施設利用開始月の翌月15日まで（利用開始希望日時点で次子の産前産後休業中であり、その産前産後休業の終了が利用開始月の翌月15日を超える場合は、次子の産前産後休業期間終了後）に職場復帰したうえで、「就労証明書」を提出してください。期限以内に就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。

Ｑ２０	現在、妊娠中です。 令和8年4月入所を希望していますが、まだ生まれていない子の利用申込はできますか？

Ａ２０　4月利用申込については、まだ生まれていないお子さんであっても保育施設の利用申込を行うことができます。

まだ生まれていないお子さんの利用申込は「仮申込」の取扱いとなります。出生届提出後、令和8年2月18日（水）までに、保育幼稚園課へお電話でお子さんの出生手続きを行った旨をご連絡ください。ご連絡をいただいた後、選考結果通知を発送します。
ご連絡がなかった場合は、「仮申込」は取下げ（無効）となり、その後、再度利用を希望する場合は、再度申込書類一式の提出が必要となりますのでご注意ください。

※令和8年4月１日時点におけるお子さんの満週齢（又は月齢）が内定施設の受入可能週齢（又は月齢）に満たない場合は、内定していたとしても、内定を取り消します。

Ｑ２１	現在、第2子を妊娠中で、出産前後の期間のみ、上の子ども（第1子）を保育施設に預けたいのですが、利用申込はできますか？

Ａ２１　利用申込を行うことができます。

保育施設の利用が決定した場合の利用期間は、原則、出産予定日から起算して6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日が属する月の初日から、出産予定日又は出産日のうち、遅いほうの日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。出産後、他の保育の必要性の事由に該当している場合であっても、上記利用期間の終了する月に必ず退所して頂きます。利用期間終了（退所）後、再度保育施設の利用を希望する場合は、退所届を利用施設へ提出後に、あらためて利用申込を行ってください。ただし、選考の結果により、希望施設に入所できない場合があります。

※あらためて利用申込を行う際は、妊娠・出産以外の保育の必要性の事由に該当していることが必要となります。

Ｑ２２	育児休業の延長（育児休業給付金の期間延長）を希望しています。必ず「保留」となる申込は可能ですか？

Ａ２２　必ず「保留」となる申込はできません。

保育所等の申込において育児休業の延長を許容できるため、他の申込者を優先することを同意される場合には、「育児休業延長の許容に関する申出書」を提出いただくことにより、選考指数を２００点減算し選考します。ただし、これは必ずしも利用保留（不承諾）となるものではなく、減点後の指数で利用選考を行った結果、希望した保育施設に空きがある場合は利用内定となります。利用保留となった場合でも、翌月以降（4月1次申込の場合は4月2次以降）も利用調整は行われます。申込が不要になったかたは次回の申込締切日までに申込を取り下げてください。
なお、申込の取り下げを行った日以降については、保育施設における保育の実施が行われていない旨の証明の発行はできなくなります。

また、育児休業給付金の支給期間延長の要件として、「申込した保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみとなっていないこと」が追加されたほか、「理由なく内定辞退を行っていないこと」などが必要となっていますので、利用を希望する施設を記入する際にはご注意ください。

育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、お申込みください。

育児休業給付金の支給期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

Ｑ２３　利用申込の結果、保育施設に内定した場合、辞退することはできますか？

Ａ２３　新規申込の内定辞退は可能です。ただし、転園の内定辞退はできません。

新規申込の内定を辞退する場合は、所定の手続きを行うことにより可能です。ただし、申込取り下げを行った場合は、「保育所等利用保留通知書」は発行されません。あらためて利用申込を希望される際は、再度申込手続きが必要となります。
取り下げしない場合、「保育所等利用保留通知書」は発行されますが、ハローワークの審査により、育児休業給付金の期間延長が受けられない可能性があります。育児休業給付金の支給期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。
なお、転園申込の内定辞退はできません。内定した園に通わないとなっても、転園前に在籍した園に戻ることはできず、退所となります。そのため、転園希望が無くなった場合は、転園申請（利用保育所等変更申請書）を申込締切日までに取り下げてください。

■利用調整に関すること

Ｑ２４　利用申込の際、提出書類に不足がありました。
不足書類を締切日までに提出できない場合、入所選考に影響がありますか？

Ａ２４　影響がある場合もあります。

入所選考は、締切日までに提出された書類の内容を指数化して行いますので、書類が未提出の場合、指数に影響があることもあります。なお、締切日後に提出された書類の内容については、次回の利用調整時に反映することになりますので、あらかじめご了承ください。

※不足書類等の提出締切日については、30 ページをご覧ください。

Ｑ２５　パートと正社員とでは、入所選考に影響がありますか？

Ａ２５　影響はありません。

保育の必要性の事由が「就労」である場合は、雇用形態を問わず、1か月の就労時間を指数化し、入所選考を行います。

Ｑ２６　入所選考の結果、入所ができなかった場合、何か手続きはありますか？

Ａ２６　特に手続きは必要ありません。

利用申込は年度ごとに区分しているため、令和8年度末（令和9年3月入所）まで有効となります。ただし、年度内において、利用申込時の内容に変更がある場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。
【例1】求職中で利用申込をしたが、その後就労を開始した。
【例2】転職等により勤務先・契約時間が変更となった。
【例3】利用を希望する保育施設の追加や、希望順位を変更したい。

Ｑ２７	保育施設に内定し、内定者面接を行う予定ですが、現住所地が遠く、直接園に行くのが難しいため、リモートで面接を行うことはできますか？

Ａ２７　リモートで面接を行うことはできません。

内定者面接では、お子さんが集団保育可能かどうかを判断する際に、お子さんの様子や反応を直接見る必要があることから、リモートでの面接を不可としております。また、面接期限の延長も行っておりません。指定期日までに内定施設において、お子さんと一緒に面接を行っていただくようお願いいたします。

※面接期限は以下の通りとなります。
【4 月1次】令和8年1月30日（金）
【4 月2次】令和8年3月11日（水）
【5 月以降】利用開始月の前月概ね15日頃

■保育料に関すること

Ｑ２８	保育施設（公設公営保育所、公設民営保育所、民設民営保育所、地域型保育事業所、認定こども園）によって保育料に違いはありますか？

Ａ２８　保育料に違いはありません。

保育料は、保護者の市区町村民税額に応じた額となります。
※実費徴収（文房具代、遠足費用、主食費、副食費、延長料金、入園料等）については、保育施設により違いがありますので、各保育施設にお問い合わせください。

Ｑ２９	保育施設を欠席した場合、保育料は日割り計算ですか？

Ａ２９　日割り計算されません。

保育施設における保育料は、欠席日数や理由を問わず、日割り計算を行いませんので、あらかじめご了承ください。

Ｑ３０	ひとり親世帯は保育料が無料ですか？

Ａ３０　無料とは限りません。

保育料は、保護者の市区町村民税額に応じた額となります。ひとり親世帯であっても、市区町村民税額によっては保育料がかかる場合もあります。
また、保護者が市区町村民税非課税の場合で、父母以外の保護者（祖父母）が「家計の主宰者」と判断される場合は、そのかたの市区町村民税額を含めて保育料を算定します。

ひとり親家庭のかたであっても、パートナーと同居している場合には、そのかたを保護者とみなし、収入を合算した上で保育料の決定を行います。婚姻の意思の有無は問いません。世帯員の変更があった場合は速やかに書類を提出してください。

Ｑ３１　令和元年10月から保育料の無償化が始まりましたが、保育施設を利用する場合は保育料が無料ですか？

Ａ３１　無料とは限りません。

3～5歳児クラスのお子さんと、0～2歳児クラスの非課税世帯のお子さんが無償化の対象となります。
なお、0～2歳児クラスにおいては、世帯状況によっては対象外となる場合もあります。

※実費徴収（文房具代、遠足費用、主食費、副食費、延長料金、入園料等）については、保育施設により違いがありますので、各保育施設にお問い合わせください。

■保育施設の利用開始後に関すること

Ｑ３２　慣らし保育は必ず行われるのですか？

Ａ３２　慣らし保育は利用開始日以降に行います。

お子さんの年齢や、これまでの集団保育の経験等を踏まえ、保育施設と協議のうえ時間や内容を決定します。ご家族や雇用先との調整をお願いします。慣らし保育の期間は、おおむね1～2週間を予定しております。お子さんの状況によっては、2週間を超える場合もあります。

Ｑ３３　他の保育施設に転園したい場合はどうすればいいですか？

Ａ３３　利用保育所等変更申請書及び保護者の保育の必要性の事由を証する書類を提出してください。

転園希望先の保育施設に空きがあった場合に限り、利用保留となっているお子さんを含めて利用調整を行います。転園を希望されても、必ず転園できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

※Q34もあわせてご確認ください。

Ｑ３４　他の保育施設に転園の候補者となった場合、転園の辞退はできますか？

Ａ３４　辞退はできません。

転園の候補者の決定に合わせ、転園するお子さんが在籍していた枠に対し、他のお子さんを内定者としてご案内することとなるため、辞退することはできません。利用保育所等変更申請書を提出する際は、慎重に検討をお願いします。

※保護者からの申出がない限り、転園申込は令和9年1月まで有効となります。転園の意思がなくなったときは、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。直近の提出期限までにご連絡が無い場合は、転園の意思があるものとみなして、利用調整の対象となります。

Q３５	第2子の出産後に育児休業を取得します。 現在、第1子が保育施設に在籍していますが、第1子は継続して保育施設を利用できますか？

Ａ３５　保育施設入所後に職場復帰しその後、次子の産前休業に入り、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業中も利用を継続できます。ただし、第1子の育児休業が終了後に一度も職場復帰せず、引き続き第2子の産前休業に入る場合は、育児休業中の保育施設継続利用ができません。

Q３６	退職した場合、保育施設は退所になりますか？

Ａ３６　退所になります。

退職することにより「保育の必要性の事由」がなくなりますので、原則退所となります。
※転職や起業を目的とする退職である場合は、「保育の必要性の事由」を求職活動に変更したうえで、９０日を限度に保育施設を継続して利用することができます。また、９０日以内に転職や起業をした場合は、「保育の必要性の事由」を就労に再度変更したうえで保育施設を継続して利用することができます。ただし、入所する前に退職し、入所時点で就労していない場合は、退所（または内定取り消し）となります。

Q３７	長期間、保育施設を欠席した場合はどうなりますか？

Ａ３７　手続きを行わずに1か月以上欠席した場合は、退所となります。

1か月以上欠席する場合は、事前に長期欠席申請書を提出していただきます。
長期欠席が認められる期間は最長3か月までとなります。欠席期間が3か月を超えた場合は原則として退所となります。また、欠席期間中であっても保育料は減免しませんので、ご了承ください。

※入所月からの長期欠席は認められません。原則、入所の辞退（入所中の場合は退所）となります。入所（登園）することが可能となる翌月1日からの利用申込みをお願いします。やむを得ない事情がある場合は、事前に保育幼稚園課へご相談ください。

Q３８	第1子が保育施設入所中（育児休業短時間認定）で、第2子が４月に新たに保育施設に入所します。第1子の手続きは何か必要ですか？

Ａ３８　第2子が4月からの保育所等の利用が決定している場合、5月15日までに復帰（就労）していただくことになりますが、第1子の教育・保育給付認定を変更する（育児休業短時間→就労標準時間）手続きが必要になります。
第1子の教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。申請書が市に提出された翌月から変更となり、復帰（就労）日により提出期限日が異なりますのでご注意ください。

4月中に復帰（就労）する場合　→　3月中に保育幼稚園課又は利用中の保育所等に提出
5月中に復帰（就労）する場合　→　4月中に保育幼稚園課又は利用中の保育所等に提出

※第2子が4月入所の場合、5月14日までに育児休業を終了している必要があります。
※育児休業を終了かつ就労を開始したうえで、あらためて、「就労証明書」を提出してください。

保育施設一覧表（令和8年度）

※本表は令和7年7月1日時点の施設情報であり、年度途中に変更となる場合があります。

～目次～

1　認可保育施設に関するお知らせ ･･･ 1 ～ 2 ページ

2　共同保育について ･･･ 3 ページ

3　連携施設情報 ･･･ 4 ～ 6 ページ

4　川口市内の地区割図と一覧表の見方及び延長保育料について ･･･ 7 ～ 8 ページ

5　保育施設基本情報

①中央地区	･･･ 9 ～ 12 ページ	⑥神根地区	･･･ 20 ～ 22 ページ
②横曽根地区	･･･ 12 ～ 15 ページ	⑦芝地区	･･･ 22 ～ 24 ページ
③青木地区	･･･ 15 ～ 17 ページ	⑧安行地区	･･･ 24 ～ 25 ページ
④南平地区	･･･ 17 ～ 19 ページ	⑨戸塚地区	･･･ 26 ～ 30 ページ
⑤新郷地区	･･･ 20 ～ 20 ページ	⑩鳩ヶ谷地区	･･･ 30 ～ 33 ページ

～幼稚園・保育園マップをご利用ください～

川口市ホームページ内の「かわぐち案内マップ」において【幼稚園・保育園マップ】サービスを提供しておりますので、ご利用ください。

※検索できる保育施設等：保育所（園）、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園

～子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」について～

知りたい地域の認定こども園、保育園、幼稚園などの情報をお住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

（https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do）

～留意事項～

・受入年齢について

受入年齢の開始年齢が1歳児からの施設については、令和8年4月1日現在の満年齢が1歳のお子さんが対象となります。0歳児を受け入れる施設については利用を希望する月の初日における子さんの週齢（又は月齢）が、施設ごとに記載されている週齢（又は月齢）を満たしている場合に対象となります。

・掲載内容の変更・追加について

変更、追加等が生じた際は、川口市ホームページに掲載します。

認可保育施設に関するお知らせ

利用申込の際は、ご留意いただきますようお願いいたします。

■移転に関するお知らせ

〇朝日北保育所

朝日北保育所は、新園舎建て替えのため、仮設園舎（住所：朝日２－３－４）に一時移転しています。

【朝日北保育所現在地（仮設園舎） 位置図】

〇しいのみ保育園

新園舎建て替えのため、敷地内に仮設園舎を建設し、一時移転を予定しています。仮設園舎への移転時期は令和7年11月ごろを予定しています。

■運営事業者変更のお知らせ

青木保育所は、令和8年4月1日より運営事業者が川口市となります。

■閉園のお知らせ

〇青木北保育所（青木地区・公設公営）
令和8年3月31日をもって廃止いたします。

〇タムスわんぱく保育園川口（神根地区・事業所内）
令和9年3月31日をもって閉園いたします。

〇コンビプラザ川口東保育園（中央地区・民設民営）
令和10年3月31日をもって閉園いたします。

共同保育について（令和7年7月1日時点）

■　土曜日共同保育（令和7年7月1日現在）

協定を結んだ近隣の保育施設が連携して、土曜日に1か所の保育施設で共同保育を実施する『土曜日共同保育』を行います。依頼施設に在籍しているお子さんが土曜日保育を利用される場合は、原則、実施施設へ送迎が必要となりますので、ご注意ください。なお、令和7年7月1日時点での実施施設の一覧となっています。今後、事業者の都合により、変更となる可能性があります。土曜日保育を希望するかたは、申込受付期間の終了日までに各施設へ土曜日保育について確認いただくようお願いします。

依頼施設		実施施設（実際に保育をする施設）		
地区	施設名称	地区	施設名称	所在地
戸塚	うさぎ野原の保育園	戸塚	汽車ぽっぽ保育園	東川口6-8-19
	うさぎ第2保育園			
横曽根	KIDS　ONE 川口	中央	KIDSONE　OHANA　川口	川口2-9-14
南平	さくらそう保育園朝日	南平	さくらそう保育園元郷	元郷1-21-13
	さくらそう保育園東領家			
中央	たいよう保育園川口本町園	青木	たいよう保育園中青木園	中青木4-11-1
青木	たいよう保育園上青木西園			
横曽根	たいよう保育園西川口駅西口園			
	たいよう保育園西川口駅東口園			
芝	たいよう保育園芝中田園			
戸塚	たいよう保育園戸塚東園	戸塚	たいよう保育園東川口園	戸塚3-1-25
戸塚	第1ひまわり園	戸塚	第2ひまわり園	戸塚南1-1-25
戸塚	第1フォーマミー保育園	戸塚	フォーマザー保育園	東川口3-2-29
	第3フォーマミー保育園			
市外	フォーマミー浦和美園保育園			
戸塚	第2東川口鳩笛保育園	戸塚	東川口鳩笛保育園	戸塚1-7-11
横曽根	西川口アイ保育園	横曽根	川口アイ保育園	川口6-5-16
戸塚	東川口駅前そよ風保育園	戸塚	そよ風保育園戸塚園	戸塚3-32-22
青木	びぃ～んずくらぶNeo	青木	Merryびぃ～んず保育園	前川1-14-4
中央	保育園キッズハウス川口園第2保育室	中央	保育園キッズハウス川口園第1保育室	川口1-5-14 ｽｶｲﾌﾛﾝﾄﾀﾜｰ川口2F 201
横曽根	保育所まぁむ川口西口園	横曽根	うぃず川口西口保育園	飯塚1-2-16　川口ホームズ2F
中央	保育所まぁむ川口東口園	中央	うぃず川口東口保育園	栄町3-11-17　クレール川口プラザ1F
鳩ヶ谷	桃の花ナーサリー南鳩ヶ谷ルーム	鳩ヶ谷	桃の花ナーサリー第2南鳩ヶ谷ルーム	南鳩ヶ谷4-17-16-301

■　上記以外の土曜日保育

共同保育を実施していない施設については、原則、在籍している施設で保育を実施しています。ただし、事業者の都合により、共同保育へ変更となる可能性がありますので、土曜日保育を希望される方は、申込受付期間終了日までに各施設へご確認ください。

■　お盆期間の共同保育

お盆期間（8/13-8/16）について、「共同保育」を実施している施設があります。依頼施設に在籍しているお子さんがお盆期間に保育施設を利用される場合は、原則、実施施設へ送迎が必要となりますので、ご注意ください。実施の有無については、各施設へお問い合わせください。

連携施設について（令和7年7月1日時点）

連携施設（卒園後の受け皿）が設定されている地域型保育事業を利用している場合、卒園の際、連携先の施設に優先して入所することができます。優先して入所することができる人数は、地域型保育事業と連携先の施設との協議により定められた人数となるため、連携元を卒園するお子さん全員が優先入所できるとは限りません。

※令和7年7月1日時点の情報です。受入可能人数の変更等の理由により、優先人数に変更が生じている場合がございます。最新の状況 については、各施設へお問合せください。

地区	連携元施設名称		連携先			優先人数
				施設名称	所在地	
中央	5203	コマームナーサリー川口	500	コマームナーサリー樹モール	栄町3-13-1	2
			501	コマームナーサリー本町	本町3-6-30	4
	5201	さくら保育園　川口東口園	103	川口すみれ保育園	飯塚2-2-1ライオンズプラザ川口	3
			-	ふじみ幼稚園	本前川2-12-15	3
			-	みのりこども園（幼稚園部分）	鳩ヶ谷本町4-8-28	7
	5202	ポミエ保育園	470	川口青木おおぞら保育園	青木3-2-23	1
			476	はなにこ保育園	本町3-3-15　シミュレーINAGAKI　1階	2
			478	かわぐち杜の保育園	西川口1-24-2　日神パレス西川口201号室	1
			494	ドルフィン・キッズ保育園川口	青木5-10-12	1
			501	コマームナーサリー本町	本町3-6-30	2
			-	川口くるみ幼稚園	末広3-9-19	8
			-	ふじみ幼稚園	本前川2-12-15	3
	5223	まーぶる保育園リプレ川口園	497	なぎさ川口宮町保育園	宮町8番10号	2
	5001	ユアーズ・マミー保育室	501	コマームナーサリー本町	本町3-6-30	2
			-	川口くるみ幼稚園	末広3-9-19	8
			-	みのりこども園（幼稚園部分）	鳩ヶ谷本町4-8-28	8
	5204	保育園キッズハウス川口園　第1保育室	466	キッズランド川口金山町園	金山町12-1サウスゲートタワー103-3	1
			475	ふるーる保育園川口本町	本町4-16-14	1
			-	松原幼稚園	安行領根岸2143-1	8
	5245	保育園キッズハウス川口園　第2保育室	466	キッズランド川口金山町園	金山町12-1サウスゲートタワー103-3	1
			475	ふるーる保育園川口本町	本町4-16-14	1
			-	松原幼稚園	安行領根岸2143-1	8
横曽根	5206	たいよう保育園西川口駅東口園	458	たいよう保育園中青木園	中青木4-11-1	8
	5228	たいよう保育園西川口駅西口園	458	たいよう保育園中青木園	中青木4-11-1	1
			496	たいよう保育園川口本町園	本町4-8-3	1
			-	西川口幼稚園（幼稚園部分）	西川口3-34-5	6
	5239	ふるーる保育園川口並木	475	ふるーる保育園川口本町	本町4-16-14	1
			-	わらび幼稚園	蕨市南町2-12-2	7
	5231	西川口アイ保育園	477	川口アイ保育園	川口6-5-16	2
			-	川口文化幼稚園	幸町3-5-33	2
			-	ふじみ幼稚園	本前川2-12-15	4
	5224	保育所ちびっこランド飯塚園	460	みらい保育園	西川口1-39-5	5
			467	あおい保育園	榛松1-8-12	2
			489	鳩ヶ谷キッズランド	坂下町1-14-17	1
			499	ミラッツ川口保育園	川口6-3-14	2
	5232	保育所まぁむ川口西口園	75	うぃず川口西口保育園	飯塚1-2-16川口ホームズ2F	2
			90	うぃず川口本町保育園	本町4-11-6	2
			91	うぃず川口東口保育園	栄町3-11-17クレール川口プラザ1F	2
			104	保育所まぁむ川口東口園	幸町3-8-46-203	2
	5252	Happiness川口保育園	-	戸田第一幼稚園	戸田市中町1-30-7	8
青木	5242	あいう園乳児保育室	487	いろは園	幸町3-10-161F	3

地区	連携元施設名称		連携先			優先人数
			施設名称		所在地	
青木	5235	たいよう保育園上青木西園	83	はとがや保育園	鳩ヶ谷本町1-6-10	1
			458	たいよう保育園中青木園	中青木4-11-1	1
			469	たいよう保育園東川口園	戸塚3-1-25	2
			-	川口くるみ幼稚園	末広3-9-19	4
	5229	びぃ～んずくらぶNeo	-	川口しらぎく幼稚園(幼稚園部分)	芝西2-7-35	3
			-	ひのつめ幼稚園	芝樋ノ爪2-8-25	4
	5234	Merryびぃ～んず保育園	-	川口しらぎく幼稚園(幼稚園部分)	芝西2-7-35	3
			-	ひのつめ幼稚園	芝樋ノ爪2-8-25	2
	5233	ふるーる保育園川口前川	-	川口しらぎく幼稚園(幼稚園部分)	芝西2-7-35	3
			-	ふじみ幼稚園	本前川2-12-15	4
南平	5226	さくらそう保育園朝日	479	さくらそう保育園元郷	元郷1-21-13	2
			-	みのりこども園(幼稚園部分)	鳩ヶ谷本町4-8-28	7
	5007	さくらそう保育園東領家	479	さくらそう保育園元郷	元郷1-21-13	2
			-	みのりこども園(幼稚園部分)	鳩ヶ谷本町4-8-28	4
	5238	川口よつば保育園　東領家園	-	松葉幼稚園	領家2-14-11	3
新郷	5008	可愛い子保育園	-	新郷南幼稚園(保育所部分)	本蓮3-2-15	8
神根	8003	あーす保育園イオンモール川口	67	まなびの森　川口こども園	安行領根岸1291	1
			455	川口まりーな保育園	八幡木2-1-17	5
			494	ドルフィン・キッズ保育園川口	青木5-10-12	1
	8000	タムスわんぱく保育園川口	486	川口安行まりーな保育園	安行出羽1-12-10	2
			-	川口しらぎく幼稚園(幼稚園部分)	芝西2-7-35	3
			-	北川口幼稚園	道合1221	2
	5209	よつば保育園	-	川口しらぎく幼稚園(幼稚園部分)	芝西2-7-35	3
			-	きぞろ幼稚園	木曽呂838	4
	5210	保育園キッズハウス　新井宿駅前園	489	鳩ヶ谷キッズランド	坂下町1-14-17	1
			-	松原幼稚園	安行領根岸2143-1	8
芝	5241	かたつむり保育園　芝新町	472	スキップ川口保育園	芝中田2-35-10	2
			-	ひのつめ幼稚園	芝樋ノ爪2-8-25	3
			-	川口しらぎく幼稚園(幼稚園部分)	芝西2-7-35	3
	5003	たいよう保育園　芝中田園	106	リトル宙保育園	芝樋ノ爪1-7-9	1
			472	スキップ川口保育園	芝中田2-35-10	1
			458	たいよう保育園中青木園	中青木4-11-1	1
			488	Gakkenほいくえん　川口芝	芝樋ノ爪1-7−48	1
			-	川口くるみ幼稚園	末広3-9-19	4
	5240	ふるーる保育園　川口芝	-	川口しらぎく幼稚園(幼稚園部分)	芝西2-7-35	3
			-	ふじみ幼稚園	本前川2-12-15	4
	8001	ふるーる保育園川口二十三夜	-	川口しらぎく幼稚園(幼稚園部分)	芝西2-7-35	6
	5225	(仮称)アルページュ保育園川口(現ゆたか保育園)	-	西川口幼稚園(幼稚園部分)	西川口3-34-5	8
安行	5220	ひよこ保育園	60	安行東光保育園	安行原1361	1
			66	赤芝保育園	赤山193-2	2
			96	汽車ぽっぽ第2保育園	安行吉蔵334-1	1
			486	川口安行まりーな保育園	安行出羽1-12-10	1
			-	赤芝幼稚園	赤芝新田540-1	5
			-	安行東光幼稚園	安行原1625	2
			-	新郷松原幼稚園	東本郷709-3	3
	5219	安行東おうち保育園neo	60	安行東光保育園	安行原1361	1
			96	汽車ぽっぽ第2保育園	安行吉蔵334-1	2
			480	アートチャイルドケア川口くれよん保育園	長蔵2-6-10	2

地区	連携元施設名称		連携先			優先人数
			施設名称		所在地	
戸塚	5214	うさぎ野原の保育園	98	川口おおぞら保育園	石神697	1
			480	アートチャイルドケア川口くれよん保育園	長蔵2-6-10	1
			490	プリスクレール・ディゾ・アンジェ戸塚安行	安行189	3
			495	東かわぐちポポロ保育園	戸塚東1-1-15	1
			498	汽車ぽっぽ保育園きぞろ	木曽呂551-1	2
	5244	うさぎ第2保育園	98	川口おおぞら保育園	石神697	1
			495	東かわぐちポポロ保育園	戸塚東1-1-15	1
			498	汽車ぽっぽ保育園きぞろ	木曽呂551-1	4
			-	安行東光幼稚園	安行原1625	2
	5247	さくら保育園　戸塚園	-	きぞろ幼稚園	木曽呂838	5
			-	ふじみ幼稚園	本前川2-12-15	3
			-	みのりこども園(幼稚園部分)	鳩ヶ谷本町4-8-28	7
	5246	さくら保育園　西立野園	-	きぞろ幼稚園	木曽呂838	5
			-	ふじみ幼稚園	本前川2-12-15	3
			-	みのりこども園(幼稚園部分)	鳩ヶ谷本町4-8-28	7
	5005	たいよう保育園　戸塚東園	469	たいよう保育園東川口園	戸塚3-1-25	8
	8002	埼玉ヤクルト保育園　とづかもぐもぐ保育ルーム	-	東川口幼稚園	戸塚東3-8-25	6
	5006	第1ひまわり園	462	うぐす保育園川口戸塚	西立野400-9	3
			-	安行東光幼稚園	安行原1625	1
			-	松原幼稚園	安行領根岸2143-1	2
	5216	第2ひまわり園	73	フォーマザー保育園	東川口3-2-29	2
			-	安行東光幼稚園	安行原1625	2
			-	松原幼稚園	安行領根岸2143-1	4
	5212	第1フォーマミー保育園	73	フォーマザー保育園	東川口3-2-29	8
	5213	第3フォーマミー保育園	73	フォーマザー保育園	東川口3-2-29	8
	5215	東川口駅前そよ風保育園	483	そよ風保育園　戸塚園	戸塚3-32-22	8
	5004	東川口保育園えくぼ	82	東川口鳩笛保育園	戸塚1-7-11	2
			480	アートチャイルドケア川口くれよん保育園	長蔵2-6-10	2
			498	汽車ぽっぽ保育園きぞろ	木曽呂551-1	2
	5248	保育ルーム　スター☆キッズ	482	プリスクレール・ディゾ・アンジェ戸塚安行	長蔵1-25-3	2
	5218	保育ルームFelice　東川口園	-	北川口幼稚園	道合1221	4
	5211	保育園キッズハウス東川口園　第1保育室	73	フォーマザー保育園	東川口3-2-29	8
鳩ヶ谷	5250	かたつむりベビー保育園　鳩ケ谷	62	しいのみ保育園	前川　2－39－7	1
			457	西川口クマさん保育園	並木2-9-9	3
			463	川口きらら保育園	本町1-7-5	1
			472	スキップ川口保育園	芝中田2-35-10	4
	5221	Kid'sPatioはとがや園	83	はとがや保育園	鳩ヶ谷本町1-6-10	3
			-	みのりこども園(幼稚園部分)	鳩ヶ谷本町4-8-28	4
	5227	桃の花ナーサリー南鳩ヶ谷ルーム	-	川口アソカ幼稚園	青木4-20-13	6
			-	川口くるみ幼稚園	末広3-9-19	6
			-	みつわ幼稚園	八幡木1-16-11	6
	5237	桃の花ナーサリー第2南鳩ヶ谷ルーム	-	川口アソカ幼稚園	青木4-20-13	6
			-	川口くるみ幼稚園	末広3-9-19	6
			-	みつわ幼稚園	八幡木1-16-11	6
	5243	(仮称)ぴよ・ぴよ保育園 (現保育所ちびっこランド南鳩ヶ谷駅園)	-	川口くるみ幼稚園	末広3-9-19	2
	5236	保育ルームFelice　鳩ヶ谷園	485	みずほ保育園川口里	里511-1	4
			-	さと幼稚園	里1155-5	7

川口市
地区割図

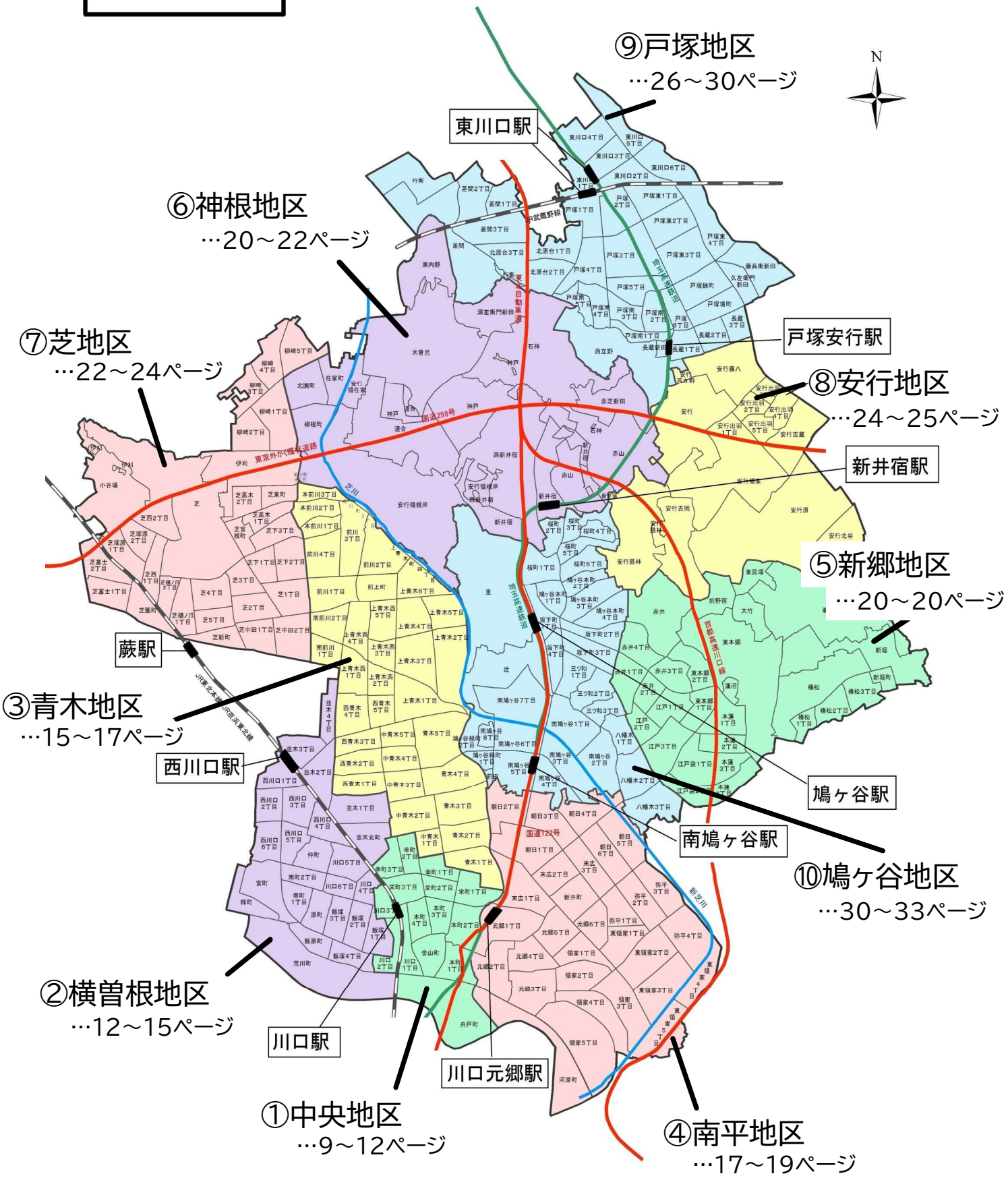
⑨戸塚地区
…26～30ページ
東川口駅
⑥神根地区
…20～22ページ
⑦芝地区
…22～24ページ
戸塚安行駅
⑧安行地区
…24～25ページ
新井宿駅
⑤新郷地区
…20～20ページ
蕨駅
③青木地区
…15～17ページ
西川口駅
鳩ヶ谷駅
南鳩ヶ谷駅
⑩鳩ヶ谷地区
…30～33ページ
②横曽根地区
…12～15ページ
川口駅
川口元郷駅
①中央地区
…9～12ページ
④南平地区
…17～19ページ
N

①中央地区　本町1～4丁目、栄町1～3丁目、金山町、舟戸町、幸町1～3丁目、川口1～3丁目
②横曽根地区　川口4～6丁目、飯塚1～4丁目、西川口1～6丁目、仲町、飯原町、原町、宮町、南町1～2丁目、緑町、荒川町、並木元町、並木1～4丁目
③青木地区　前川町3～4丁目、青木1～5丁目、中青木1～5丁目、西青木1～5丁目、上青木西1～5丁目、上青木1～6丁目、上青木町4丁目、南前川1～2丁目、前上町、前川1～4丁目、本前川1～3丁目
④南平地区　朝日1～6丁目、末広1～3丁目、新井町、元郷1～6丁目、弥平1～4丁目、東領家1～5丁目、領家1～5丁目、河原町
⑤新郷地区　大字赤井、大字東本郷、大字蓮沼、大字前野宿、大字東貝塚、大字大竹、大字峯、大字新堀、大字榛松、新堀町、榛松1～3丁目、赤井1～4丁目、江戸1～3丁目、江戸袋1～2丁目、本蓮1～4丁目、東本郷1～2丁目
⑥神根地区　大字安行領根岸、大字安行領在家、大字道合、大字神戸、大字木曽呂、大字東内野、大字源左衛門新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字新井宿、大字赤山、在家町、北園町の一部、柳根町の一部、柳崎4丁目の一部、柳崎5丁目の一部
⑦芝地区　大字芝、大字伊刈、大字小谷場、芝中田1～2丁目、芝新町、芝下1～3丁目、芝1～5丁目、芝樋ノ爪1～2丁目、芝高木1～2丁目、芝宮根町、芝東町、芝富士1～2丁目、芝園町、芝塚原1～2丁目、芝西1～2丁目、北園町の一部、柳根町の一部、柳崎1～3丁目、柳崎4丁目の一部、柳崎5丁目の一部
⑧安行地区　大字安行原、大字安行領家、大字安行慈林、大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、安行出羽1～5丁目
⑨戸塚地区　大字西立野、大字長蔵新田、大字久左衛門新田、大字藤兵衛新田、大字行衛、大字差間、北原台1～3丁目、戸塚1～6丁目、戸塚鋏町、戸塚境町、戸塚東1～4丁目、東川口1～6丁目、差間1～3丁目、長蔵1～3丁目、戸塚南1～5丁目
⑩鳩ヶ谷地区　桜町1～6丁目、鳩ヶ谷本町1～4丁目、坂下町1～4丁目、大字里、大字辻、三ツ和1～3丁目、南鳩ヶ谷1～8丁目、大字前田、八幡木1～3丁目、鳩ヶ谷緑町1～2丁目

一覧表の見方

上記①～⑩の地区を示しております。

■■ □□ ●●●保育園
（施設コード：○○　）

運営事業者

▲町1-2-3
000-222-2222
（平日）7時～19時　（土曜）7時～18時♪

標 7:00～18:00　短 8:30～16:30

延 ―

受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
―	10	10	20	20	20	80

施設からのご案内

分類は、以下のとおりです。
公公：公設公営保育所
公民：公設民営保育所
民民：民設民営保育所
小A：小規模保育事業所A型
小B：小規模保育事業所B型
認こ：認定こども園
事業所内：事業所内保育事業所

施設住所地
施設電話番号
施設開園時間（平日・土曜）
♪：土曜日共同保育依頼施設。詳細は3ページをご覧ください。
標 保育標準時間
短 保育短時間
延 0歳児の延長保育開始時期（保育標準時間認定の方のみ該当。利用時間等、詳細につきましては、各施設にお問い合わせください。）
受 受入年齢（歳児は、4月1日現在の満年齢です。）

市へ届出されている令和7年7月1日現在の定員数であり、実際の在籍児童数とは異なります。
募集予定人数ではありません。（募集予定人数はHPをご覧ください。）
現在利用中のお子さんの進級分も含めた定員となります。「－」と表示されている部分は、該当歳児の保育を実施していません。
※事業所内保育事業については、地域枠のみ掲載しています。
※認定こども園については、保育部分のみ掲載しています。

各施設の延長保育料について

■公設民営保育所・民設民営保育所・地域型保育事業所・認定こども園
→延長保育が可能な時間や料金、上限金額は園ごとに異なります。詳しくは各施設にお問合せください。

■公設公営保育所
①保育標準時間
18:00～19:00までの利用 1回につき200円（月上限2,000円） 19:00～20:00までの利用 1回につき200円（月上限2,000円）
②保育短時間
7:00～8:30までの利用　1回につき200円（月上限無し）　16:30～18:00までの利用　1回につき200円（月上限無し）
18:00～19:00までの利用　1回につき200円（月上限無し）　19:00～20:00までの利用　1回につき200円（月上限無し）

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

中央 公公 栄町保育所 （施設コード 2 ）

川口市

栄町1-2-19
048-252-4384
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	11	11	16	16	16	70

中央 公民 本町保育所 （施設コード 1 ）

社会福祉法人ひふみ会

本町2-3-7
048-222-4082
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	16	18	21	21	21	106

施設からのご案内

日当たりの良い園舎から子ども達の元気な声、季節感を楽しめる自然に溢れています。英語教室や体操教室を毎週実施しており、子ども達もいきいきと活動に取り組んでいます。見学お待ちしております♪

中央 公民 川口駅前保育園 （施設コード 52 ）

(株)日本保育サービス

川口1-1-1キュポ・ラ8階
048-222-6011
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12	18	21	27	27	27	132

施設からのご案内

年齢に応じた保育プログラムを用意し、お子様一人ひとりの成長に合わせた保育の実践を目指しています。季節に合わせた行事を通して、五感で感じる保育の充実を図って行きます。

中央 民民 川口きらら保育園 （施設コード 463 ）

(株)プレストエデュケーションズ

本町1-7-5
048-420-9193
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	10	11	16	18	18	76

施設からのご案内

アットホームな木の園舎で毎日笑顔の子どもたち。天野式リトミックや英語レッスンなどの活動も楽しんでいます。
戸外では季節を感じながら、伸び伸びと元気に遊んでいます。

中央 民民 彩の実保育園 （施設コード 471 ）

(株)Bring up

本町2-4-21
048-229-3915
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	18	20	20	20	20	107

施設からのご案内

家庭のような存在として愛情をもって保育にあたります。保護者様負担を軽減のするためオムツや布団の持ち込みはなく保育園で管理しております。ICT化で連絡帳も携帯から入れたり見ることができます。

中央 民民 はなにこ保育園 （施設コード 476 ）

木実和株式会社

本町3-3-15 1F
048-420-9615
(平日)7:30～19:30　(土曜)8:00～19:00
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	5	6	8	8	8	35

施設からのご案内

子どもたちの「やりたい」を大切にのびのびと元気に過ごし、”あたたかさ””やさしさ””おもいやり”の保育を目指しています。遊びを中心に活動し生きる力を育んでいきます。

中央 民民 コマームナーサリー本町 （施設コード 501 ）

(株)コマーム

本町3-6-30
048-242-5957
(平日)7:00～19:30　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 3歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	-	-	20	20	20	60

施設からのご案内

当園は「幸せに生きる根っこを育む保育」を常に心がけています。豊かな体験や遊び、様々な人とのかかわりを通して子ども達が自分らしく育っていくように、発達を見守っています。

中央 民民 ひふみ保育園 （施設コード 493 ）

社会福祉法人ひふみ会

本町3-9-21
048-280-6123
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～16:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
20	20	20	-	-	-	60

施設からのご案内

一人ひとりに寄り添った保育をしています。オムツ・エプロン等の用意が不要な手ぶら登園サービス、連絡帳アプリを導入。専門講師による英語・体操・幼児教室も実施しています！見学お待ちしています♪

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

中央 民民 たいよう保育園川口本町園 （施設コード 496 ）

（株）サングリット

本町4-8-3
048-225-4152
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～16:00♪
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	9	10	10	10	50

施設からのご案内

NPO法人志陽館と連携し武道の特性を活かして礼節・規律・忍耐を学び、特殊教材で知能教育も行い非認知能力の向上を図ります。更に給食おかわり自由にして生きる力「人間力」を高めます。

中央 民民 うぃず川口本町保育園 （施設コード 90 ）

社会福祉法人彩保育会

本町4-11-6
048-299-6601
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から（0歳児クラスは、最長19:00まで）
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	14	16	18	18	18	90

施設からのご案内

外部講師による英語を乳児クラスに体育を幼児クラスに行っています。近くの公園に散歩に行ったり広い園庭もあり砂場遊びや鉄棒など毎日伸び伸び元気いっぱい遊んでいます。

中央 民民 ふるーる保育園川口本町 （施設コード 475 ）

（株）アヴェニエール

本町4-16-14
048-228-0100
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後（相談のうえ）
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	10	14	15	15	70

施設からのご案内

当園は一人ひとりの心に寄り添う暖かい保育を心がけています。専門講師によるリトミックや英語教室、体操教室も行い様々な楽しい体験を通し子どもの意欲を育んでおります。ぜひ見学にお越しください。

中央 民民 カルチャー保育園 （施設コード 64 ）

社会福祉法人ひふみ会

栄町2-7-5
048-256-1071
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～16:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
24	24	24	-	-	-	72

施設からのご案内

手ぶら登園や連絡帳アプリを導入。広い屋上で日向ぼっこや水遊び、色んな所へお散歩に出かけたり♪体操・幼児教室もあり、ネイティブの先生は週2～3回来園します。楽しいこといっぱいの保育園です。

中央 民民 うぃず川口東口保育園 （施設コード 91 ）

（株）WITH

栄町3-11-17クレール川口プラザ1階
048-446-7384
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から（0歳児クラスは、最長19:00まで）
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	10	12	12	12	60

施設からのご案内

非認知能力を育て外部講師による英語・体操教室・ドリル・子ども会議・書き方など多彩な保育を行っています。戸外遊びも充実しており、荒川の土手まで散歩に行きます。

中央 民民 コマームナーサリー樹モール （施設コード 500 ）

（株）コマーム

栄町3-13-1
048-452-8622
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～19:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	10	12	12	12	60

施設からのご案内

当園は「幸せに生きる根っこを育む保育」を常に心がけています。豊かな体験や遊び、様々な人とのかかわりを通して子ども達が自分らしく育っていくように、発達を見守っています。

中央 民民 まなびの森保育園川口 （施設コード 93 ）

（株）こどもの森

金山町12-1サウスゲートタワー川口101
048-224-3599
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	13	13	13	13	13	71

施設からのご案内

保育方針として、大人になっても困らないよう生きる力、主体性と自ら考えて行動できることを大切に保育をしています。施設では、屋根付きの園庭や室内に滑り台があります。

中央 民民 キッズランド川口金山町園 （施設コード 466 ）

キッズハウス・サポート・サービス（株）

金山町12-1 103-3
048-224-3100
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	8	10	10	10	52

施設からのご案内

『笑顔も思い出もいっぱい』をモットーに子供と保育者が明るく笑顔で過ごしています。良く遊び、リトミック、英語、体操を体験させ子ども達の成長のサポートを行っております。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

中央 民民 太陽の子川口幸町保育園 （施設コード 95 ）

HITOWAキッズライフ(株)

幸町1-4-36
048-240-2211
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 入園後1ヶ月経過後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	9	10	13	13	13	64

施設からのご案内

五感を使う体験を通して感性を育み、主体性を大切にしていきます。屋上、お砂場があり、近隣の公園にもたくさんお散歩に行きます。英語、自然、絵本、おそうじ、食育などの活動を取り入れています。

中央 民民 あいう園 （施設コード 72 ）

社会福祉法人理趣会

幸町3-10-16 3F
048-240-2777
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	9	9	10	10	52

施設からのご案内

大きな家族のようにお子さんも親御さんもみんなが「いいな」と思える場所、子どもを通していろいろなことを話し合える場所が『あいう園』です。

中央 民民 いろは園 （施設コード 487 ）

特定非営利活動法人MTS

幸町3-10-16 1F
048-242-5416
(平日)7:00～19:00　(土曜)8:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	6	6	9	9	9	45

施設からのご案内

お散歩やリズムあそび、手作り給食やおやつで健康な身体づくりを目指します。子どもたちの笑顔と元気な声があふれる保育園です。

中央 民民 保育所まぁむ川口東口園 （施設コード 104 ）

(株)WITH

幸町3-8-46 203
048-254-5116
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00♪
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	8	8	11	11	11	49

施設からのご案内

家庭的な雰囲気の中、非認知能力を育て、丁寧な保育を心掛けています。外部講師によるイングリッシュ(乳児)、体育、ダンス、書き方(幼児)を実施しています。見学、ふれあい保育体験歓迎します。

中央 民民 KIDSONE OHANA 川口 （施設コード 464 ）

株式会社豊翔堂

川口2-9-14
048-240-3386
(平日)7:30～19:30　(土曜)8:30～17:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	6	11	11	11	11	50

施設からのご案内

自分でやってみたいを見つけるために、KIDSONEカリキュラムを行います。モンテッソーリの教具を使い、手のお仕事を行います。英語・ダンス、興味を見つけ伸ばしていきます。

中央 小A ポミエ保育園 （施設コード 5202 ）

株式会社 カノ

本町4-4-16-203
048-225-3080
(平日)7:50～18:50　(土曜)7:50～18:50
標 7:50～18:50　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	8	11	-	-	-	19

施設からのご案内

明るく元気で感謝の気持ちを持てる子どもを育てる事を目標に、1人ひとりの健やかな成長のお手伝いができるように、経験豊かに、日々保育しています。

中央 小A ユアーズ・マミー保育室 （施設コード 5001 ）

(株)サン建築設計事務所

本町4-7-3ミヤビル2階
048-299-9827
(平日)7:30～19:00　(土曜)8:00～17:00
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

出来ることを目的とせず、体操、英語、リトミック、キッズダンスと講師を招いて特別授業を行っています。自園調理で美味しい給食とおやつを提供します。是非、見学に来て真価を確かめてみて下さい。

中央 小A コマームナーサリー川口 （施設コード 5203 ）

(株)コマーム

栄町1-12-21-211
048-240-5006
(平日)7:00～20:00　(土曜)8:00～19:00
標 8:00～19:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	6	6	-	-	-	12

施設からのご案内

当園は「幸せに生きる根っこを育む保育」を常に心がけています。豊かな体験や遊び、様々な人とのかかわりを通して子ども達が自分らしく育っていくように、発達を見守っています。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

中央 小A さくら保育園川口東口園 （施設コード 5201 ）

（株）東立

栄町3-12-11-204
048-255-7531
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

子ども一人ひとりの気持ちに寄り添って、健やかな成長を育みます。子どもたちと触れ合う時間を大切に思い、温かな保育を心がけています。園見学を希望される方はお電話でご連絡ください。

中央 小A まーぶる保育園リプレ川口園 （施設コード 5223 ）

（株）ウィズユーコーポレーション

川口3-2-1リプレ川口一番街1号棟201A
048-229-8127
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:30～19:00
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	8	8	-	-	-	16

施設からのご案内

きめ細やかで丁寧な保育を心掛けております。午前・午後と戸外活動を行い丈夫な体作りを行うと共にリトミックや造形活動を通し五感の発達や想像力・創造性も育めるようにしています。

中央 小B 保育所キッズアイランド川口市役所前園 （施設コード 5251 ）

株式会社Kids Island

幸町1-4-19ソフィア川口幸町1F
048-251-4119
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～1歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	13	-	-	-	-	16

施設からのご案内

少人数での担当制をとっており、きめ細やかな保育を心掛けています。子ども達一人一人の気持ちを大切にし、園児たちは温かみのある雰囲気の中で伸び伸びと過ごしています。

中央 小B 保育園キッズハウス川口園第1保育室 （施設コード 5204 ）

キッズハウス・サポート・サービス（株）

川口1-5-14ｽｶｲﾌﾛﾝﾄﾀﾜｰ川口2F 201
048-225-5334
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:30～18:30　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

雨が降る日以外は外遊びを行ないますが、英語教室等の活動も行っています。一人ひとりの成長を見守り、豊かな心を育てる園でありたいと努めています。ご見学お待ちしています。

中央 小B 保育園キッズハウス川口園第2保育室 （施設コード 5245 ）

キッズハウス・サポート・サービス（株）

川口1-5-14ｽｶｲﾌﾛﾝﾄﾀﾜｰ川口2F 202
048-229-0048
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:00～18:00♪
標 7:30～18:30　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

天気が悪い日以外は、お散歩へ出かけていますが英語教室等の活動も行っています。子どもたちの成長を見守りながら、大きな心を持てるよう努めている園です。ご見学お待ちしています。

横曽根 公公 横曽根保育所 （施設コード 5 ）

川口市

南町1-2-37
048-252-3588
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	15	18	26	26	26	111

横曽根 公公 仲町東保育所 （施設コード 7 ）

川口市

仲町15-15
048-253-2873
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	15	18	25	25	25	108

横曽根 公民 川口西保育園 （施設コード 53 ）

学校法人文化学園

川口5-12-9
048-251-3536
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 0歳児延長保育なし
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	24	32	35	35	150

施設からのご案内

多くの友達、保育士と出会える大型保育園。図書コーナーがあり、憩いの場です（本の貸出しあり）年長組の【さつま芋畑】があります。専門講師による音楽・体育指導は人気です。HPもご覧ください。

②横曽根地区

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

並木南保育所

横曽根 公民

（施設コード 8 ）

学校法人文化学園

並木1-8-25
048-252-1166
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	15	18	25	25	25	108

施設からのご案内

南側に広い園庭があり伸び伸び外遊びが出来ます。幼児クラスは専門講師を招き音楽・体操指導に取り組んでいます。季節の行事をはじめ、運動会や音楽会などを通し子ども達は様々な経験をします。

並木東保育園

横曽根 公民

（施設コード 45 ）

学校法人嶋根学園

並木1-24-62
048-258-8071
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 1歳児クラスから
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	15	20	22	22	95

施設からのご案内

保育目標を「あかるく・なかよく・げんきよく」と定め、基本的生活習慣を身に着け、豊かな情操と人間関係を築き、友だちとたくさん遊べるよう援助してます。見学は随時ご案内いたします。

ミラッツ川口保育園

横曽根 民民

（施設コード 499 ）

株式会社MIRATZ

川口6-3-14
048-299-7107
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	15	18	18	18	93

施設からのご案内

日々、子どもの自ら成長しようとする力を信じ支えながら、探究する喜びを育んでいます。併設する体操教室とも連携して、心も身体も生き生きと過ごしています。

川口アイ保育園

横曽根 民民

（施設コード 477 ）

社会福祉法人友愛会

川口6-5-16
048-256-8211
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
4	12	12	14	14	14	70

施設からのご案内

地域との繋がりを大切にし、保護者との連携をとりながらともに育ちあえるように子育てを支えます。体を楽しく動かすことが大切と考え、外遊びを多く取り入れ体操教室も行っています。

うぃず川口西口保育園

横曽根 民民

（施設コード 75 ）

(株)WITH

飯塚1-2-16川口ホームズ2階
048-299-5086
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から(0歳児クラスは、最長19:00まで)
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	11	12	14	14	14	71

施設からのご案内

非認知能力を育て、外部講師による英語、体育教室、ダンス教室、ドリル、子ども会議、書き方など多彩な保育を行っています。また様々な公園で戸外活動を楽しんでいます。

KIDS ONE 川口

横曽根 民民

（施設コード 491 ）

(株)豊翔堂

飯塚1-3-6
048-254-0555
(平日)7:30～19:00　(土曜)8:30～17:30♪
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 1歳児クラスから
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	4	5	6	6	6	30

施設からのご案内

自分でやってみたいを見つけるために、KIDSONEカリキュラムを設けています。はじめの一歩の経験で苦手意識をなくします。少人数でいろいろな体験ができます。

川口すみれ保育園

横曽根 民民

（施設コード 103 ）

(株)東立

飯塚2-2-1ライオンズプラザ川口2階
048-254-4649
(平日)7:00～20:00　(土曜)8:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	15	15	15	75

施設からのご案内

紙芝居や絵本の読み聞かせ、パネル・ブックシアター等、人格形成の大切な乳幼児期に「直接子どもと触れ合う保育」を行っています。他にリトミック・英語・書道を専門講師で実施。

かわぐち杜の保育園

横曽根 民民

（施設コード 478 ）

社会福祉法人すくすくどろんこの会

西川口1-24-2-201
048-229-4561
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 1歳児クラスから
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	6	6	9	9	9	45

施設からのご案内

元気に遊ぶ子ども達の声が響き、明るい保育園です。お友達がみんな仲良く過ごせるアットホームな雰囲気です。製作やお散歩等楽しい活動をして、過ごしています。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

横曽根 民 民 みらい保育園 （施設コード 460 ）

（株）フロンティアキッズ

西川口1-39-5
048-240-0008
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	15	20	20	21	100

施設からのご案内

JR西川口駅から徒歩6分。知育・徳育・体育を軸に自然や生き物との触れ合いを大切に、子どもたちの発達段階に合わせたきめ細やかな保育を行っています。

横曽根 民 民 なぎさ川口宮町保育園 （施設コード 497 ）

社会福祉法人 博愛会

宮町8-10
048-229-0500
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	12	16	18	18	18	90

施設からのご案内

なぎさではみんなで楽しく体を動かす事を大切にしています。ライセンスを持った講師によるサッカー教室、体操教室、リトミックを取り入れ、柔軟な身体作りに取り組んでます。ぜひ見学に来てください。

横曽根 民 民 まなびの森　川口リボンシティ保育園 （施設コード 74 ）

（株）プチナーサリー

並木元町1-65
048-255-3780
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	13	13	13	13	13	71

施設からのご案内

子ども達が遊びを選び、気持ちを言葉で伝えるなど自発性を大切にしています。幼児クラスはコーチの体操レッスンがあります。保護者の方の負担軽減のため、持ち物も少なくなっています。

横曽根 民 民 西川口クマさん保育所 （施設コード 457 ）

社会福祉法人優愛会

並木2-9-9
048-240-3175
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	15	18	20	20	20	101

施設からのご案内

当園では、サントレ、体操教室、英語あそび等、やるときはやる遊ぶときは遊ぶといったメリハリのある保育をしています。子どもも先生も毎日元気いっぱい、笑顔で楽しく過ごしています。

横曽根 小 A 保育所まぁむ川口西口園 （施設コード 5232 ）

（株）WITH

飯塚1-11-8
048-251-5808
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00♪
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

外部講師によるリトミックや歳児ごとの「知育あそび・運動あそび・絵本の読み聞かせ」をとりいれ五感を育てていきます。
芝生園庭がある明るい園舎で毎日元気に過ごしています。

横曽根 小 A Happiness川口保育園 （施設コード 5252 ）

（株）Happiness

西川口1-41-21
048-255-3010
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

様々な経験から五感を豊かにし、優しさや思いやり、感動する気持ちや共感する気持ちを育て「明るく元気に楽しく笑顔」で過ごしながら、心を大切にする保育に努めています。是非見学にお越し下さい。

横曽根 小 A ふるーる保育園川口並木 （施設コード 5239 ）

（株）アヴェニエール

並木2-13-1　ウィンビル西川口1階
048-271-6688
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:30～19:00
標 7:30～18:30　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後（相談のうえ）
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5	7	7	-	-	-	19

施設からのご案内

「安心・安全に過ごせるように」環境を整え、子供たちと毎日楽しく過ごしています。英語体験や、リトミック等の個性的な活動も行っています。笑いの絶えない当園へ、是非いらして下さい。

横曽根 小 A 西川口アイ保育園 （施設コード 5231 ）

個人

並木3-31-7
048-255-1310
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:30～18:30♪
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

“地域で育む・生きる力を育む”を理念とし、こどものことを一番に考え地域や家庭と連携をはかることを大切にしています。こどもの興味や行動を見守り“寄り添う保育”を実践しています。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

横曽根 小 A

たいよう保育園西川口駅西口園

（施設コード 5228 ）

（株）サングリット

西川口2-10-8 2F
048-229-4480
（平日）8:00～19:00　（土曜）8:00～19:00♪
標 8:00～19:00　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

知育・体育・徳育の根源は食事にあり。食育として月一回のチャレンジ給食で食材に触れ、野菜を育て収穫することで興味を持ち、苦手な食材の克服を目指します。給食おかわり自由の保育園です。

横曽根 小 A

たいよう保育園西川口駅東口園

（施設コード 5206 ）

（株）サングリット

並木3-24-8
048-255-8300
（平日）7:30～19:30　（土曜）7:30～18:30♪
標 7:30～18:30　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

知育・体育・徳育の根源は食事にあり。食育として月一回のチャレンジ給食で食材に触れ、野菜を育て収穫することで興味を持ち、苦手な食材の克服を目指します。給食おかわり自由の保育園です。

横曽根 小 B

エンゼル保育園 川口駅前園

（施設コード 5249 ）

株式会社エンゼル保育園

飯塚1-9-18
048-446-6821
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:00～16:00
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

家庭的な雰囲気で安全にのびのびと生活が出来る様な環境づくりを心掛け、ピアノに合わせてお歌を歌ったりや英語の先生と遊びながら覚えたり毎日楽しく過ごしています。

横曽根 小 B

保育所ちびっこランド飯塚園

（施設コード 5224 ）

個人

飯塚2-9-18
048-291-9863
（平日）7:30～18:30　（土曜）7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	8	8	-	-	-	16

施設からのご案内

幼児教育経験保育士による知育（遊びの中で楽しみながら文字・色・数字に触れ、知的能力を高める保育）を取り入れています。JR川口駅西口8分の立地で働くご両親を支え安心の保育を提供致します。

横曽根 小 B

あゆみ保育所

（施設コード 5205 ）

個人

並木2-28-11
048-255-6920
（平日）7:00～18:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1	5	6	-	-	-	12

横曽根 認 こ

西川口幼稚園

（施設コード 8601 ）

学校法人安養学園

西川口3-34-5
048-251-3076
（平日）7:45～18:45　（土曜）7:45～18:45
標 7:45～18:45　短 8:00～16:00
延 －
受 3歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	-	-	23	23	23	69

施設からのご案内

R7年4月に幼稚園型認定こども園に移行しました。「明るく・正しく・仲良く」を教育理念に、子どもたちの無限の可能性を引き出す幼児教育を行っております。

青 木 公 公

南青木保育所

（施設コード 10 ）

川口市

青木1-4-4
048-251-7248
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から（0歳児クラスは、最長19:00まで）
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	18	20	28	28	28	131

青 木 公 公

上青木西保育所

（施設コード 16 ）

川口市

上青木西2-14-14
048-253-1700
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	15	18	25	25	25	108

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

前川南保育所（施設コード 18）

青木 公公

川口市

南前川2-15-2
048-266-5537
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	10	18	21	21	21	91

前川保育所（施設コード 17）

青木 公公

川口市

前川4-12-12
048-265-6417
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	15	18	24	24	24	105

青木保育所（施設コード 14）

青木 公公

川口市

西青木3-5-4
048-253-2369
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	8	12	16	17	22	75

上青木保育所（施設コード 15）

青木 公民

(株)WITH

上青木5-5-55
048-265-6416
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から(0歳児クラスは、最長19:00まで)
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	16	18	20	22	22	107

施設からのご案内

思い切り身体を動かせる園庭やホールもあり伸び伸びと過ごしています。小さいクラスから英語に触れ、年長クラスでは書き方やドリルなどにも取り組み小学校への準備もしていきます。

川口青木おおぞら保育園（施設コード 470）

青木 民民

社会福祉法人まあれ愛恵会

青木3-2-23
048-271-7700
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	14	14	17	17	17	87

施設からのご案内

温かみのある木造の園舎に、広々とした園庭で元気に遊んでいます。遊び中心の保育の中、年間行事も盛り沢山で、音楽ワークショップやリトミック等、様々な経験を子どもたちと職員で楽しんでいます。

ドルフィン・キッズ保育園川口（施設コード 494）

青木 民民

社会福祉法人ドルフィン福祉会

青木5-10-12
048-271-5772
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～19:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	10	10	12	14	14	60

施設からのご案内

「皆に優しく、共に楽しく」をモットーに、子ども一人ひとりの個性を尊重して成長を見守り、保護者の方々の育児に寄り添う保育園でありたいと考えています。

たいよう保育園中青木園（施設コード 458）

青木 民民

(株)サングリット

中青木4-11-1
048-257-5501
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	5	12	23	23	24	90

施設からのご案内

NPO法人志陽館と連携し武道の特性を活かして礼節・規律・忍耐を学び、特殊教材で知能教育も行い非認知能力の向上を図ります。更に給食おかわり自由にして生きる力「人間力」を高めます。

西青木クマさん保育所（施設コード 492）

青木 民民

社会福祉法人優愛会

西青木3-3-3
048-271-5815
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	16	18	21	21	21	105

施設からのご案内

屋上園庭のある保育園です。開放感あふれる広い場所で、体を動かしたりサントレを取り入れ集中力を養ったりとメリハリをつけながら、子どもも先生も毎日元気いっぱい笑顔で楽しく過ごせる保育園です。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

青木 民民 しいのみ保育園 （施設コード 62 ）

社会福祉法人誠育福祉会

前川2-39-7
048-267-1403
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	11	11	11	60

施設からのご案内

近くに公園や土手があり、自然に触れる散歩等で友達と一緒に遊ぶことを大切にしています。おいしい手作り給食も人気です。令和7年11月より新園舎建替え工事を行う為、仮園舎での保育になります。

青木 小A ふるーる保育園川口前川 （施設コード 5233 ）

(株)アヴェニエール

前川4-42-1藤栄ビル 1F
048-485-8660
(平日)7:30～19:00　(土曜)7:30～19:00
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後(相談のうえ)
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5	7	7	-	-	-	19

施設からのご案内

家庭的な温かい保育を大切にしています。英語教室やリトミック、食育、戸外活動等、様々な経験を通して子どもたちの成長に寄り添っています。見学をご希望の方は一度ご連絡ください。

青木 小B Merryびぃ～んず保育園 （施設コード 5234 ）

(株)びぃーんず

前川1-14-4
048-261-3026
(平日)7:30～18:30　(土曜)7:30～18:30♪
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	4	5	-	-	-	12

施設からのご案内

安全な保育環境の中で一人ひとりの子どもに寄り添った保育の実践をモットーに毎日子ども達と楽しく過ごしています。気になる方はぜひ公開保育等に見学にお越し下さい。

青木 認こ 認定こども園清泉幼稚園 （施設コード 8503 ）

学校法人清徳学園

前川1-6-19
048-266-3491
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	15	18	24	24	24	111

施設からのご案内

広い園地、園舎を活用し乳幼児が元気に穏やかな環境で生活しています。子どもたちが充分に自分を感じ、持ち味を発揮し個性を生かせる活動を丁寧に積み重ねます。

青木 小A あいう園乳児保育室 （施設コード 5242 ）

社会福祉法人理趣会

中青木1-2-33
048-251-3557
(平日)7:30～19:00　(土曜)7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	9	10	-	-	-	19

施設からのご案内

大きな家族のようにお子さんも親御さんもみんなが「いいな」と思える場所、子どもを通していろいろなことを話し合える場所が『あいう園』です。

青木 小A たいよう保育園上青木西園 （施設コード 5235 ）

(株)サングリット

上青木西4-18-6
048-269-0105
(平日)7:30～19:30　(土曜)7:30～18:30♪
標 7:30～18:30　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

知育・体育・徳育の根源は食事にあり。食育として月一回のチャレンジ給食で食材に触れ、野菜を育て収穫することで興味を持ち、苦手な食材の克服を目指します。給食おかわり自由の保育園です。

青木 小A びぃ～んずくらぶNeo （施設コード 5229 ）

(株)びぃーんず

前川1-9-21
048-266-3588
(平日)7:30～18:30　(土曜)7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	6	7	-	-	-	16

施設からのご案内

安全な保育環境の中で一人ひとりの子どもに寄り添った保育の実践をモットーに毎日子ども達と楽しく過ごしています。気になる方はぜひ公開保育等に見学にお越し下さい。

南平 公公 あさひ保育所 （施設コード 19 ）

川口市

朝日1-13-3
048-222-6854
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	9	10	19	19	19	76

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

南平 公公 朝日北保育所（施設コード 20）

川口市

朝日2-3-4（仮設園舎）
048-223-2005
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	9	10	17	17	17	70

施設からのご案内

改築のため、仮設園舎に移転しています。

南平 公公 朝日西保育所（施設コード 22）

川口市

朝日4-17-9
048-223-4766
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
4	12	15	25	27	27	110

南平 公民 南平保育園（施設コード 46）

学校法人若芝学園

元郷1-31-7
048-222-7231
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	15	24	30	30	31	130

施設からのご案内

『あかるくなかよくげんきよく』を保育目標に優しく強く挑戦できる心が育めるよう保育活動を行っています。しなやかな身体づくりのお手伝いをする運動遊びも2歳児から実施しています。

南平 公民 領家保育所（施設コード 25）

社会福祉法人ひふみ会

東領家3-1-8
048-223-4781
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	11	12	17	20	20	86

施設からのご案内

近くに公園があり、たくさん体を動かして遊べます。園舎も新しくきれいです。お子様だけでなく保護者の方との信頼関係を築き楽しい園生活を送れるよう保育します。ぜひ見学にお越しください。

南平 民民 バンビ保育園あさひ（施設コード 461）

（株）バンビ保育園

朝日1-26-7
048-226-3565
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	12	12	12	12	13	70

施設からのご案内

笑顔の連鎖が広がる保育園を目指しています。いつ誰が見ても良い保育・メリハリのある保育・愛情たっぷりの保育を心掛けています。外部講師による英語やキッズダンスも行っています。

南平 民民 おさなご園（施設コード 81）

社会福祉法人シオンの会

朝日5-7-15
048-223-5846
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	15	19	19	19	96

南平 民民 うぃず川口元郷駅前保育園（施設コード 94）

社会福祉法人彩保育会

元郷1-4-21
048-229-4691
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から（0歳児クラスは、最長19:00まで）
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	11	13	15	15	15	75

施設からのご案内

英語レッスン（乳児）、体育指導（幼児）等独自の教育プログラムを実施し、様々な体験ができる保育を行っています。また、芝川公園や園庭で季節感を味わいながら戸外活動を楽しんでいます。

南平 民民 ワールド保育園（施設コード 71）

社会福祉法人ひふみ会

元郷1-9-6
048-223-1960
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～16:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
15	15	15	-	-	-	45

施設からのご案内

体操、英語、幼児教室を行っています。オムツ、エプロン、布団等の持ち込みはありません。ほのぼのあたたかな雰囲気の中で、楽しく安心して過ごせるようにしております。ぜひ見学にお越しください。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

南平 民民 さくらそう保育園元郷（施設コード 479）

（株）プリムラ

元郷1-21-13
048-229-4572
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～19:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5	7	9	13	13	13	60

施設からのご案内

子ども同士で遊んだり保育スタッフと子どもが一緒に遊びこんだりする中、もっと楽しくなったり工夫する力がついたりするような援助をしています。子どもを変えずに大人が変わる保育をめざしています。

南平 民民 レオ保育園川口（施設コード 63）

社会福祉法人のぞみ会

元郷2-15-44
048-226-3460
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12	12	15	17	17	17	90

施設からのご案内

「心を育てる・心身ともに健康な子どもに育てる」を保育目標とし、ご家庭との信頼関係を築き、家庭的な暖かい雰囲気の中で保育を行っております。是非一度見学にいらして下さい。

南平 民民 アケボノ保育園（施設コード 61）

社会福祉法人曙光会

元郷5-23-1
048-223-2727
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～15:30
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	6	12	15	15	15	63

施設からのご案内

プール遊び・運動会・作品展・お楽しみ会等様々な行事に力を入れています。明るく健康で元気な子・優しく素直な子・みんなと仲良く遊べる子をモットーに保育しています。

南平 民民 元郷まりーな保育園（施設コード 465）

（株）LIDO

弥平1-9-7
048-287-8686
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	12	12	16	16	16	80

施設からのご案内

緑豊かな公園の前にあり、暮らしやすい環境の中で子どもたちは、のびのびと活動しています。好奇心や感受性を育むため、近隣の公園にお散歩に出かけたり、季節や行事に合わせて、製作もしています。

南平 民民 みどりご園（施設コード 102）

社会福祉法人シオンの会

弥平2-2-14
048-226-3719
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	15	15	19	19	19	93

南平 小A さくらそう保育園朝日（施設コード 5226）

（株）プリムラ

朝日6-18-6 1F
048-222-3721
（平日）8:00～19:00　（土曜）7:00～19:00♪
標 8:00～19:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	8	9	-	-	-	17

施設からのご案内

友だちや保育スタッフと、のびのび遊ぶ中で、泣いたり笑ったり、動いたり立ち止まったり、たくさんの経験をしています。お子さん一人ひとりの、ありのままの姿に、よりそいたい保育園です。

南平 小A さくらそう保育園東領家（施設コード 5007）

（株）プリムラ

東領家3-16-2-102
048-222-5150
（平日）8:00～19:00　（土曜）7:00～19:00♪
標 8:00～19:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	6	6	-	-	-	12

施設からのご案内

自我が芽生える時期の子どもたちが自発性と思いやりの芽を伸ばせるように安心して自由に楽しめる環境を心掛けています。一人ひとりに寄り添い出会えてよかったと思ってもらえる保育を目指しています。

南平 小A 川口よつば保育園　東領家園（施設コード 5238）

合同会社サニー・プレイス

東領家2-34-3ディアコート川口 1F
048-446-7402
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	8	8	-	-	-	16

施設からのご案内

自己肯定感を育む、荷物ラクラクで通える保育園。全員有資格者が守る安心安全の環境と元気になる給食。子ども一人ひとりの「やってみたい！」「できた！」を伸ばし、大切な時期に通わせたい園です。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

新郷峯保育所
新郷 公公 （施設コード 27 ）

川口市

峯1322
048-296-7023
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	10	18	24	27	27	106

新郷保育所
新郷 公民 （施設コード 26 ）

社会福祉法人陽彩こころの会

東本郷1000
048-282-0389
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	16	18	25	25	25	118

施設からのご案内

一人ひとりの個性を大切に、子どもたちの思いに耳を傾け、寄り添いながら保育をしています。広い園庭で子どもたちは、のびのびと体を動かして遊んでいます。見学、お待ちしております。

鳩笛保育園
新郷 民民 （施設コード 70 ）

学校法人木浦学園

東本郷1185　小鳩幼稚園内
048-284-1577
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	8	12	-	-	-	20

施設からのご案内

平成17年4月に開所しました。小鳩幼稚園内にある保育園です。川口市内では唯一の幼保一体化の施設です。健やかなお子様が心身共に成長していけるよう心を込めて保育をしております。

あおい保育園
新郷 民民 （施設コード 467 ）

(株)フロンティアキッズ

榛松1-8-12
048-284-6667
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	15	17	17	17	90

施設からのご案内

一人ひとりに寄り添った保育を職員全員で協力して取り組んでいます。保育を行う環境の整った場所にある、明るい園ですのでぜひ見学にお越しください。

可愛い子保育園
新郷 小A （施設コード 5008 ）

(株)可愛い子

江戸袋1-13-31
048-281-0836
(平日)7:00～18:30　(土曜)7:30～16:30
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

沢山の緑に囲まれた広い園庭、明るく温もりのある保育室。「よく笑い・よく遊び・よく食べる子」を保育目標に、のびのびと子どもらしさを大切に、アットホームな保育をしています。

認定こども園　新郷南幼稚園
新郷 認こ （施設コード 8504 ）

学校法人平林学園

本蓮3-2-15
048-282-3434
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～19:00
標 7:00～18:00　短 8:00～16:00
延 生後12ヶ月過ぎから
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	20	20	20	90

施設からのご案内

のびのびと遊べる広い園庭、新しい園舎のもとで、心豊かでたくましい子に育てることを教育目標に、アットホームであたたかい認定こども園です。

根岸北保育所
神根 公公 （施設コード 28 ）

川口市

安行領根岸886-1
048-284-6988
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	15	18	24	26	26	109

神根保育所
神根 公民 （施設コード 29 ）

学校法人いずみ学園

西新井宿557-4
048-282-0388
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	16	24	27	27	27	121

施設からのご案内

「やる気」と「思いやりの心」が大きく育つことを願い、自然豊かな環境の中で、様々な活動をたくさん経験します。4・5歳児は外部講師による絵画や英語の活動も行っています。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

神根 民民 まなびの森 川口こども園 （施設コード 67 ）

（株）こどもの森

安行領根岸1291
048-286-0069
（平日）7:00～19:00 （土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00 短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後（相談のうえ）
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	19	20	20	20	20	105

施設からのご案内

子どもにとって、愛情あふれる第2のおうちになる様、環境つくりを大切にしています。運動会や夏祭り、畑ができる園庭があります。英語、体操、造形、食育、季節の歌や絵本を取り入れています。

神根 民民 川口木曽呂ゆたか保育園 （施設コード 468 ）

社会福祉法人良心会

木曽呂496-2
048-290-0500
（平日）7:00～19:00 （土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00 短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	10	12	12	12	62

施設からのご案内

〝第二の家庭のような温かい雰囲気のある保育園〟〝子ども達にとっても先生達にとっても楽しい保育園〟であることを大切にしています。お気軽に見学にいらして下さい。

神根 民民 汽車ぽっぽ保育園きぞろ （施設コード 498 ）

社会福祉法人けやき福祉会

木曽呂551番地の1
048-229-4977
（平日）7:00～19:00 （土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00 短 8:30～16:30
延 0歳児延長保育なし
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	20	20	20	90

施設からのご案内

生きる力を育む保育を実践し、自信を持ち”自分の想いを表現できる”ことを目標にしていきます。保護者の方や地域の皆様に『汽車ぽっぽがあってよかった！』と思っていただける施設を目指します。

神根 民民 川口おおぞら保育園 （施設コード 98 ）

社会福祉法人まあれ愛恵会

石神697
048-297-1002
（平日）7:00～20:00 （土曜）7:00～18:00♪
標 7:00～18:00 短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	15	15	17	17	17	89

施設からのご案内

子ども一人ひとりを大切に、家庭的な雰囲気の保育園です。田植えや稲刈り、ドラム缶風呂など、多くの自然体験を通し豊かな心を育むのも当園の特徴です。

神根 民民 川口星の子保育園 （施設コード 101 ）

（株）ゆうかり

新井宿25-3
048-286-7760
（平日）7:00～19:00 （土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00 短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	10	12	12	12	60

施設からのご案内

「丈夫な体作り」を目標に、年間通して裸足・薄着・散歩・戸外遊び・リズム運動等に取り組んでいます。全クラス、連絡帳があり保護者と毎日やり取りしています。

神根 民民 赤芝保育園 （施設コード 66 ）

社会福祉法人赤芝心育会

赤山193-2
048-291-0561
（平日）7:00～19:00 （土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00 短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日後から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	10	14	16	16	16	80

神根 小A よつば保育園 （施設コード 5209 ）

（株）アヴェニエール

北園町15-9
048-458-0130
（平日）7:30～19:00 （土曜）7:30～18:00
標 7:30～18:30 短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後（相談のうえ）
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5	7	7	-	-	-	19

施設からのご案内

チャレンジしてみたい気持ちを尊重し、自分で出来た！という喜びや意欲を育む保育を行っています。英語教室やリトミック、体操教室、食育、戸外活動等、様々な取り組みを行っています。

神根 小B エンゼル保育園石神園 （施設コード 5208 ）

株式会社エンゼル保育園

石神1661-1
048-296-1295
（平日）7:00～19:00 （土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00 短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

家庭的な雰囲気で安全にのびのびと生活が出来る様な環境づくりを心掛け、ピアノに合わせてお歌を歌ったりや英語の先生と遊びながら覚えたり毎日楽しく過ごしています。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

神根 小B 保育園キッズハウス新井宿駅前園（施設コード 5210）

キッズハウス・サポート・サービス(株)

赤山1358-1
048-475-9179
(平日)7:30～19:00　(土曜)7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

埼玉高速鉄道「新井宿」駅より徒歩5分、県道161号線沿いの小規模型保育園です。「発見」「感動」「育み」の毎日。「遊び心」を大切にしています。

神根 事業所内 あーす保育園 イオンモール川口（施設コード 8003）

SOUキッズケア株式会社

安行領根岸3180 イオンモール川口1階
048-287-9709
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～19:00
標 7:00～18:00　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員 ※地域枠のみ掲載しております。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2	5	5	-	-	-	12

施設からのご案内

0-2歳児までの保育園になります。当園は生活面を大事にすることに重きを置いています。また、食育にも力を入れ子どもたちに寄り添った保育を行っております。

神根 事業所内 タムスわんぱく保育園川口（施設コード 8000）

医療法人社団桐和会

神戸258-1
048-229-3302
(平日)7:30～19:00　(土曜)7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 2歳児のみ～

定員 ※地域枠のみ掲載しております。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	-	7	-	-	-	7

施設からのご案内

自然が沢山あり、虫取りやどんぐり拾いに、子ども達は興味津々です。沢山の発見や気付きに出会えるような保育を大切にしています。敷地内に駐車スペースあり。車での送迎も便利です。

芝 公公 芝中央保育所（施設コード 35）

川口市

芝3905
048-266-3110
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
11	15	18	23	24	24	115

芝 公公 芝西保育所（施設コード 37）

川口市

小谷場237
048-265-6418
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	10	12	20	20	20	82

芝 公公 芝保育所（施設コード 32）

川口市

芝樋ノ爪1-12-8
048-265-6415
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	11	12	15	16	16	70

芝 公公 芝園保育所（施設コード 34）

川口市

芝園町3-7
048-268-4315
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	10	18	21	21	21	91

芝 公公 芝北保育所（施設コード 38）

川口市

北園町11-1
048-266-2610
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	15	16	23	23	23	100

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

芝南保育所

芝 公民 （施設コード 30 ）

学校法人本多学園

芝中田2-3-1
048-266-6244
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 1歳1ヶ月以上、普通食になってから(離乳食の内は不可)
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	15	18	27	27	27	122

施設からのご案内

子ども達の【やってみよう！】を大切に自己肯定感が高まる保育を心掛けています。講師による[造形あそび][体育指導][リトミック]を取り入れ五感を刺激し、創造性・感受性・自発性を育んでいます。

芝高木保育所

芝 公民 （施設コード 36 ）

学校法人大徳寺学園

芝宮根町20-31
048-269-3087
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	10	18	22	23	23	96

施設からのご案内

「明日は何をして遊ぼうかな」と毎日、子ども達がワクワクしながら通い、保護者の皆さんも「子育ては大変だけど楽しい」と思えるような保育所でありたいと思って保育をしています。

スキップ川口保育園

芝 民民 （施設コード 472 ）

(株)ニコピース

芝中田2-35-10
048-260-3102
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5	8	12	15	15	15	70

施設からのご案内

子どもたちの『生きる力』の基礎を養い、1人ひとりが自分を表現できるように遊びの中に学びをみつけられる活動をおこなっています。私たちは保護者の皆様と『子育ち』を応援します。

リトル宙保育園

芝 民民 （施設コード 106 ）

社会福祉法人藤照会

芝樋ノ爪1-7-9
048-262-6606
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	8	9	9	9	49

施設からのご案内

アットホームな環境の中で、子どもたちの「興味を」大切にしながら毎日楽しく過ごしています。外国語指導や体操指導にも力を入れていますので興味のある方は、いつでもいらしてください。

Gakkenほいくえん 川口芝

芝 民民 （施設コード 488 ）

(株)学研ココファン・ナーサリー

芝樋ノ爪1-7-48
048-266-7060
(平日)7:30～20:30　(土曜)7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	12	14	14	14	70

施設からのご案内

子どもたちの主体的な活動を援助し　ご家庭との連携を大切にしながら養護と教育の一体化を実践し「育ちのチカラ」をのばす保育をおこないます。

インフィニティ保育園柳崎園

芝 民民 （施設コード 105 ）

(株)インフィニティプラネット

柳崎2-25-9
048-423-3611
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日後から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5	6	6	7	7	7	38

施設からのご案内

『子どもは未来 夢に向かって育てつづけよう』を合言葉に保育を行っております。保護者の皆さんと連携し、元気・仲よし・豊かな心の子ども達を育みましょう。

ともいき保育園

芝 小A （施設コード 5230 ）

一般社団法人ともいき保育会

芝1-25-3
048-267-4990
(平日)7:30～18:30　(土曜)7:00～18:00
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	7	7	-	-	-	17

施設からのご案内

共同保育所から始り、50年以上が経ちました。安心安全な保育と子どもたちの「やりたい！」という自主性を尊重し、毎日楽しく過ごしています。見学は随時行っています。

ふるーる保育園川口芝

芝 小A （施設コード 5240 ）

(株)アヴェニエール

芝2-16-13 栄ビル1階
048-263-1800
(平日)7:30～19:00　(土曜)7:30～18:00
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後(相談のうえ)
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5	7	7	-	-	-	19

施設からのご案内

保護者様との連携を密にし、一人ひとりの成長にあった保育と、沢山のことを体験できるよう心がけています。週一回英語教室を行っており、子どもたちはとても楽しみにしています。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

芝 小A (仮称)アルページュ保育園　川口(現ゆたか保育園)
(施設コード　5225　)

(株)anju

芝中田2-32-4 1F
048-268-5030
(平日)7:15～18:15　(土曜)7:15～18:15
標 7:15～18:15　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内
保育室はお子さんがどこで遊んでいても見渡せる環境で、天気のいい日はお散歩に行き体を動かしてます。英語やリトミック、体操教室も取り入れており資格者と楽しみながら学べます。

芝 小A かたつむり保育園芝新町
(施設コード　5241　)

(株)プラクシスキッズ

芝新町11-27Ark WARABI 1階
048-424-4036
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	6	8	-	-	-	17

施設からのご案内
JR蕨駅から徒歩4分の場所にある小規模保育園です。英語レッスンや食育活動に力を入れています。職員がみんなで協力しあいながらアットホームな雰囲気の中でお子さんをお預かりしています。

芝 小A たいよう保育園芝中田園
(施設コード　5003　)

(株)サングリット

芝中田2-8-28
048-263-0707
(平日)7:30～19:30　(土曜)7:30～18:30♪
標 7:30～18:30　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内
知育・体育・徳育の根源は食事にあり。食育として月一回のチャレンジ給食で食材に触れ、野菜を育て収穫することで興味を持ち、苦手な食材の克服を目指します。給食おかわり自由の保育園です。

芝 事業所内 ふるーる保育園川口二十三夜
(施設コード　8001　)

(株)アヴェニエール

芝7238
048-487-7667
(平日)7:30～19:00　(土曜)7:30～19:00
標 7:30～18:30　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員　※地域枠のみ掲載しております。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	6	6	-	-	-	15

施設からのご案内
上谷沼公園が近く、お散歩に出かけると色々な生き物に出会えます。笑顔で伸び伸びと沢山遊び、優しい気持ちを育めるよう、日々保育しております。是非一度見学にお越しください。

芝 認こ 認定こども園川口さかえ幼稚園
(施設コード　8506　)

学校法人若芝学園

芝下3-21-31
048-265-7157
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 1歳児クラスから
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	6	10	12	12	12	55

施設からのご案内
令和7年度4月から認定こども園に移行しました。「楽しく元気に遊びながら学ぶをモットーに豊かな人間性を養う」を基本方針としメリハリのある保育を目指しています。

芝 認こ 川口しらぎく幼稚園
(施設コード　8507　)

学校法人嶋根学園

芝西2-7-35
048-267-2901
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 1歳児クラスから
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	18	18	18	18	18	93

施設からのご案内
保育目標「あかるく・なかよく・げんきよく」の下、笑顔いっぱいの園を目指し、日々努力しております。令和7年4月より、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行をしました。

芝 認こ 川口ふたばこども園
(施設コード　8501　)

学校法人清新義塾

柳根町2-11
048-266-9439
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	23	23	30	30	30	145

施設からのご案内
令和2年4月、これまでの幼稚園から川口市初となる幼保連携型認定こども園として開園しました。広い園庭や屋内温水プールなどの環境を整え、体操や英会話、マーチングなども行っています。

安行 公公 安行保育所
(施設コード　39　)

川口市

安行慈林130
048-285-2155
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	15	22	25	25	25	112

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

安行東光保育園

安行 民民 （施設コード 60 ）

社会福祉法人慈光会

安行原1361
048-296-7024
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	12	18	23	23	24	100

施設からのご案内

基本的生活習慣を身に付け、自然に親しみ、のびのびとした豊かな心を養えるよう、日々保育をしています。見学も随時受け付けておりますのでどうぞおいでください。

プリスクレール・ディゾ・アンジェ安行藤八

安行 民民 （施設コード 490 ）

(株)パレット

安行189
048-229-2966
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	14	20	20	20	90

施設からのご案内

リトミックや英語、体操などの様々な活動を通して子供達の能力を開花させる保育をしています。食育にも力を入れており、園敷地内にある畑で野菜を育ててみんなで収穫を楽しみにしています。

汽車ぽっぽ第2保育園

安行 民民 （施設コード 96 ）

社会福祉法人けやき福祉会

安行吉蔵334-1
048-297-7599
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 0歳児延長保育なし
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	12	15	15	15	71

施設からのご案内

汽車ぽっぽ第2保育園は少人数のアットホームな環境のもと、絵本やわらべうた、公園あそび、リズムジャンプ、安田式運動あそび、けん玉などを通して子どもの"生きる力"を育みます。

かわぐちこころ保育園

安行 民民 （施設コード 99 ）

社会福祉法人こころ福祉会

安行出羽5-2-5
048-290-3030
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 0歳児延長保育なし
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	15	16	17	18	18	90

施設からのご案内

一人ひとりの個性を大切にし「豊かな心と元気な身体を育む経験・体験ができる保育」「子どもの感性を育てる保育」を目標にしています。随時見学も行っております。お気軽にご連絡ください。

川口安行まりーな保育園

安行 民民 （施設コード 486 ）

社会福祉法人碧凪会

安行出羽1-12-10
048-290-0005
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	12	12	16	16	16	80

施設からのご案内

子ども一人ひとりの笑顔と感受性を大切に、毎日ワクワクな時間を過ごして貰う事を心掛けています。周りの人やものに対する感謝の気持ちを持てるよう、賑やかで優しい時間の流れる保育園です。

安行東おうち保育園neo

安行 小A （施設コード 5219 ）

特定非営利活動法人すこやか

安行藤八182-5
048-299-4354
(平日)7:00～18:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	5	5	-	-	-	10

施設からのご案内

自然に囲まれた中、季節を感じながら心も体も元気いっぱい豊かな子どもに育てます。いい絵本やわらべうた・昔話を主軸に体操教室なども行い、子どもの生きる力を育んでいます。見学随時可能です。

ひよこ保育園

安行 小A （施設コード 5220 ）

(株)希望

安行出羽4-16-18
048-295-9962
(平日)7:00～18:30　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 初登園から2か月以上経過後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

「お子様を信頼して預けられる施設」を心掛けて、平成10年家庭保育室を開設、地元の無農薬野菜を主に使用した給食を提供して、心身共に健やかな成長を育む保育に努めています。

安行こども園

安行 認こ （施設コード 8505 ）

学校法人安行学園

安行領家1193番地
048-296-7747
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	10	12	17	17	17	73

施設からのご案内

幼保連携型認定こども園として、幅広く地域の子どもたちに寄り添っていきます。明るく元気で思いやりのある子の育成を目指し、保育、教育に努めて参ります。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

戸塚西保育所
戸塚 公公 （施設コード 31 ）

川口市

北原台3-18-10
048-298-4950
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から（0歳児クラスは、最長19:00まで）
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	18	20	28	28	28	131

戸塚保育所
戸塚 公公 （施設コード 40 ）

川口市

戸塚東3-34-5
048-296-6656
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	15	20	26	26	26	113

戸塚しらぎく保育園
戸塚 公民 （施設コード 50 ）

学校法人嶋根学園

西立野25-1
048-298-8107
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 1歳児クラスから
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	15	17	20	22	22	104

施設からのご案内

保育目標「あかるく・なかよく・げんきよく」の下、大切な子どもたちの保育に日々努力しております。みんなが笑顔いっぱいの保育園を目指しています。

戸塚のぞみ保育園
戸塚 公民 （施設コード 51 ）

学校法人南陵学園

東川口4-22-12
048-299-0712
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	12	16	17	19	80

施設からのご案内

川口市の2ヵ所目の公設民営保育所として平成14年4月に開園。保護者の皆様と、真の信頼関係を築き、大事なお子さんのより良い育ちの為に最善の努力をしていきたいと思っています。

うぐす保育園川口戸塚
戸塚 民民 （施設コード 462 ）

(株)UGUSU

西立野400-9
048-298-7887
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	10	15	15	16	70

施設からのご案内

一人ひとりの個性を尊重し、一人ひとりの子どもたちに合った保育を心がけています。正課体育があり専任講師が教えています。気になる方は、ぜひ見学にお越しください。

フォーマザー西立野保育園
戸塚 民民 （施設コード 92 ）

(株)フォーマザー

西立野654-17
048-299-2651
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	16	17	17	17	17	90

施設からのご案内

園庭には、四季を感じて遊びを楽しむ園児の笑顔が溢れています。自然の中で遊び、子供の成長に沿う保育、英語で異文化交流、音楽リズム、ピアニカ指導等は、小学校へ期待を高めます。

東川口あら川保育園
戸塚 民民 （施設コード 481 ）

社会福祉法人城西福祉会

戸塚1-6-18
048-446-7531
(平日)7:00～19:30　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 0歳児延長保育なし
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	12	12	15	15	15	77

施設からのご案内

情緒豊かで思いやりのある心を育て、自立できる子を目指しています。運動遊び・音楽・ワークなどから頑張る力などの心の成長を促す保育をしています。見学も行っています。

東川口鳩笛保育園
戸塚 民民 （施設コード 82 ）

社会福祉法人精寿会

戸塚1-7-11
048-280-6668
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	10	12	14	15	15	69

施設からのご案内

「丈夫な身体」「やさしい心」「ゆたかな知性」を柱に自己肯定感と人間力を高めるよう日々の保育を工夫しています。詳しくは「東川口鳩笛保育園」のホームページをご覧ください。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

戸塚 民民 第2東川口鳩笛保育園 （施設コード 502 ）

社会福祉法人精寿会

戸塚2-3-30
048-452-4034
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00♪
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	14	15	17	17	17	80

施設からのご案内

「丈夫な身体」「やさしい心」「ゆたかな知性」を柱に自己肯定感と 人間力を高めるよう日々の保育を工夫しています。詳しくは既存園の「東川口鳩笛保育園」ホームページをご覧ください。

戸塚 民民 たいよう保育園東川口園 （施設コード 469 ）

(株)サングリット

戸塚3-1-25
048-290-3987
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	12	22	22	23	90

施設からのご案内

NPO法人志陽館と連携し武道の特性を活かして礼節・規律・忍耐を学び、特殊教材で知能教育も行い非認知能力の向上を図ります。更に給食おかわり自由にして生きる力「人間力」を高めます。

戸塚 民民 プリスクレール・ディゾ・アンジェ川口戸塚 （施設コード 454 ）

(株)パレット

戸塚3-21-12
048-229-3217
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	10	18	19	19	80

施設からのご案内

リトミックや英語、体操などの様々な活動を通して子供達の能力を開花させる保育をしています。園バスがあるので、姉妹園の園庭に遊びに行くこともあります。手作りの給食やおやつも楽しみの1つです。

戸塚 民民 そよ風保育園　戸塚園 （施設コード 483 ）

(株)T&C

戸塚3-32-22
048-229-8844
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日後から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	8	16	16	16	70

施設からのご案内

わらべ歌や優れた絵本から生きる力を学び、遊びや教育カリキュラムの体験を通して、子どもらしく成長していける環境の中で「明日も遊ぼうね」と思える園生活を心がけています。

戸塚 民民 アスク東川口保育園 （施設コード 69 ）

(株)日本保育サービス

戸塚4-21-1
048-298-0083
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 9:00～17:00
延 入所の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	16	17	17	17	91

施設からのご案内

園のシンボル”桜の木”を通し季節を感じながら、食育・体育・知育・花育・足育・木育の活動と、子どもの自主性を大切にし、健康、自己肯定感、コミュニケーション、そして豊かな心の育ちを行います。

戸塚 民民 ステラ川口戸塚保育園 （施設コード 97 ）

社会福祉法人星風会

戸塚5-8-5
048-296-8000
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	16	17	17	80

施設からのご案内

逞しく生きる力の基礎を育てるための体験や活動から多くのことを学び協調性や相手のことを思いやる心を育みます。リズム体操や英語体験等の活動も行っています。是非お越しください。

戸塚 民民 うぃず戸塚安行駅前保育園 （施設コード 79 ）

(株)WITH

戸塚6-22-2
048-452-4801
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から(最長19:00まで)
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	7	9	9	9	9	49

施設からのご案内

自然と公園に恵まれた駅チカ保育園で非認知能力を育てながら少人数の家庭的な保育を行っています。また、外部講師による英語やかきかた教室、オリジナルドリルも楽しい内容で取り組んでいます！

戸塚 民民 赤芝第二保育園 （施設コード 80 ）

社会福祉法人赤芝心育会

戸塚東1-2-27
048-297-6771
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:30～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 0歳児延長保育なし
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5	7	12	12	12	12	60

施設からのご案内

赤芝第二保育園は恵まれた環境と施設・設備を生かし、誠意と愛情を持った職員のもとで、人に対する思いやりを大切にする心を育てます。見学等お気軽にご連絡下さい。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

戸塚 民民 東かわぐちポポロ保育園 （施設コード 495 ）

社会福祉法人純清会

戸塚東1-1-15
048-291-0355
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	9	9	12	12	12	60

施設からのご案内

東川口駅から徒歩約4分の立地。周辺には複数の公園もあり季節を体感した戸外活動、また1歳からの英語レッスンや天野式リトミックの活動を通じて、楽しい保育の実践に取り組んでいます。

戸塚 民民 フォーマザー保育園第2分園 （施設コード 456 ）

(株)フォーマザー

東川口1-3-10 1F
048-291-2713
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 4歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	-	-	-	43	43	86

施設からのご案内

「げんきな子」「かしこい子」「あたたかい子」を保育目標とし、一人一人の成長に寄り添い、子どもたちの主体的な学びが広がるようなカリキュラムで小学校へ繋げる保育をしています。

戸塚 民民 フォーマザー保育園第1分園 （施設コード 77 ）

(株)フォーマザー

東川口2-13-26
048-291-2713
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～1歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	16	-	-	-	-	25

施設からのご案内

「げんきな子」「かしこい子」「あたたかい子」を保育目標とし、一人一人の成長に寄り添い、子どもたちの主体的な学びが広がるようなカリキュラムで小学校へ繋げる保育をしています。

戸塚 民民 フォーマザー保育園 （施設コード 73 ）

(株)フォーマザー

東川口3-2-29
048-291-2713
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 2歳児～3歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	-	16	43	-	-	59

施設からのご案内

「げんきな子」「かしこい子」「あたたかい子」を保育目標とし、一人一人の成長に寄り添い、子どもたちの主体的な学びが広がるようなカリキュラムで小学校へ繋げる保育をしています。

戸塚 民民 汽車ぽっぽ保育園 （施設コード 76 ）

社会福祉法人けやき福祉会

東川口6-8-19
048-295-7599
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 0歳児延長保育なし
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	7	10	10	10	10	53

施設からのご案内

汽車ぽっぽ保育園は少人数のアットホームな環境のもと、絵本やわらべ唄、毎日のお散歩、幼児クラスからは、けん玉やスポーツリズムなどを通して、子どもの”生きる力”を育みます。

戸塚 民民 プリスクレール・ディゾ・アンジェ戸塚安行 （施設コード 482 ）

(株)パレット

長蔵1-25-3
048-229-2835
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	12	12	21	21	21	90

施設からのご案内

戸塚安行駅から徒歩5分の駅近の保育園です。リトミックや英語、体操などの様々な活動を通して子供達の能力を開花させる保育をしています。園庭には楽しい遊具がありみんな元気いっぱい遊んでいます。

戸塚 民民 アートチャイルドケア川口くれよん保育園 （施設コード 480 ）

アートチャイルドケア(株)

長蔵2-6-10
048-242-3435
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 0歳児延長保育なし
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	7	8	13	13	13	60

施設からのご案内

家庭と連携を図りながら、ひとりひとりに寄り添う保育をしています。絵本や毎日の散歩等、保育の中で子どもたちが様々な発見を楽しんでいます。

戸塚 小A 第1ひまわり園 （施設コード 5006 ）

(株)ひまわり

西立野534-4サガミレジデンス1-B
048-294-1559
(平日)7:30～19:00　(土曜)7:30～18:00♪
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2	5	5	-	-	-	12

施設からのご案内

毎日が楽しい!子育て経験も豊富な保育士といろいろな体験を通して、好奇心や自信を育みます。2歳児からは講師による英語遊びやサッカー遊びも行っています。お芋掘り等親子行事もあります。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

東川口保育園えくぼ

戸塚 小A （施設コード 5004 ）

個人

北原台1-7-22
048-299-8388
(平日)7:30～18:30　(土曜)7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	6	6	-	-	-	12

施設からのご案内

はじめての保育園！先生や友だちとつながる喜びを日々の保育で大切にしています。一人ひとりがわらべ唄やいい絵本、外遊びや制作好きなこと見つけています。安心の少人数、ぜひ見学にお越し下さい。

保育ルームFelice東川口園

戸塚 小A （施設コード 5218 ）

SOUキッズケア株式会社

戸塚2-7-1-102
048-298-7950
(平日)7:30～19:30　(土曜)7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:00～16:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	7	7	-	-	-	17

施設からのご案内

当園では主体性保育を軸とし、子ども一人ひとりの思いを受け止め、子ども自身の学びを大切にしています。食育も毎月行い、食の大切さと楽しさを提供しています。

東川口駅前そよ風保育園

戸塚 小A （施設コード 5215 ）

(株)T&C

東川口2-6-18-103
048-235-3265
(平日)7:30～18:30　(土曜)7:00～18:00♪
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

わらべ歌や優れた絵本から生きる力を学び、遊びや教育カリキュラムの体験を通して、子どもらしく成長していける環境の中で「明日も遊ぼうね」と思える園生活を心がけています。

うさぎ野原の保育園

戸塚 小A （施設コード 5214 ）

(有)D&B

東川口6-8-18
048-296-2609
(平日)7:00～18:00　(土曜)7:00～18:00♪
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

家庭的な雰囲気の中、外遊びを中心にわらべ歌やリズム運動を取り入れています。ワンフロアの保育室で異年齢児で交流しつつ、年齢別に発達に合わせた活動を行っています。給食とおやつは手作りです。

第2ひまわり園

戸塚 小A （施設コード 5216 ）

(株)ひまわり

戸塚南1-1-25
048-296-0909
(平日)7:30～19:00　(土曜)7:30～18:00
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

子育て経験豊富な保育士が中心となり、笑い声の絶えない保育室です。2歳児クラスは講師を招いて英語遊び、運動遊びを楽しんでいます。見学随時可能。お電話でお申し込みください。

たいよう保育園戸塚東園

戸塚 小A （施設コード 5005 ）

(株)サングリット

戸塚東1-5-21
048-298-3500
(平日)7:30～19:30　(土曜)7:30～18:30♪
標 7:30～18:30　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

知育・体育・徳育の根源は食事にあり。食育として月一回のチャレンジ給食で食材に触れ、野菜を育て収穫することで興味を持ち、苦手な食材の克服を目指します。給食おかわり自由の保育園です。

さくら保育園 西立野園

戸塚 小B （施設コード 5246 ）

(株)東立

西立野555-1ルシエルブルー1階
048-242-3616
(平日)7:30～19:00　(土曜)7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

家庭的な雰囲気のもとで、保護者とともに愛情に満ちた環境で子ども一人ひとりの気持ちに寄り添って健やかな成長を育みます。園見学を希望される方はお電話でご連絡ください。

さくら保育園 戸塚園

戸塚 小B （施設コード 5247 ）

(株)東立

戸塚3-29-5 東川口ガーデンプラザ八番館
048-287-3917
(平日)7:30～19:00　(土曜)7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

一人一人の個性を大事にし、子どもたちみんなが充実した生活を目指し、保育士も一緒に楽しく過ごしています。また外国人講師と共に歌やリズム体操も行っています。随時見学受付中です。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

戸塚 小B 第1フォーマミー保育園（施設コード 5212 ）

（株）フォーマザー

東川口1-2-23 1階
080-3071-5712
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00♪
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	7	8	-	-	-	18

施設からのご案内

一人一人に添う保育を大切にしながら、子供達の声に共感し保育室には元気な笑い声が響いています。19:00まで開園していますので、都内へのお仕事の方もたくさんいらっしゃいます。

戸塚 小B 第3フォーマミー保育園（施設コード 5213 ）

（株）フォーマザー

東川口1-2-23 2階
080-3071-5712
（平日）7:00～18:00　（土曜）7:00～18:00♪
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	7	8	-	-	-	18

施設からのご案内

異年齢の子供達と過ごす中で年下のお友達への優しさ年上のお友達へのあこがれから「やってみよう。」と言う気持ちが育っています。系列園のお庭では虫を見つけたり伸び伸びと遊んでいます。

戸塚 小B 保育園キッズハウス東川口園第1保育室（施設コード 5211 ）

キッズハウス・サポート・サービス（株）

東川口2-3-38石井ビル1F
048-294-0068
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 9:00～17:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

「笑顔も思い出もいっぱいの保育園」を目指し、外遊びを中心に過ごしています。自然や人と触れ合い、人にやさしく素直な子どもに育つよう、成長と思い出作りのサポートをいたします。

戸塚 小B うさぎ第2保育園（施設コード 5244 ）

（有）D&B

東川口5-3-18
048-452-8095
（平日）7:00～18:00　（土曜）7:00～18:00♪
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

東川口の綾瀬川沿いにある小規模保育園です。ベテランぞろいのやさしい先生たちが、お一人お一人のお子さんを大切にお育てしています。専用の園庭ではのびのびと遊んでいます。

戸塚 小B 保育ルーム スター☆キッズ（施設コード 5248 ）

光建装（有）

長蔵1-17-2 A-1号室
048-291-5035
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:30～19:00
標 7:30～18:30　短 8:00～16:00
延 慣らし保育終了後
受 生後6か月過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	6	7	-	-	-	16

施設からのご案内

駅から徒歩1分！少人数で一人一人に寄り添える保育環境です。ご近所の方にも見守られ、あたたかい雰囲気の中で子どもたちは、毎日笑顔でのびのびと過ごしています。

戸塚 事業所内 埼玉ヤクルト保育園とづかもぐもぐ保育ルーム（施設コード 8002 ）

埼玉ヤクルト販売株式会社

東川口2-6-18
048-271-9880
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日後から
受 生後6か月過～2歳児

定員　※地域枠のみ掲載しております。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	5	6	-	-	-	14

施設からのご案内

【生きる力を育むヤクルト保育園】『明日も来たいと思えるところ』当園はひとりひとりの子どもに寄り添い成長を考え安心してのびのびと過ごせる保育園を目指しています。

鳩ヶ谷 公公 桜保育所（施設コード 41 ）

川口市

桜町6-11-10
048-281-3942
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から（0歳児クラスは、最長19:00まで）
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	9	12	15	16	16	74

鳩ヶ谷 公公 里保育所（施設コード 42 ）

川口市

里493-1
048-281-0026
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から（0歳児クラスは、最長19:00まで）
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	15	19	20	20	98

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

鳩ヶ谷 公 公

三ツ和保育所
（施設コード 44 ）

川口市

南鳩ヶ谷1-4-17
048-281-3018
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	8	8	18	18	18	70

鳩ヶ谷 公 公

南鳩ヶ谷保育所
（施設コード 43 ）

川口市

南鳩ヶ谷6-6-18
048-283-4001
(平日)7:00～20:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から（0歳児クラスは、最長19:00まで）
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	17	20	20	20	101

鳩ヶ谷 民 民

はとがや保育園
（施設コード 83 ）

社会福祉法人こぶし会

鳩ヶ谷本町1-6-10
048-284-1438
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～17:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	12	12	17	18	18	86

施設からのご案内

幼少期に最も身につく非認知能力の獲得をめざし、子どもが中心の共主体を目標に保育実践をしています。更に発達に不可欠な基本的生活習慣のけじめにも取組んでいます。お気軽にお問い合わせください。

鳩ヶ谷 民 民

正光寺保育園鳩ヶ谷園
（施設コード 473 ）

宗教法人正光寺

鳩ヶ谷本町3-21-8
048-420-9081
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	10	12	12	12	60

施設からのご案内

自ら考え行動していく力を育むという保育目標に向かい、子ども達が「自分で出来た！」という成功体験を大切にしながら日々楽しく過ごしています。ぜひ見学にお越しください。

鳩ヶ谷 民 民

鳩ヶ谷キッズランド
（施設コード 489 ）

社会福祉法人陽彩こころの会

坂下町1-14-17
048-286-0116
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	15	15	20	20	20	90

施設からのご案内

駅近、園庭あり。英語や運動あそびなど多彩な活動で、子どもたちの可能性を最大限に引き出す温かくきめ細やかな保育を提供しています。見学お待ちしています。

鳩ヶ谷 民 民

マリヤ保育園
（施設コード 87 ）

学校法人松陰学園

坂下町4-2-9
048-281-3616
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後（相談のうえ）
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	-	-	-	30

施設からのご案内

鳩ヶ谷駅徒歩5分の静かな住宅街にあり、優しい保育士による年齢別保育で、ECCやリトミックを取入れた個性を育てる保育を行っています。また、市内には5歳までの姉妹園があります。

鳩ヶ谷 民 民

アルタキッズ鳩ヶ谷園
（施設コード 484 ）

(株)ALTA

里365-2
048-229-0777
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	9	9	13	13	13	60

施設からのご案内

お子さまたちが満ちたりた時間を過ごせるように、健康的な生活リズムを大切にしながら家庭的な雰囲気の中で保育を行っています。園見学をご希望の方は、お気軽にお問い合わせください。

鳩ヶ谷 民 民

みずほ保育園川口里
（施設コード 485 ）

社会福祉法人みずほ育伸会

里511-1
048-288-3240
(平日)7:00～19:00　(土曜)7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	15	15	19	19	19	90

施設からのご案内

子どもの気持ちに寄り添い、子どものやりたい気持ちを大切にしています。子どもたちが愛されていると感じることのできる保育を目指しています。ぜひ一度見学にお越しください。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

鳩ヶ谷 民 民

いちごひがし保育園
（施設コード 459 ）

（有）いちご保育園

里712-3
048-281-0015
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	11	11	11	60

施設からのご案内

「明るく元気で挨拶ができ思いやりのある子ども」等、五つの保育目標を念頭に置いて保育を行っております。講師による0歳児からのリズム運動や年長児には書写と鍵盤ハーモニカの時間も設けています。

鳩ヶ谷 民 民

鳩ヶ谷めぐみ保育園
（施設コード 86 ）

（株）鳩ヶ谷めぐみ保育園

里1368
048-288-5361
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～16:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	13	14	14	71

施設からのご案内

「たくさん遊んで」「たくさん食べて」「たくさん眠る」を土台に、「愛があり」「心があり」「優しさのある」中で、保育を進めています。元気な子どもの笑顔が、みたいのです。

鳩ヶ谷 民 民

いちご保育園
（施設コード 84 ）

（有）いちご保育園

里1608-1
048-284-8122
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	6	8	8	9	10	44

施設からのご案内

「明るく元気で挨拶ができ思いやりのある子ども」等、五つの保育目標を念頭に置いて保育を行っております。講師による0歳児からのリズム運動や年長児には書写と鍵盤ハーモニカの時間も設けています。

鳩ヶ谷 民 民

どんぐり保育園
（施設コード 85 ）

社会福祉法人三ツ和会

三ツ和1-21-21
048-285-5512
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	12	14	14	14	70

施設からのご案内

家庭的な雰囲気の中で子ども達が過ごせるように、木のぬくもりを多く取り入れた保育園です。
彩の国木育推進園に認定

鳩ヶ谷 民 民

太陽の子南鳩ヶ谷駅前保育園
（施設コード 100 ）

HITOWAキッズライフ（株）

南鳩ヶ谷4-10-19
048-287-7707
（平日）7:00～20:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	13	13	14	70

施設からのご案内

食育に力を入れており、畑をお借りし自家菜園をしています。また、屋上に園庭がありマット遊びや鉄棒遊びなどをし子ども達は、のびのびと楽しんでいます。是非、見学にいらして下さい。

鳩ヶ谷 民 民

いちごみなみ保育園
（施設コード 88 ）

（有）いちご保育園

南鳩ヶ谷5-1-8
048-288-1533
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	10	11	12	12	12	60

施設からのご案内

「明るく元気で挨拶ができ思いやりのある子ども」等、五つの保育目標を念頭に置いて保育を行っております。講師による0歳児からのリズム運動や年長児には書写と鍵盤ハーモニカの時間も設けています。

鳩ヶ谷 民 民

はちまんぎ保育園
（施設コード 474 ）

社会福祉法人慈安会

八幡木1-17-2
048-280-6216
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 0歳児延長保育なし
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	12	15	15	17	17	84

施設からのご案内

子どもの安心・安全を基本として、自ら伸びる力を育む保育を行っています。畑や園庭、公園での自然活動に力を入れております。幼児クラスは成長度合いにより、英語・体操のレッスンも行っています。

鳩ヶ谷 民 民

川口まりーな保育園
（施設コード 455 ）

（株）LIDO

八幡木2-1-17
048-242-5517
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後6か月過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	9	10	15	15	15	70

施設からのご案内

可愛い子ども達と、子ども達に負けじと元気いっぱいの保育士とで賑やかな優しい時間の流れる保育園です。子ども一人一人の笑顔と感受性を大切に毎日ワクワクな時間を過ごして貰う事を心掛けています。

※表の見方につきましては、8ページをご参照ください。

鳩ヶ谷 民 民

バンビ保育園みどり

（施設コード 89 ）

（株）バンビ保育園

鳩ヶ谷緑町2-17-5
048-452-4308
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 満1歳の誕生日の翌月から
受 生後8週過～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	13	13	14	70

施設からのご案内

「笑顔の連鎖が広がる保育園」を目指す明るくアットホームな保育園です。アメリカ人の先生による英語レッスンや専門講師によるキッズダンスも行なっています。ぜひ見学にいらしてください。

鳩ヶ谷 小 A

Kid'sPatioはとがや園

（施設コード 5221 ）

（株）かえで

坂下町3-5-15 1F
048-282-8815
（平日）7:30～19:30　（土曜）7:30～19:30
標 7:30～18:30　短 8:00～16:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5	7	7	-	-	-	19

施設からのご案内

食育活動を楽しんだり、公園へ散歩して体をたくさん動かします。日々、様々な五感を感じ子どもの想いに寄り添った優しい雰囲気の中で知恵や思いやりの心を育てます。ぜひ見学にお越しください♪

鳩ヶ谷 小 A

かたつむりベビー保育園　鳩ケ谷

（施設コード 5250 ）

（株）プラクシスキッズ

里1616フレア鳩ケ谷 1F
048-452-8345
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後かつ、満1歳の誕生日後から
受 生後8週過～1歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	10	-	-	-	-	19

施設からのご案内

鳩ケ谷駅から徒歩2分の場所にある保育園です。食育活動や英語レッスンなども取り入れながら日々保育を行っています。ベビーカー置き場や抱っこ紐をお預かりする場所も配備されています。

鳩ヶ谷 小 A

保育ルームFelice鳩ヶ谷園

（施設コード 5236 ）

SOUキッズケア株式会社

里1827-5　メゾンパラビア102
048-285-3969
（平日）7:30～19:30　（土曜）7:30～18:30
標 7:30～18:30　短 8:00～16:00
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

当園は、子ども達が笑顔いっぱいで遊び、色々な挑戦ができるような保育環境を大切にしています。その中で楽しくリトミックや体操も行っています。ぜひ見学にお越しください。

鳩ヶ谷 小 A

（仮称）ぴよ・ぴよ保育園（現保育所ちびっこランド南鳩ヶ谷駅園）

（施設コード 5243 ）

カンチャン有限会社

南鳩ヶ谷5-1-7
048-229-2510
（平日）7:30～18:30　（土曜）8:00～17:00
標 7:30～18:30　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	8	8	-	-	-	19

施設からのご案内

保育士全員が有資格者のため安心してお子様を預けていただけます。また当園では、保護者の方とのコミュニケーションを大切にしたアットホームな園です。

鳩ヶ谷 小 B

桃の花ナーサリー南鳩ヶ谷ルーム

（施設コード 5227 ）

ジパングビジネスコーポレーション（株）

南鳩ヶ谷4-17-16ラシーヌ・ド・ラブーレ1F 401
048-452-8776
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:30～19:00♪
標 8:00～19:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1	5	6	-	-	-	12

施設からのご案内

グローバルな感覚を身につける礎となるような、共感する保育、想像力と創造力を育てる保育を通して、子ども達の「根っこ」を大切にはぐくむ保育を目指します。

鳩ヶ谷 小 B

桃の花ナーサリー第2南鳩ヶ谷ルーム

（施設コード 5237 ）

ジパングビジネスコーポレーション（株）

南鳩ヶ谷4-17-16ラシーヌ・ド・ラブーレ1F 301
048-452-8730
（平日）7:30～19:00　（土曜）7:30～19:00
標 8:00～19:00　短 8:30～16:30
延 慣らし保育終了後
受 生後8週過～2歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1	5	6	-	-	-	12

施設からのご案内

グローバルな感覚を身につける礎となるような、共感する保育、想像力と創造力を育てる保育を通して、子ども達の「根っこ」を大切にはぐくむ保育を目指します。

鳩ヶ谷 認 こ

みのりこども園

（施設コード 8502 ）

学校法人松陰学園

鳩ヶ谷本町4-8-28
048-281-3514
（平日）7:00～19:00　（土曜）7:00～18:00
標 7:00～18:00　短 8:30～16:30
延 －
受 1歳児～5歳児

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
-	5	11	15	15	15	61

施設からのご案内

個性を重んじ、思いやりの心、物を大切にする心、いつも感謝する心を育てます。体をいっぱい動かし、遊びを自ら創り出していく子供になるような保育・教育をします。

面接時・入園後に使用する書類

下記の書類は、面接時又は入園後に使用する書類になりますので、大切に保管してください。

※１～３の書類は、面接時に候補先の保育施設に提出
※４の書類は、入園後に休業を終了し、就労を開始した際に提出

～書類名～

１　勤務状況及び延長希望調書
２　児童健康調査票
３　アレルギー調査票
４　就労証明書（下記「就労証明書について」に該当する場合のみ提出）
※面接時には、母子健康手帳も御持参ください。

児童健康調査票について

児童健康調査票は、全歳児共通調査票です。面接時には、必要な項目に記入の上、提出してください。

就労証明書について

保育施設の利用開始時点で育児休業又は産前産後休業中の場合は、利用開始月の翌月１５日までに復帰した上で、「就労証明書」を提出してください。期限以内に就労を開始しなかった場合は、退所していただきます。あらかじめ御了承ください。
※申込児童以外の上記休業を取得している場合においても同様です。

育児休業復帰後の上のお子さんの教育・保育給付認定変更について

上のお子さんが現在入所中で、下のお子さんの育児休業を取得している場合、下のお子さんの保育所等の利用開始月の翌月１５日までに復帰（就労）していただくことに併せて、上のお子さんの教育・保育給付認定を変更する（下のお子さんの認定内容に合わせる）手続きが必要になります。

勤務状況及び延長希望調書(新規利用児童面接用)

世帯ＩＤ	歳児	保育所等名

ふりがな 児童名		ふりがな 保護者名	
生年月日	年　月　日(　　歳)	生年月日	年　月　日(　　歳)
住所		電話番号	
希望保育時間	平　日　　時　　分　～　　時　　分 土曜日　　時　　分　～　　時　　分 ※実際の保育時間は、保護者の状況を考慮したうえで保育所が決定することとなりますので、上記の希望時間とは異なる場合がございます。		
延長保育	利用希望　有　・　無	利用希望時間	時　分　～　時　分

同居している家族の状況	続柄	勤務先(学校)名	勤務先(学校)住所	電話番号	勤務時間　休日
					時　分～　時　分 月・火・水・木 金・土・日・不規則
					時　分～　時　分 月・火・水・木 金・土・日・不規則
					時　分～　時　分 月・火・水・木 金・土・日・不規則
					時　分～　時　分 月・火・水・木 金・土・日・不規則
					時　分～　時　分 月・火・水・木 金・土・日・不規則
					時　分～　時　分 月・火・水・木 金・土・日・不規則
					時　分～　時　分 月・火・水・木 金・土・日・不規則

主な送迎者					
送	続柄	自宅から保育所等まで 約　　分	主な送迎手段	徒　歩　・　自転車　・　バス・　その他　(　　)	
迎	続柄	勤務先から保育所まで 約　　分	主な送迎手段	徒　歩　・　自転車　・　バス・　その他　(　　)	

同居していない祖父母の状況	児童との続柄		年齢	健康状態	職業	住所
	父方	祖父		良　・　不良	有・無	
		祖母		良　・　不良	有・無	
	母方	祖父		良　・　不良	有・無	
		祖母		良　・　不良	有・無	

保育所等記入欄	保育時間	保育要件等
	平日　　時　分　～　時　分 土曜日　　時　分　～　時　分	☐　保育標準時間 ☐　保育短時間 ☐　育児休業(　月　日まで)
	延長保育 時　分　～　時　分　(月・火・水・木・金)	備考

令和　　年度　児童健康調査票（全歳児共通）	保育所 令和　年　月　日面接	担当者

フリガナ 児童名		性　別 男・女	生　年　月　日 平成・令和　年　月　日 （　満　歳　か月　）
保護者名		続　柄	日中保育しているかた 母・父・祖父母・その他（　　）

＊歳児は利用希望年度4月1日現在の満年齢でご記入ください。

生育歴	★出生時のことについて		
	1	妊娠期間はどのくらいでしたか。	か月　週（早産・満期産・過期産）
	2	出生時の体格を記入してください。	身長　cm・体重　g・頭囲　cm
	3	正常分娩でしたか。	正常分娩・帝王切開・吸引・鉗子・その他
	4	出生時に何か異常がありましたか。	元気・衰弱・仮死・チアノーゼ・血腫・その他
	5	保育器は使用しましたか。	未使用・使用（　日間）
	6	出生時に黄疸がありましたか。	なし・あり（　）

アレルギー	★アレルギー・病気・発達について該当する項目に○をつけ必要事項の記入をしてください。			
	☆食物アレルギーはありますか。	ある		なし　（別紙アレルギー調査票は全員記入）
	☆アトピー性皮膚炎はありますか。	ある →	あると答えたかたは下記も記入	なし
	具体的な症状			
	☆気管支喘息はありますか。	ある →	あると答えたかたは下記も記入	なし
	具体的な症状			
	☆アレルギー性結膜炎はありますか。	ある →	あると答えたかたは下記も記入	なし
	具体的な症状			
	☆アレルギー性鼻炎はありますか。	ある →	あると答えたかたは下記も記入	なし
	具体的な症状			

病歴等	☆熱性けいれんはありますか。	ある →	あると答えたかたは下記も記入	なし
	初回発生時	年　月		
	直近発生時	年　月		
	具体的な症状			
	☆先天的な疾患・現在治療中・経過観察中の病気はありますか。	ある →	あると答えたかたは下記も記入	なし
	病名			
	かかりつけ医療機関・医師名			
	現在の状況			
	通院頻度			
	手術の履歴	ある →	年　月	なし
	今後の手術の予定	ある →	年　月	なし
	現在医療的ケアはありますか。	ある →	なし	今後医療的ケアの予定はありますか　ある　なし

発達	発達について相談している病院・施設はありますか。	ある →	あると答えたかたは下記も記入	なし
	症状			
	病院・施設名	医療機関（　）児童発達支援（　）		
		子育て相談課　わかゆり学園　地域保健センター　その他（　）		

☆身体障害者手帳・療育手帳の有無　ある（　級・度）　なし

＊発達の状況（下記の質問）は、あくまでも年齢に応じためやすです。

★0歳～5歳まで全てのお子さんについて上から順に該当する項目に○をつけてください。				備考
1	首がすわっていますか。	はい	いいえ	（　　ヶ月頃から）
2	寝返りをしますか。	はい	いいえ	（　　ヶ月頃から）
3	お座りができますか。	はい	いいえ	（　　ヶ月頃から）
4	ハイハイをしますか。	はい	いいえ	（　　ヶ月頃から）
5	つかまり立ちをしますか。	はい	いいえ	（　　ヶ月頃から）
6	つたい歩きができますか。	はい	いいえ	（　　ヶ月頃から）
7	人見知りをしますか。	はい	いいえ	（　　ヶ月頃から）
8	おもちゃを目で追いますか。	はい	いいえ	
9	あやされると声を出して笑いますか。	はい	いいえ	
10	音のするほうに顔をむけますか。	はい	いいえ	
11	おもちゃに手を伸ばしますか。	はい	いいえ	
12	一人でおもちゃで遊びますか。	はい	いいえ	
13	指で小さいものをつかみますか。	はい	いいえ	
14	大人の声がけに反応しますか。	はい	いいえ	
15	離乳食は順調ですか。（順調でしたか。）	はい	いいえ	該当のものに○ 初期・中期・後期
16	哺乳瓶からミルクを飲みますか。　（0歳児のみ回答）	はい	いいえ	該当のものに○ 母乳・ミルク・混合
17	スプーンから飲むことができますか。	はい	いいえ	
18	ストローを使って飲むことができますか。	はい	いいえ	
19	手づかみで食べますか。	はい	いいえ	
20	初めての歯は生えましたか。	はい	いいえ	（　　ヶ月頃から）
視力	視力について医療機関や検診において指摘を受けたことがありますか。	ある	なし	
	あると答えたかた⇒・めがねを使用している（近視・遠視・弱視・斜視）・使用していない			
聴力	耳の聞こえについて医療機関や検診において指摘を受けたことがありますか。	ある	なし	
	あると答えたかた⇒・補聴器を使用している　・使用していない			
★1歳以上のお子さんについては、以下もお答えください。（0歳児は終了です）				
21	一人で立っていることができますか。	はい	いいえ	（　歳　ヶ月頃から）
22	歩くことができますか。	はい	いいえ	（　歳　ヶ月頃から）
23	走ることができますか。	はい	いいえ	（　歳　ヶ月頃から）
24	絵本に興味がありますか。	はい	いいえ	
25	積み木を横に並べたり、重ねたりできますか。	はい	いいえ	
26	かんたんなことば（おいで・ちょうだいなど）がわかりますか。	はい	いいえ	
27	離乳食が完了し普通食が食べられますか。	はい	いいえ	（　歳　ヶ月頃から）
28	牛乳を飲むことができますか。	はい	いいえ	
29	バイバイ、こんにちは等の身振りをしますか。	はい	いいえ	
30	「いけません」というと手を引っ込めますか。	はい	いいえ	
31	話をすると目が合いますか。	はい	いいえ	
★2歳以上のお子さんについては、以下もお答えください。　（1歳児は終了です）				
32	スプーンを使って自分で食べますか。	はい	いいえ	
33	コップで飲み物を飲むことができますか。	はい	いいえ	
34	いろいろな音に反応を示しますか。	はい	いいえ	
35	単語を話しますか。	はい	いいえ	
36	簡単な2語分を話しますか。（ワンワンいたね。これちょうだい。ママきた。等）	はい	いいえ	
37	絵本をみて動物や物の名前を聞くと指さししますか。	はい	いいえ	
38	尿意を伝えることができますか。	はい	いいえ	（　歳　ヶ月頃から）
39	便意を伝えることができますか。	はい	いいえ	（　歳　ヶ月頃から）

★2歳以上のお子さんについては、以下もお答えください　（このような行動をすることがありますか。）									
40	意味も無く人をたたく	ない	ときどき	ひんぱんに	44	急に泣いたり、はしゃいだりする	ない	ときどき	ひんぱんに
41	噛み付く	ない	ときどき	ひんぱんに	45	理由なく奇声を発する	ない	ときどき	ひんぱんに
42	物を投げる	ない	ときどき	ひんぱんに	46	じっとしていることが難しい	ない	ときどき	ひんぱんに
43	落ち着きがない	ない	ときどき	ひんぱんに	47	頭を器物に打ちつける	ない	ときどき	ひんぱんに

★3･4･5歳児以上のお子さんについては、以下もお答えください。（2歳児は終了です）				備考
48	一人で歩いたり走ったりできますか。	はい	いいえ	
49	階段を一人で上り下りできますか。	はい	いいえ	
50	両足でピョンピョン跳べますか。	はい	いいえ	
51	自分から話をしたがりますか。	はい	いいえ	
52	ほとんどの要求を言葉で表現しますか。	はい	いいえ	
53	自分の名前を聞かれたら答えますか。	はい	いいえ	
54	話しかけると目が合いますか。	はい	いいえ	
55	検診で言葉の遅れについて指摘を受けたことがありますか。	はい	いいえ	
56	こぼさずスプーンで食べることができますか。	はい	いいえ	
57	箸をつかって食べられますか。	はい	いいえ	
58	自分の席で落ち着いて食べますか。	はい	いいえ	
59	偏食はありますか。	はい	いいえ	
60	友達といっしょに遊びますか。	はい	いいえ	
61	家の外で遊びたがりますか。	はい	いいえ	
62	危険なことや、物、場所がわかりますか。	はい	いいえ	
63	自分の要求がかなえられるまでがまんすることができますか。	はい	いいえ	
64	泥んこ等汚れることを嫌がりますか。	はい	いいえ	
65	うんちやおしっこを自分でできますか。	はい	いいえ	
66	靴はひとりで履きますか。	はい	いいえ	
67	簡単な衣服を脱いだり着たりしますか。	はい	いいえ	
68	ボタンをはめられますか。	はい	いいえ	

＊面接者記入欄

様式1

アレルギー調査票

記入日：　　年　　月　　日

お子様のアレルギーについて、お尋ねします。
当てはまる項目を選び、〇で囲んでください。
その他に該当する場合は、(　)内に具体的な内容をご記入ください。

保護者名：

児童名：　　年　　月　　日生まれ　　男・女

問1　今まで、食物を食べてアレルギー反応を起こしたことがありますか。
1.ある　2.ない
(1.ある と回答された方は、問2以降もご回答ください。2.ない と回答された方はこれで終了です。)

問2　そのことで、医師の診断を受けたことがありますか。
1.ある　2.ない

問3　医師の診断の結果、除去が必要と言われた食物はありますか。
1.ある　2.ない
(1.ある と回答された方は、問3をご回答ください。)

問3-1　除去が必要と診断された食物は、何ですか。
1. 鶏卵　2.牛乳・乳製品　3.小麦　4.そば　5.ピーナッツ
6. 大豆　7.ゴマ　8.ナッツ類　9. 甲殻類　10.軟体類・貝類
11.魚卵　12.魚類　13.肉類　14.果物類
15.その他(　　)

問3-2　除去の指示がある食物を食べた時、どのような症状が出ましたか。
1. 湿疹　2.蕁麻疹　3.かゆみ　4.唇の腫れ　5.腹痛
6.嘔吐・下痢　7. 鼻水　8.くしゃみ　9.咳　10.呼吸困難
11.その他　(　　)

問3-3　家庭での対応は、どのように行っていますか。(除去の方法など)
(　　)

問4　食物アレルギーに関して、内服薬がありますか。

1.ある　2.ない

問4-1　（1.ある と回答した方に伺います。） 薬名・与薬方法をご記入ください。

1.薬名　（　　）

2.与薬方法（　　）

問5　アナフィラキシーショック症状を起こしたことがありますか。

（アナフィラキシーショックとは、原因食物を食べて間もなく、呼吸困難・血圧低下・顔面蒼白など、命に関わるような症状が現れることを指します。）

1.ある　2.ない

問5-1　（1.ある と回答した方に伺います。）

アナフィラキシーショックの原因食物は何ですか。

1. 鶏卵　2.牛乳・乳製品　3.小麦　4.そば　5.ピーナッツ

6. 大豆　7.ゴマ　8.ナッツ類　9. 甲殻類　10.軟体類・貝類

11.魚卵　12.魚類　13.肉類　14.果物類

15.その他（　　）

問5-2　（1.ある と回答した方に伺います。）

アナフィラキシーショックの既往歴を教えてください。

1.今までに起こした回数　（　　）回

2.最後の発症年月　（　　年　　月 ）

3.発症時の具体的な症状　（　　）

4.医師からの指示内容　（　　）

以上で終了です。

就労証明書

川口市長　　宛

証明日	西暦　　年　　月　　日
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	—　　—
担当者名	
記載者連絡先	—　　—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日　　年　　月　　日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称
		住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☐　火 ☐　水 ☐　木 ☐　金 ☐　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		一月当たりの就労日数　月間　　日　一週当たりの就労日数　週間　　日
		平日　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		土曜　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		日祝　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		就労日数　☐ 月間　☐ 週間　　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
		年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
		年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　）
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　　年　　月　　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名　　生年月日　　年　　月　　日　　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名　　生年月日　　年　　月　　日　　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名　　生年月日　　年　　月　　日　　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

【就労証明書】記載要領　※抜粋

2次元コードから書き方の見本ページにアクセスできます。
また、Excel版就労証明書のダウンロード、記載要領全文の確認が可能です。

※年の欄は西暦で記載してください。		
№4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名（証明書発行事業所名）及び所在地（証明書発行事業所住所）と異なる場合は、本人が実際に働いている事業所の名称及び勤務先の住所を記載してください。 ○実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、**主たる就労先の住所**を記載するようにしてください。
№6	就労時間	○雇用契約に基づく就労時間であり、**実際に就労した時間（実績）ではありません。**育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ○雇用契約上の就労時間であるため、**残業時間は除いてください。** ○**休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る。）は含めてください。** また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。 ○変則就労の場合は、主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載してください。
№7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み時間数に休憩・残業時間を含む	○直近３か月の１か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。 なお、育児休業等により直近３ヶ月において１月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の（産休・育休等取得月を除いた）就労実績を記載してください。 新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ○**有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。** ○**残業時間は就労時間数に含めてください。** ○**休憩時間（就業規則等で定められている休憩時間に限る。）は就労時間数に含めてください。** ○育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載してください。
№8～10	産前・産後休業の取得 育児休業の取得 産休・育休以外の休業の取得 ※取得予定を含む	○取得中の休業について「□取得予定」か「□取得中」にチェック（レ点記入）してください。 ○**法令上の産前・産後休業や育児休業、又はそれ以外の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。** ○終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ○複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください（例：取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する）。
№11	復職（予定）年月日	○証明書発行事業所において取得中（又は取得予定）の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック（レ点記入）し、復職予定年月日を記載してください。また、１年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック（レ点記入）し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間（No.６に記載の時間）より短い就労時間（就業規則上の特則等いわゆる時短勤務）とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック（レ点記入）してください。 ○当該短時間勤務制度の利用（予定）期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯（勤務体制変更後の就労時間帯）について記載してください。 ○No.６には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。
No.18	備考欄	○No.９の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。 ○その他特記事項があれば、この欄に記載してください。